

第2次長野県特別支援教育推進計画(案)【概要版】

長野県教育委員会事務局特別支援教育課

計画策定の趣旨

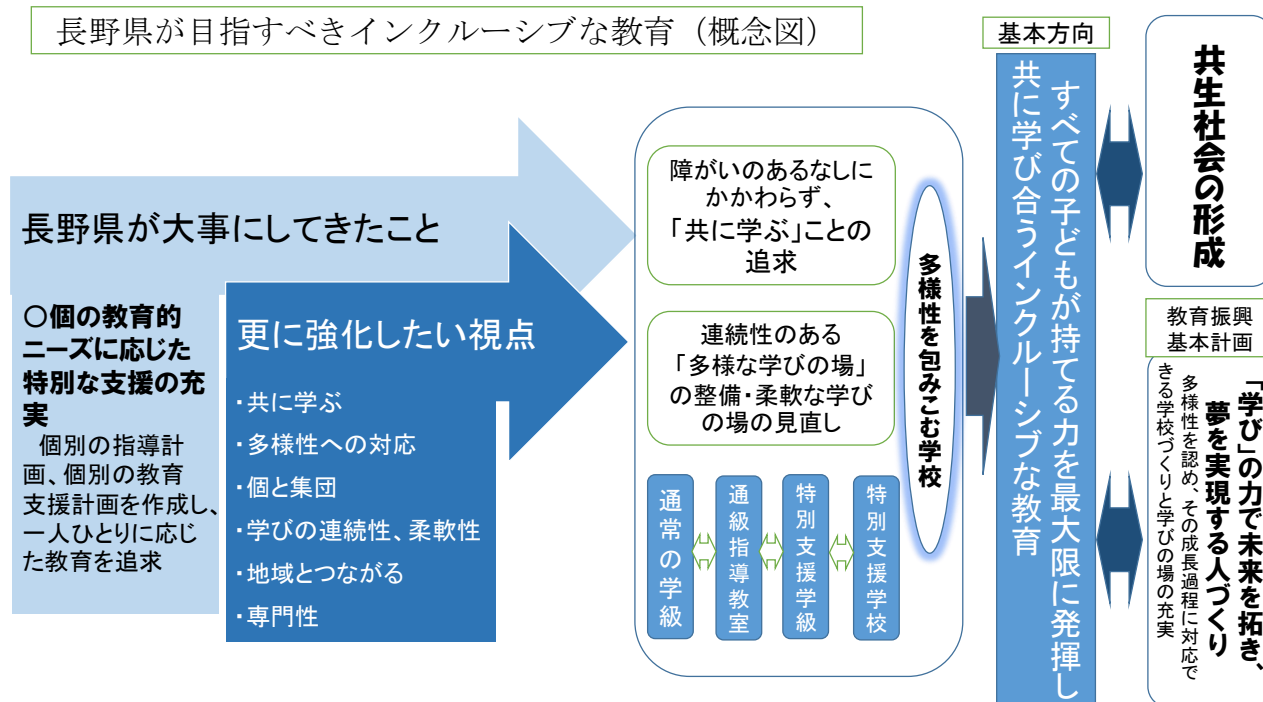
本県における特別支援教育のさらなる充実を図るため、目指すべき特別支援教育の基本方向を示す。

計画の位置づけ・計画の期間

「第3次長野県教育振興基本計画」の個別計画として策定し、およそ10年後を見据えた2018年度～2022年度までの5年間の計画。

基本方向

長野県が目指すべきインクルーシブな教育（概念図）



「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育」とは、障がいのある子が、自立と社会参加に向け、できる限り身近な地域で同世代の友と共に学ぶ中で持てる力を最大限伸ばすことができる教育であるとともに、障がいのない子も含めたすべての子が、仲間と出会い関わる中で多様性を認め合い、「多様な他者とつながる力」、「多様な価値観の中で問題を解決していく力」を育む教育です。

計画のポイント

- 1 小・中学校における特別支援教育の充実
～すべての児童生徒の学びと生活を支えるチーム支援体制の強化～
- 2 高校における特別支援教育の充実
～多様な教育的ニーズに応える学びの保障～
- 3 特別支援学校における教育の充実
～インクルーシブな教育を支える特別支援教育の拠点としての機能の再構築～
- 4 地域連携・就学相談
～生涯にわたって子どもたちを支える切れ目ない支援体制～

I 小・中学校における特別支援教育の充実

すべての児童生徒の学びと生活を支えるチーム支援体制の強化

- 1 多様性を包みこみ、すべての児童生徒が安心して学べる学級づくり
多様な児童生徒が力を発揮できるための通常学級の充実（「信州型ユニバーサルデザイン」の推進）、特別支援教育支援員の効果的活用支援、発達障がいに対する支援の充実、交流及び共同学習の推進
- 2 必要に応じて適切な支援が受けられる「連続性のある多様な学びの場」の整備
LD等通級指導教室の拡充、特別支援学級の充実、校内教育支援委員会の機能向上、入院児童生徒等への教育保障体制の充実
- 3 学校全体がチームで支援していくための体制づくり
特別支援教育に関する「学校解決力」を高めるための体制づくり、地域の関係機関との連携の促進

II 高校における特別支援教育の充実 多様な教育的ニーズに応える学びの保障

- 1 特別支援教育に係る専門性の向上
すべての教員の特別支援教育に係る理解と支援力の向上、特別支援教育に関する「学校解決力」の向上
- 2 多様な教育的ニーズに応じるための仕組の整備
中学校から高校に進学する支援を必要とする生徒の情報と支援の確実な引継ぎ
高校における「通級による指導」の着実な展開
特別支援学校分教室との互いの専門性を活用した教育活動の充実
- 3 卒業後を見据えた進路先や外部機関との連携の強化

III 特別支援学校における教育の充実

インクルーシブな教育を支える特別支援教育の拠点としての機能の再構築

- 1 中長期ビジョンに基づく特別支援学校の整備
これからの特別支援学校のあり方検討、特別支援学校中長期修繕・改修計画の策定
- 2 多様な教育的ニーズに対応する専門性の強化
自立活動等のさらなる充実と担当教員の拡充・専門性の向上、外部人材の配置・活用
- 3 卒業後の多様な自立につながるキャリア教育の充実
生徒が希望する進路を実現できる支援の充実、地域と連携したキャリア教育の充実、高等部における教育活動の充実、生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実
- 4 インクルーシブな教育を支えるセンター的機能
小・中・高校の「学校解決力」を高めるための機能の構築、早期支援の充実

IV 地域連携・教育支援の充実 生涯にわたって子どもたちを支える切れ目ない支援体制

- 1 ライフステージに応じた支援の充実
早期アセスメントを保育や教育に生かし、集団の中での育ちにつなげる取組
乳幼児期の特別支援教育等に関する相談・情報提供
医療・保健・福祉・労働・教育等の関係機関の協働による支援体制の強化
ライフステージ間の切れ目ない支援の強化
- 2 就学相談・教育支援の機能強化支援
教育的ニーズに最も適した就学先の決定を支える取組、
学びのフォローアップ（柔軟な学びの場の見直し）の促進
- 3 共生社会の実現に向けた理解啓発の促進
地域とのつながりの中で互いを知り、「共に育つ」機会の促進
生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実

第2次長野県特別支援教育推進計画(案)に対する団体・県民の皆様からのご意見及び県の計画案への反映の考え方

○ 意見募集期間 平成30年1月22日(月)～平成30年2月20日(火)

○ 意見の総数 118件、提案者 20(個人・団体含む)

○ 項目別意見数の内訳

基本方向	4件
小・中学校における特別支援教育の充実	35件
高校における特別支援教育の充実	3件
特別支援学校における教育の充実	45件
地域連携・就学相談	26件
その他	5件

No	ページ	該当箇所	意見要旨	意見に対する県の考え方
1	1	計画の位置づけ	特別支援教育推進計画が10年後を見据えての計画とされており、共に共生する社会というけれども、どのような社会が共生している社会なのか、理想の社会はどのような社会なのかが見えてこない。個々の理想・施策は正しいことをやろうとしているけれども、それは障がい者の声、学校の声、家族・保護者の声、データから判断されるものであると思う。現在、過去の課題を解決していくための取り組みも必要だが、理想・将来があつての取り組みとは大きく違ってくるのではないだろうか。今後10年で大きく変わることもあるはずで、理想を具現化していく必要がある。	障がいのない子も含めたすべての子が、仲間と出会い関わる中で多様性を認め合い、持てる力を最大限に発揮し、共に学び合う、インクルーシブな教育を目指しており、このことが共生社会につながるかと考えています。御意見の趣旨は、「基本方向」に記載しており、施策を進める中で御意見の趣旨を生かしていきたいと考えます。
2	2	基本方向	「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育」という基本方向について、特別支援教育を障害児の教育に限定せず、「すべての子ども」を対象としたことを評価したいと思います。しかし、障害者権利条約やインクルーシブ教育を初めて規定した「サラマンカ宣言」にあるように、障害児をはじめ、ストリート・チルドレンや労働している子どもたち、人里離れた地域の子どもたち、言語的・民族的・文化的マイノリティーの子どもたちなどの教育保障についても検討すべきではないでしょうか。	御意見の趣旨は、「基本方向」に記載しております。障がいのあるなしにかかわらず、「すべての子どもたち」にとって必要な教育としてとらえ、多様な他者を理解し、多様な者どうしがつながり合う力を育成することは、人権感覚を養い、共生社会の形成につながると考えます。
3	2	基本方向	共に学ぶことが目的ではない、共に存在を理解すること、できれば、互いに尊敬しあえる存在であることを認識できる場面であることが必要なんだと思う、大きい小さいはあれども世の中の役割を担っている存在として関わりありあつていことが必要と考える。	御意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。

4	2	基本方向	インクルーシブな教育で概念図を書いているが、共生社会の概念図はどのような状態なのか？そこが整理されていないと、取り組みが決まってしまうと思う。障がい者の個性は違っても共生社会という枠組みは変わらない。発達障がい、肢体不自由、重度の障がい・・・どのレベルの人がどのように共生しているかの将来像があるほうが、施策としての取り組みも的を得た取り組みができると思う。障がいの有る人たちは、どこで何をしているのか？そこに普通の人たちとの接点がないと共生にはならない。	共生社会のあり方については、本計画案に具体的な姿勢をお示しすることは困難ですが、重要なご指摘と認識しておりますので、障がいのある子どもたちの目立と社会参加に向け、知事部局とも連携し引き続き検討してまいります。
5	5	小・中学校の充実	インクルーシブな教育を実現するためには、障害のある子どもや「特別支援学級」のカテゴリーで考えるだけでは不十分で、教育制度全体を見渡した制度設計や教育条件整備が必要です。多様な児童生徒へきめ細やかな指導・支援を行うことができるように、教職員定数の改善や学級定員のさらなる引き下げを県独自で行うとともに、国に対しても改善を働きかけてほしいです。また、「全国学力・学習状況調査」に象徴的な点数学力を競うような教育ではなく、多様な児童生徒が力を発揮できるような教育の在り方について、現場の実態をもとにさらに議論をしていく必要があると考えます。	御意見をいただきました事項は、教育制度全般についての御意見であり、本計画案への反映は困難ですが、教職員定数については国に要望するなど、引き続き教育環境の充実に努めてまいります。
6	5	小・中学校の充実	制度上、発達障害の指導は、通常の小中学校で行うことになっていきます。特別支援学校の教員は発達障害の専門性、実践経験が豊富なわけではありません。（現状では、「よりました」ですが）本来は、専門性並びに教育実践力のある教員を小中学校に配置、養成していくべきです。また、県計画案では、小中学校、特別支援学校、高校の全てにおいて「教員養成」「同採用」の在り方についての課題が抜け落ちていきます。本質にかかわる課題ですので十分に検討し、項を起こして計画に加えてください。	本計画案では特別支援教育に関する高い資質・能力を有する教員の育成を位置づけておりますので、そのための方策については御意見を参考にしながら、今後検討してまいります。
7	5	小・中学校の充実	通常学級で多様な児童生徒が力を発揮できるようにするために、学級の人数が多すぎます。長野県として、「信州こまやか教育プラン」として中3までの国よりも手厚く学級定員の引き下げをしていただいているのは承知していますが、一人ひとりのニーズに応じた教育を行うためには、さらに学級定員の引き下げや複数担任制の導入などを行わなければ、現在の長時間・過密労働状態にある学級担任にとつて、過重の負担になり、実現は困難であると考えます。	定員の引き下げや複数担任の配置は困難ですが、すべての子どもが持てる力を十分発揮できるように、御意見を参考に、必要な施策に取組んでまいります。
8	5	小・中学校の充実	信州型ユニバーサルデザインについて、どのように進めていくかが具体的ではありませんが、検討チームを作るなどご紹介するなどでしょうか。例えば、マスのあるノートに漢字を書いて埋めていくなどの宿題は、発達障害の専門家からもよく批判されていますが、そういう今ままでよとしてきた授業・宿題、訓練型の学習など具体的にやめていくべきこと、すすめていくべきことを教育委員会が示し、教員や保護者に理解してもらいように意思表示しないと、今までのやり方を変えないことは難しいと思います。信州型ユニバーサルデザインの早期具体化とわかりやすいパンフレット等による配布を希望します。	「信州型ユニバーサルデザイン」を早期に具体化し、リーフレットの作成を予定しております。すべての子どもがわかる・できるための授業づくりや環境づくりのための基盤となる内容を各学校で大事にしている学習環境、学習規律、単元や題材のまとめり、学習活動、子どものかかわり等の観点から具体化し、リーフレットにまとめます。校内研修や指導主事の学校訪問における活用などを通して、広く周知してまいります。

9	5	小・中学校	通常学級の充実	<p>「信州型ユニバーサルデザイン」にかかわっては、そもその教える内容について、中身は問わずにわかりやすく伝えればよいということではないはずです。特に全国学力テストが始まって以降、学ぶ「過程」よりも「結果」が重視され、競争的な状況が広がっており、学習についていけず、疎外感や劣等感を感じている児童生徒が増えていることを現場の実感として感じています。そのことが特別支援教育対象者の増加の背景の一因であると考えられています。国連が再三にわたって「教育制度の過度に競争的な性格」が「子どもの肉体的および精神的な健康に否定的な影響を及ぼし、子どもの最大限可能なまでに発達することを妨げている」と懸念を表明しているように、全国学力テストからの離脱など過度に競争的な状況の改善などの具体的な方策を講じることが重要と考えます。</p>	<p>すべての子どもが持てる力を発揮できるように、御意見を参考に「信州型ユニバーサルデザイン」による授業実践に取り組んでまいります。</p>
10	5	小・中学校	通常学級の充実	<p>マネジメントリーダーの配置基準の記載がないかと思いますが、後半のほうにも何度が登場し、重要な役割かと思えます。例えば特別支援教育士の資格を取得しているか資格要件が必要かと思えます。実際の仕事として指導方法の助言をするアドバイザーとネットワークを結ぶコーディネーターと、理念に沿って管理するマネージャーの3つの役割があり、どのような方が担うのか想像が付きません。地域や医療とのネットワークを結ぶことについてはマネジメントリーダーという新たな役割を置くよりも各部署で集まって検討し、必要によっては組織の見直しが必要ではないかと思えます。</p>	<p>マネジメントリーダーにつきましては、学校が多様性を包みこむ学びの場となるため、また、通常の学級における授業の充実のために、御意見を踏まえ、今後具体化に向けて検討してまいります。</p>
11	5	小・中学校	通常学級の充実	<p>現場では特別支援教育コーディネーターの専任化を求める声が強く、すべての学校に配置され、校内の特別支援教育を取り仕切るとともに、医療や福祉などの外部機関との連携も期待されています。「特別支援教育コーディネーター」の専任配置を行う必要があります。「マネジメントリーダー」の配置の記述がありますが、具体的な職務内容についてはわかりません。「マネジメントリーダー」を配置するのであれば、専任特別支援教育コーディネーターのような役割を担えるようにする必要があります。</p>	<p>特別支援教育コーディネーターは、教員や保護者、地域などの連絡調整に当たり、校内の支援体制を構築する上で重要な職務を担っていると認識しています。厳しい財政状況下であり、専任のコーディネーターの配置は直ちには困難ですが、子どもたちにとって望ましいあり方を検討するとともに、特別支援教育の充実に向け加配を国に要望してまいります。御意見を踏まえ、マネジメントリーダーがより機能していただくための体制について検討します。</p>
12	5	小・中学校	通常学級の充実	<p>「個別の指導計画」等の作成にあたっては、特別支援学校の教員の助言や援助も活用できるかもしれませんが、まずは普段から対象の児童生徒の実態把握をすることのできる特別支援教育コーディネーターの役割が重要です。表面的な課題の改善ではなく、対象児童生徒の内面や背景をしっかりと捉えたい指導・支援の計画とするためには、特別支援教育コーディネーターを専任で配置し、対象児童生徒の実態把握や担任・保護者・外部機関との連携が十分に行えるようにする必要があります。また、今日、教職員の「働き方」が社会的な注目を集めています。多忙な学校現場で過度な負担なく計画を作成できるように、要点を端的に記述できるように形式の研究も必要です。</p>	<p>特別支援教育コーディネーターは、教員や保護者、地域などの連絡調整に当たり、校内の支援体制を構築する上で重要な職務を担っていると認識しています。厳しい財政状況下であり、専任のコーディネーターの配置は直ちには困難ですが、子どもたちにとって望ましいあり方を検討するとともに、特別支援教育の充実に向け加配を国に要望してまいります。個別の指導計画等の様式については、事業を進める中で御意見の趣旨を生かしていきたいと考えています。</p>

13	小・中学校	特別支援教育支援員	<p>現行の支援員の専門性を高めることには賛成ですが、そもそも処遇面でも身分的にも不十分な支援員に高い専門性を求めること自体に疑義があります。本来は、正規の教員が指導に当たるべきです。(当面、支援員の処遇改善を進めながら…)</p> <p>特別支援学級については当面、法制度を遵守して、「障害種ごとに」「一人でもいれれば開設」し、学校規模・学級数通りの教職員配置を整備すれば、通常学校全体の指導体制は飛躍的に充実されることと思えます。併せて、今後の課題として特別支援学級の実態に応じた定員の引き下げ、通常学級の少人数化、複数担任化(教科等の専門性を分担できることを含め)の検討が必要です。</p>	<p>特別支援学級の県基準は、友と共に学ぶことを大事に考え、1学級3名以上、8名以下を原則としています。が、各学校の状況によっては弾力的に運用しているところ。学級定員(8名)の引き下げについては国の定数改善が必要であり、現状では引き下げは困難です。国には教員の定数改善に関わり、特別支援教育の充実について要望しているところですが、特別支援学校のセンター的機能の活用や、校内支援体制の充実により、特別支援教育支援員や特別支援学級での支援を支える仕組みを構築します。</p>
14	小・中学校	特別支援教育支援員	<p>(2) 特別支援教育支援員の効果的活用支援</p> <p>・現場の実態は、「支援員がいなければ学校が回らない」という声が多く寄せられ、支援員が特別支援のみならず、学校全体のフォローをしている状態です。また、パートタイムでの就労であるために打合せの時間も保障されず、「教員免許を必要しない」としながらも実質的には、高度な専門性が求められ、教員とほぼ変わらない仕事をしているのが実態です。資料にあるように、そもそも「6.5%の在籍率」としているにも関わらず、正規に教員を配置せずに、「支援員」という安上がりな形で乗り切ろうとする方向性は誤りだったと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>また、市町村ごとに配置や待遇が大きな差があり、教育の機会均等の点からも問題がある制度です。支援員制度はこのままいけば、必ず制度の崩壊を招くと考えます。当面は、その職務の専門性を認め、専門家としての待遇の改善と打ち合わせ等の時間の保障をすべきです。さらに、支援員ではなく、教員を配置するよう国にはたらかせかけたり、県独自でも検討したりするべきと考えます。</p>	<p>特別支援教育支援員が多くの小・中学校に配置されている現実を踏まえ、特別支援教育支援員と学級担任が連携する等、発達障がい等があり支援が必要な児童生徒に対して効果的に支援できるよう、市町村教育委員会を支援していきます。</p>
15	小・中学校	交流及び共同学習	<p>例えば、養護学校で作った作品を交流校の廊下に展示して特別クラス以外の生徒にも見せよう。誰でも、素晴らしいものを展示できる訳ではないが、絵や書、詩などいいねと感ぜられる作品を作れる生徒はいます。無理して話すというストレスよりも、あなたの作品がいいねと言ってもらえることでも、交流になるのではないだろうか。</p>	<p>御意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。</p>
16	小・中学校	連続性のある多様な学習場の整備	<p>高校再編についての議論が、長野県内全域で検討が行われています。高校での、特別支援学級及び通級の整備を含め、教室の確保の為に高校再編との連携(高校教育課との連携)を密にして頂き、連絡調整を確実にお願います。空き教室の利用、施設の分教室としての利活用が可能になると考えます。</p>	<p>御意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。</p>

17	小・中 学校	通級指導 教室	LD等通級指導教室の拡充については、小・中学校現場また必要とされるお子様を養っておられる保護者のみなさまからの要望が非常に多いと思います。必要とする児童生徒が利用できるよう計画的に拡充を進めていただきたいと思います。また、言語障害の通級指導教室についても、利用人数に合わせて拡充をお願いします。とりわけ、複数配置で多様な教育的ニーズに応えることが求められています。	今後、通級指導担当教員の基礎定数化を踏まえ、本県全域のバランスを見ながら必要なLD等通級指導教室等の計画的な設置を検討してまいります。
18	小・中 学校	通級指導 教室	LD等通級指導教室については、小学校だけでなくそのまますべての児童生徒が利用できるよう計画的に拡充をすすめていただきたいと思います。一方、言語障害の通級指導教室(ことばの教室)については記述されていませんので、加筆する必要があると考えます。ことばの教室についても、すべての児童生徒が利用できるように、必要に応じて拡充を行う必要があります。	
19	小・中 学校	通級指導 教室	LD等通級指導教室の拡充については、本計画案にもあるとおり、必要とする児童生徒が利用できるよう計画的に拡充をすすめていただきたいと思います。一方、言語障害の通級指導教室(ことばの教室)については記述されていませんので、加筆する必要があると考えます。ことばの教室についても、すべての児童生徒が利用できるように、必要に応じて拡充を行う必要があります。	
20	小・中 学校	通級指導 教室	・言語障害通級指導教室(ことばの教室)についても、必要性が高いので、併せて拡充の方向をお願いします。 ・通級指導教室について、やはり全ての学校に設置されることが理想ですが、当面は、拠点校に複数で担当者を配置し、専門性を育むとともに、「巡回指導」「サテライト型指導」などを行って、できるだけ生活に近い場での学習保障を行うべきと考えられるので方向性について賛成します。	
21	小・中 学校	特別支援 学級	「在籍する児童生徒の状態は多様」とありますが、まさに一対一の対応が常時求められるほどの状況で、定員いっぱい(8名)の児童生徒を抱える学級の困難(は)限泉状態です。研修の充実だけでなく、学級定員引き下げが必要と考えます。学級定員の引き下げ、せめて見直しについて記述していただきたい。	特別支援学級の県基準は、友と共に学ぶことを大事に考え、1学級3名以上、8名以下を原則としています。各学級の状況によって弾力的に運用しているところ。学級定員(8名)の引き下げについては国の定数改善が必要であり、現状では引き下げは困難であります。国には教員の定数改善に関わり、特別支援教育の充実について要望しているところです。
22	小・中 学校	特別支援 学級	現場では年々「定員の引き下げ」を求める声が強くなってきています。「特別支援教育」や「インクルーシブ教育」の考え方の広がりにより、「遠くの特別支援学校ではなく、地域の学校に」という流れが強まり、「学校判定」のお子さんが小中学校に多く在籍しています。また国が認定就学者制度から「認定特別支援学校就学者制度」へと制度を転換したこともあり、もはや障害児学級と障害児学校の法的にも実態も垣根がほとんどなくなってきたといえます。それにも関わらず、障害児学級の定員は四半世紀以上「8名」に据え置かれたままです。長野県では全国に先駆けて通常学級の少人数化を進め、中学3年生まで国を上回る手厚い措置がされています。早急に障害児学級の8名から6名への定員引き下げを行い、きめ細やかな支援指導が行える体制を整えるべきです。当面は、7・8名学級には加配教員をつけるなどの措置を行うべきと考えます。	
23	小・中 学校	特別支援 学級	特別支援学級に在籍する児童生徒の障害の状況や発達段階はさまざま多様になり、現行の学級定員8名では一人ひとりに合った支援を行うことが困難になってきています。通常の学級と同様に特別支援学級も県独自に定員を引き下げざるを得ないと思います。また、「個の教育的ニーズ」に応じた特別な支援の充実」という観点から県独自で定めている3名という学級開設基準は見直し、障害種別に1名でも学級開設を認めていく必要があると考えます。	

24	7	小・中 学校	特別支援 学級	特別支援学級について、それぞれの障害に応じて「知的障害」「肢体不自由」「病弱・身体虚弱」「弱視」「難聴」「言語障害」「自閉症・情緒障害」の学級がそれぞれ、当該校に1名でもいれれば設置できるはですが、長野県は13名揃わなければ学級設置できない」と独自の基準を設けており、これは専門性の高い教育を保障するという点から見ると、著しく合理的配慮を欠く状態であると考えます。「3名」の根拠についても「社会性が育たない」などという理由を県教委から伺ったこともありませんが、運用でクリアできることであり、理由にはなりません。「在籍する児童生徒の障がいの状態が多様であることを踏まえる」ならば、当該校に1名でも対象の児童生徒がいるならば、障害種別に専門の教員を配置することが最低限必要ではないでしょうか。	特別支援学級の県基準は、友と共に学ぶことを大事に考え、1学級3名以上、8名以下を原則としています。各学校の実態によって弾力的に運用しているところ。学級定員(8名)の引き下げについては国の定数改善が必要であり、現状では引き下げは困難でありま。国には教員の定数改善に関わり、特別支援教育の充実について要望しているところです。
25	7	小・中 学校	特別支援 学級	特別支援学級の開設基準について、1名でも対象児童生徒がいる場合に学級開設を認めていただきたい。特に小規模校では教員数が少ないため、対象児童生徒への対応が十分できなかつたり、校内の運営に支障がでます。	
26	7	小・中 学校	特別支援 学級	特別支援学級の担任は、特別支援学校とはまた違った独特な専門性が求められると見えます。研修の充実の方向性は支持しますが、特別支援学校免許状を保有することだけでよいでしょうか。	特別支援学級の専門性の向上のため、大学との連携を含め、研修内容の充実を図るとともに、特別支援学校のセンター的機能や外部専門家との連携を図りま。また、学校長のリーダーシップのもと、学校全体がチームとして支援できるような体制づくりを強化します。
27	7	小・中 学校	特別支援 学級	特別支援教育の専門性を高めるために、特別支援学校教諭免許状の保有率向上を目指していますが、特別支援学校教諭免許状の領域は、知・肢・病・視覚・聴覚であり、発達障害等のある児童生徒への対応について考えると、必ずしも「特別支援学校教諭免許状＝専門性」とは言い切れないように感じます。また、特別支援学級を担任する際に特別支援学校教諭免許状を所有することについては、法令上の規定もありませんが、特別支援学校教諭免許状を所有していることが望ましいとは思いますが、根本的には大学等における小・中学校教員養成課程を見直し、障害のある児童生徒をはじめ、特別な支援を必要とする児童生徒に対する教育の専門性をさらに高めていく必要があると考えます。	
28	7	小・中 学校	特別支援 学級	普通小学校支援級判定が出て地元の小学校に上がっても小学校の支援級を受け持つ先生の知識不足を感じる。障害を持った子の言動に対しての知識不足からくる対応の不十分さ、間違った対応により問題の長期化などがある。定期的に支援級を受け持つ先生方への教育をしっかり行なって欲しい。そして学校全体の支援級に対しての理解や対応も外からしっかりと評価する必要があるのではないか。	

29	小・中 学校	チーム支 援体制	現在、特別支援教育コーディネーターには、特別支援学級の担任が指名されているケースが多いのですが、両立していくのは非常に困難です。通常の学級に支援の必要な児童生徒がいても自分の学級を空けて見に行くことは難しく、逆に校内の支援の必要な児童生徒に丁寧に対応していると自分の学級の授業準備や学級のづくりに時間が取れないといった葛藤を抱えながら業務にあたっています。「学校解決力」を高めていくためには、校内のキーパーソンとして、特別支援教育コーディネーターを専任で配置する必要があると考えます。本計画(案)で示されている「マネジメントリーダー」については具体的な役割等が明確にされていませんが、専任の特別支援教育コーディネーターのような、特別支援教育における校内のキーパーソンとしての役割を担えるようにしてください。	特別支援教育コーディネーターは、教員や保護者、地域などの連絡調整に当たったり、校内の支援体制を構築する上で重要な職務を担っていると認識しています。厳しい財政状況下であり、専任のコーディネーターの配置は直ちに困難です。子どもたちにとって望ましいあり方を検討するとともに、特別支援教育の充実に向け加配を国に要望してまいります。また、御意見を踏まえ、マネジメントリーダーがより機能していくための体制について検討します。
30	小・中 学校	チーム支 援体制	各校で最も望まれているのは、専門性の高いコーディネーターの専任化です。加えてください。	
31	小・中 学校	チーム支 援体制	「マネジメントリーダー」について、本年度は予算措置が見送られたようだが、役割が明確にされていない。「学校と関係機関との連携や学校のチームとしての課題解決力の向上」ということが書かれていたが、これは現状では「特別支援教育コーディネーター」の役割だと思われる。1月18日に行われた総合教育会議の席上で、教育長は「誰かがやるのではなく、全員ができることが必要」という趣旨の発言をしていた。困難な中、現状で果たしている「特コ」の役割を理解していないかと思えない発言だった。「特コ」は重要であり、「チーム」の中心にもなっている。教育委員会として、まず「特コ」の重要性を正しく認識すべき。必要な人を配置するための予算を大胆に確保し、重要な役割を果たしている「特コ」を専任化していく方針を明記すべきだと考える。	
32	小・中 学校	チーム支 援体制	「マネジメントリーダー」の配置については、専任特別支援教育コーディネーターの役割を果たせるようにする必要があります。	
33	小・中 学校	チーム支 援体制	各校の特別支援教育コーディネーターは、特別支援学級を担任している場合は多いので、学校全体の様子を把握するために専任にしたいだけとありがたいです。	
34	小・中 学校	チーム支 援体制	「学校解決力」を高めていくためには、校内に専任の特別支援教育コーディネーターを配置することが絶対に欠かせません。「マネジメントリーダー」が、必要とされるお子さんがおられるすべての小中学校で、専任コーディネーターのような役割を担えるようにしてください。	
35	小・中 学校	チーム支 援体制	特別支援教育コーディネーターの現状がたいへんよく把握されている。特別支援教育コーディネーターは“兼務”でなく“基礎定数化による専任者配置”として改善を図るべきである。	

36	小・中学校	チーム支援体制	知的障がいを持つ子どもの母親です。学校全体で取り組む対策の強化をお願いしたいです。特別支援学級に在籍している児童のことは、支援級担任に任せてしまっている教員がいます。トラブルが目の前で起こっていても、〇〇先生に言いなさい、と自ら関わることが拒否する、あり得ないことでした。そのような事態に陥らないためには、全ての教員に対する特別支援教育経験が必要だと考えます。また、特別支援教育に関わる教員の資質向上を求めます。特別な支援を要する子どもに関わる教員は高い能力が求められると考えます。	御意見の趣旨は、「Ⅰ-3 学校全体がチームで支援していくための体制づくり」に記載しておりますが、すべての学校、学級において、多様な子どもたちが互いに認め合い、持てる力を十分発揮し、集団の中で安心して学ぶことができるよう、すべての教員の特別支援教育に係る理解と支援力の向上を図るとともに、校内体制の整備に引き続き取り組みます。
37	小・中学校	医療的ケア	医療的ケアの必要な児童生徒にとっては、何より安心して学ぶことができる環境づくりが必要です。看護師の配置をすすめるとともに、専門的な支援を充実するために教員を加配するなどの対応が必要です。	小・中学校における医療的ケアを必要とする児童生徒への支援を充実させるよう、特別支援学校のセンター機能の活用とともに、県から市町村への情報提供等の支援を強化します。
38	小・中学校	医療的ケア	・医療的ケアを必要とする児童生徒の専門的支援の充実について、「特別支援学校の自立活動担当教員等による巡回相談支援」とありますが、日常的な支援や緊急時の対応などの点から、実質的にはほとんど機能しないと考えます。専門の教員や看護師を当該校に配置することこそが重要ではないでしょうか。	御意見の趣旨を踏まえ、現状と課題に追加します。
39	小・中学校	医療的ケア	医療的ケアを必要とする児童生徒については、「看護師配置」や「医療・福祉機関との連携」を課題として加えてください。	御意見の趣旨を踏まえ、現状と課題に追加します。
40	高校	特別支援教育の専門性の向上	高等学校における特別支援教育の進展に大きな期待を寄せています。そのためには、必要性の高い学校から、コーディネーターの専任化、特別支援教育担当教員の複数配置を早急に整備することが必要です。	御意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
41	高校	高校入学者選抜における合理的配慮	私の息子はLDの書字障害の診断が出ています。学校では算数と国語は個別対応してもらっています。タブレットを使用したり、口頭で答えて先生が代筆したり工夫してもらっています。中学でも引き続き支援が受けられるので心配はないのですが、高校入試の時に現時点では発達障害児に対して特別な配慮はないと先生から聞かれました。書字障害なので、書く事(漢字を書く)に少し困難があるので、個室で受けられるのか、試験時間が延長されるのか、タブレットで試験が可能なのかなど知りたいです。また、高校によって受験は変わるのか等、高校受験に不安があります。高校に入れない場合は将来の希望がもてません。書く事が苦手ですが、それ以外に困ったことはありません。受験に対しての具体的な施策をお願いします。	御意見の趣旨は、「Ⅱ-2-(1) 中学校から高校に進学する支援を必要とする生徒の情報支援の確実な引継ぎ」に記載しており、御意見をいただきました点につきましても、今後、研究を進めていく中で参考にさせていただきます。
42	高校	関係機関との連携	3(1)の最後に“進路先への支援情報の引き継ぎを促進します。”とあるが、障害を持った方のクローズ入社で、困っている企業が増えてきている。学校側は、最悪のケースも含めて、事前に情報を出し、どのように配慮すれば支障なく働けるかを確実に引き継ぐようにしてほしい。企業も少しずつ障害者を受け入れようとして下っているが、情報の引き継ぎがなされないと、「もう、障害者は雇いたくない」となってしまうため。	御意見の趣旨は、「Ⅱ-3-(1) 卒業後を見据えた進路先や外部機関との連携の強化」に記載しております。なお、御意見をいただきました点につきましては、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。

43	14	特別支援学校	生徒の生活環境は時代とともに変化しており、片親家庭や両親共働きがより一般的になっている今、特別支援学校に入学した場合、普通小中学校に比べての登校受け入れ時間の遅さと下校時間の早さ、休暇の多さ、学童にあたるものがないことなどが家庭の大きな負担になっています。放課後については放課後等デイサービスが増えています。朝の登校時間については何も改善策がありません。こちらは福祉だけでは限界があり、学校側の協力が不可欠です。学校の受け入れ時間を早め、(たとえば8時から生徒たちを受け入れ)、その間預かり用の部屋で支援員等が見守りするなど、子供を普通小中学校に入れた場合に近い生活ができるように改善をお願いします。	児童生徒の安全確保を最優先として受け入れ体制を整える必要があること、また、職員の勤務体制(時間)もあり困難ですが、可能性について研究していきます。
44	14	特別支援学校	障がいのある子どもたちのかを学校、支援学校、保護者が集まって集中的に議論したほうが良いのではないだろうか。各校が実施した内容をフィードバックしていくのは良いことだが、何年もかかってしまう。・・・10年なんか直ぐ来てしまう。県養P連の集まりも、陳情だけでなく、副学籍のシステムをどのような活動にしていこうかが子どもたちのためにいいのかを考慮議論することがあっても良いかもしれない。	御意見をいただきました。事項は、今後の検討の参考にさせていただきます。
45	14	特別支援学校	貧しい教育条件整備は、当然、子どもたちの教育内容にも制限があります。障がいがある子どもたちも発達障害されるよう、必要とする教職員の確保並びに学校の新設を含め施設整備の拡充は喫緊の課題です。県教委として、これまでの経過や実態を正確に把握・検証し新しい特別支援学校を含めた教育全体の整備基本計画を作成していくことが求められています。また、計画作成にあたっては、保護者、障がいのある当事者、現場教職員、関係専門職などを中心とした委員会を組織し、一定の時間をかけ民主的な手続きを経て作成することが必要です。	御意見をいただきました。事項は、今後の検討の参考にさせていただきます。
46	14	特別支援学校	県計画では、「できる限り身近な場所で専門性の高い教育が受けられる」とされ、以前の協議会においても、「小規模・地域分散型、センター的機能の充実」などが提起されてきました。当会でも、この方向性を望む声が多数あります。◇市レベルの人口のある地域に、センター的役割の果たせる特別支援学校を設置する。(分校で良いかどうかは地域により検討) ◇学校の機能として、幼児教育、小中義務教育、高等部、専攻科、寄宿舎などを置く ◇センター的機能として、乳幼児期からの療育・福祉等の相談・支援、社会参加や進路支援、社会教育(※生涯教育)ほかを考えられます。 ※地域の障がい者を含めた文化・スポーツ活動等の推進 地域の障がい福祉専門職、医療・療育ほかとの連携を図ることにより、限られた人材を有効に生かし、学校施設設備も有効に活用することができます。また、生涯に渡り、地域の障がい児者の支援の情報も共有・活用することができます。上記の理由により、早期支援の中に、知的障がい、肢体障がい等も加えてください。記述項目のない「高等部専攻科」を加えてください。	知的障がいや肢体不自由の早期支援や、高等部専攻科を本計画案に反映することは困難ですが、身近な地域で専門性が高い教育が受けられる仕組みや、地域との生涯にわたる連携については重要な視点と考慮しておりますので、引き続き特別支援学校のあり方検討をする中で参考とさせていただきます。

47	特別支援学校	あり方検討	引き続き、盲学校・ろう学校ともに県内2校体制を維持し、全県をカバーできる専門機関としての役割を強化する方向が重要と考えます。	御意見をいただきました。事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
48	特別支援学校	あり方検討	小規模分散化された障害児学校に「幼稚部」を設置し、より身近な地域での幼児期の療育拠点となるよう整備していくことも求めていきたいと考えます。	いただいた御意見を反映することは困難ですが、より身近な地域で専門性の高い教育が受けられる仕組みについて検討してまいります。
49	特別支援学校	あり方検討	分教室では教職員配置も施設設備も不十分です。子どもたちの豊かな学びを保障するためには、小規模でも「学校」として設置をする必要があります。少なくとも一定の学校機能を備えた「分校」として設置しなければ、「より身近な地域で専門性の高い教育を受けたい」という保護者の願いに応えられません。	これからの特別支援学校のあり方検討の中で、身近な地域で専門性の高い教育を受けられるための方策について検討します。また、分教室を含めた特別支援学校の施設整備の充実に向けて、引き続き努力してまいります。
50	特別支援学校	あり方検討	分教室では教職員配置も施設設備も不十分です。子どもたちの豊かな学びを保障するためには、小規模でも「学校」として設置をする必要があります。少なくとも一定の学校機能を備えた「分校」として設置しなければ、「より身近な地域で専門性の高い教育を受けたい」という保護者の願いに応えられません。	
51	特別支援学校	あり方検討	子どもたちに豊かな学びを保証するためには、分教室では教職員配置や施設設備の面で不十分です。「学校」としての設置を求めますが、少なくとも一定の学校機能を備えた「分校」を設置することが必要です。	
52	特別支援学校	あり方検討	寄宿舍がこれまで果たしてきた教育的役割を評価する記述を加えるとともに、寄宿舍教員の定数との乖離解消についても言及していただきたい。	御意見の趣旨は、「Ⅲ-1-(1)これからの特別支援学校のあり方検討」に記載しておりますが、今後、事業実施の段階で参考にさせていただきます。
53	特別支援学校	あり方検討	子どもたちの自立や社会参加の力を培うことなど、寄宿舍がこれまで果たしてきた教育的役割を評価するとともに、寄宿舍教員の定数乖離や待機児童生徒の解消に向けた検討も必要です。	
54	特別支援学校	あり方検討	寄宿舍に入舎する児童生徒は減少傾向とありますが、各学校で開きがあると考えます。我が学校は希望者が多く、抽選となります。出来るだけ希望者（自立を進めたいことを考えて）が入れるように整備を強く要望します。寄宿舍職員の育成も併せてお願いしたい。また、各特別支援学校の近隣に、県有施設の寮、空き施設があるのであれば有効利用ができないのか実情調査と検討をお願いいたします。	

55	15	特別支援学校	副次的な周知・啓発、推進について	送り出す特別支援学校、受け入れる各小中学校それぞれに対して、大きな理解と体制、子どもの体調等いろいろな支援が必要となると考えます。ただし、とりあえずやってみないと何が問題なのかということが明確にならない、分からないということだと思えます。ぜひ、前向きに検討いただき、長野県内77市町村全部で受け入れ態勢をしていただけますよう、まずは教育委員会様からご指導をお願いいたします。	御意見の趣旨は、「Ⅲ-1-1(1)これからの特別支援学校のあり方検討」に記載しており、既に実施している市町村の取組を全県へ発信、啓発に努めてまいります。
56	15	特別支援学校	整備計画 方針	県養P連での陳情で養護学校の不備・不備な面で陳情し予算をお願いしていく、教育委員の方も限られた予算をどのように配分するかを悩みなから進めていく。そのことはとても重要だと感じてはいる。しかし、さらに、将来を見据えた時に養護学校で、“こんな新しい技能を学ばすために必要な機材・設備をそろえていくために予算をとりますよ”“先生方は、必要な技術・知識を学んでください”という取り組みも必要ではないでしょうか。設備などへの予算、人への予算、将来への予算。次の技術・技能を考えて教育計画に落とし込んでいく。そのために必要な設備・装置の予算枠を確保していくということも大切な取り組みになるのではないのでしょうか。ITソフトの開発とか、介護機器の調査・確認とかもあると思います。(高齢者福祉と重なる面)何を重点に取り組むのかなど、これからのなかでもれませんが、多くの取り組みには、予算が必要になってくるのは判っておられると思いますので、見えるようにしてほしいです。	御意見の趣旨は、「Ⅲ-1-1(2)県のフアシリテイマネジメント基本計画に基づく、特別支援学校の中長期修繕・改修計画の策定」に記載しておりますので、今後、事業実施の段階で参考にさせていただきます。
57	15	特別支援学校	整備計画 方針	特別支援学校の整備については、子どもたちの教育的ニーズから、どのような施設・設備が必要かを検討するべきです。子どもたちの学びを抜きにした検討とならないことを求めます。	御意見の趣旨は、「Ⅲ-1-1(2)県のフアシリテイマネジメント基本計画に基づく、特別支援学校の中長期修繕・改修計画の策定」に記載しております。まずは、障がい種別のニーズや各校の児童生徒数の推移、地域の実情を踏まえ、これからの特別支援学校のあり方を検討した上で、特別支援学校の中長期修繕・改修計画を作成します。
58	15	特別支援学校	整備計画 方針	「小中学校の児童生徒が増えた場合、どうするのか」普通に考えれば結論は明らかです。長期間にわたり、校庭をつぶしてプレハブ校舎でまかなったり、特別教室を教室に転用しそのまま放置してきたりしは、明らかに障害のある子どもたちへの差別と言わざるを得ません。憲法や国連で採択された人権(子どもの教育権を含む)にかかわる諸条約の理念から見ても、子ども達の教育条件整備の前提として、県のフアシリテイマネジメント基本計画を置くことは大きな誤りです。前段は削除し抜本的に書き換えてください。	
59	15	特別支援学校	整備計画 方針	特別支援学校の整備については、子どもたちに豊かな教育を保障する観点から議論をし、そのためにどのような施設・設備が必要かを検討するべきです。施設管理の面から特別支援学校を整備するのでは、子どもたちの学びが置き去りにされてしまいます。	
60	15	特別支援学校	整備計画 方針	長野養護学校本校も十分老朽化が著しいです。よろしく願います。	

61	15	特別支援学校	専門性の向上	16ページには、「自立活動担当教員等の拡充を検討します」とある。昨年度、小中学部部分で標準定数の86.1%しか配置されていなかった状況は、全国最下位である。20人ずつ4年間の改善はなされたが、今後の乖離解消に向けて具体的な計画が示されるべき。「拡充を検討」ではなく、「早期に標準定数通りに配置するよう努力」することを明記すべき。	来年度からは「特別支援学校のあり方」について検討することとしており、乖離解消は重大な課題でありますので、具体的方策についても併せて検討し、できるだけ早期に対応できるよう、引き続き努力してまいります。
62	16	特別支援学校	専門性の向上	15ページの現状と課題にもあるように、特別支援学校の教職員数は標準法で定められた定数を大きく下回っています。自立活動担当教員だけでなく、定数を下回るすべての職種において早急に改善してください。	
63	15	特別支援学校	専門性の向上	児童生徒へのきめ細やかな指導・支援のためには教職員数増が必要不可欠です。定数乖離を解消することが早急に必要であり、さらに子どもたちに豊かな学習環境を保障するためには、原独自で学級定員の引き下げを行うこと、また国に対して教職員定数の改善を働きかけることが必要です。	
64	16	特別支援学校	専門性の向上	15ページの現状と課題にもあるように、特別支援学校の教職員数は標準法で定められた定数を大きく下回っています。自立活動担当教員だけでなく、定数を下回るすべての職種において早急に改善してください。	
65	16	特別支援学校	専門性の向上	①これから必要な技術、社会に受け入れられる技術・技能を研究していく活動。 ②先生方が、①に基づき、新しい技術・技能に積極的にチャレンジしていく ③予算配分を現状の課題以外にも将来への投資を予算化していく ④取り組み事例を展開するのも大事だが、議論を徹底的にやって、実行に移す。 ⑤企業とのマッチングを図る取り組みにより、受け入れ企業を増やし、学校の取り組み・実習内容などの変化につなげる ⑥卒業後も知的ベースを向上させる取り組みも考えてほしい。	御意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考になさせていただきます。
66	16	特別支援学校	外部人材の配置・活用	10年先を考えて、先生方も研究・変化していかないといけないのではないだろうか。外部の方を、臨時先生でお願いで技術・技能を習得させていくのも良いかもしれない。(やってくるかもしれないが)	現在も、外部専門家を活用した支援を行っているところですが、更に多様な障がいの状態に適切に対応した支援や生活支援が充実するよう、外部人材の活用を更に検討してまいります。
67	16	特別支援学校	外部人材の配置・活用	知的障害のある子どもは、特に言語・コミュニケーション能力に問題を抱える子が多いです。文字の読み書き以前に日本語の習得が必要なお子さんも多いですが、日本語教師のような専門職も含めてください。こうした専門家による研修を先生方に受けていただいで、自立活動を集団活動だけでなく個別学習の中でも実施してください。	御意見の趣旨は、「Ⅲ-2-(2)外部人材(専門職や看護師等)の配置・活用」に記載しておりますが、個別の教育的ニーズに応じた支援の充実のために、引き続き取り組んでまいります。

68	16	特別支援学校	外部人材の配置・活用	児童生徒・保護者にとってより安全安心な医療的ケアが実施できるように、看護師は正規で配置していただきたい。非正規の待遇では安定して勤務できないため、継続して児童生徒に対応してもらおうことが難しく、児童生徒・保護者にとって大変な不利益となっている。	御意見の趣旨は、「Ⅲ-2-(3)外部人材(専門職や看護師等)の配置・活用」に記載しておりますが、正規の看護師配置について今後検討してまいります。医療的ケアを要する児童生徒の保護者付添い負担軽減については、重要な課題として受け止めておりますので、モデル研究については引き続き慎重に検討してまいります。
69	16	特別支援学校	外部人材の配置・活用	学校に配置される看護師は、病院勤務とは異なる専門性が求められます。正規職員として配置することで、支援会議や校務分掌等での連携や専門性の向上も期待でき、より豊かな教育保障が可能になると考えます。また、長野県では人工呼吸器を使用する児童生徒の登校には保護者の付き添いが必要とされてきました。この間、医療的ケア運営協議会での検討やモデル研究の実施により、医療機関が併設された特別支援学校で保護者の付き添いなしの登校も始まっています。今後、医療機関が併設されていない特別支援学校でのモデル研究も始まるかと思いますが、学校看護師の正規採用や常勤看護師の配置により、保護者が付き添わなくても安全・安心に学校生活が送れるよう取り組みを進めてほしいです。	
70	16	特別支援学校	外部人材の配置・活用	学校に配置される看護師は、病院勤務とは異なる専門性が求められます。正規職員として配置することで、登校支援や支援会議、校務分掌などでも連携でき、より豊かな教育保障が可能になると考えます。	
71	16	特別支援学校	外部人材の配置・活用	保護者が付き添いでできない場合は、人工呼吸器使用の児童生徒は、登校できず教育を受けられない状況にあります。一部モデルケースとして看護師による呼吸器の扱いも進められています。学校へ来たくても保護者が付き添えない日は、家にいても進められない現状を一刻も早く改善すべきです。訪問教育対象児も含め、医療的ケアを要する子どもたちの教育保障については、あらゆる方法を駆使しても徹底的に整備すべきです。現在の状態は「教育権侵害」の憲法違反の状態であるという認識をもち、訪問教育の際の訪問回数も原則的には毎日できるような教職員配置をすべきです。	
72	16	特別支援学校	外部人材の配置・活用	近年「愛着障害」「行為障害」「小児期統合失調症」など、二次・三次障害に発展し、障害の複雑化・困難さが増している状況も広がっています。背景に貧困や虐待・養育困難による実態もあるために、幼少期からの各関係機関の緊密な連携が求められます。障害が複雑化しないための支援をすすめるとともに、発症した場合の対応が、精神科の病院などに任せきりになってしまいうケースもあるので、教育的アプローチのあり方についての検討し、福祉・医療との緊密な連携を構築すべきと考えます。	御意見の趣旨を踏まえ、外部人材の活用も含め、多様な教育的ニーズに対応する専門性の強化に努めるとともに、関係機関とのネットワークづくりを検討します。

73	特別支援学校	進路実現に向けて	障がい者が、企業で働けるように調整して一般就労に就ける、就けないという選択をしています。企業に対して障がい者雇用をどのように働きかけようとしているか、お願います。社には、負担を感じて、なかなか理解されないと思う。障がい者の働ける会社を広めるために法律で縛っても、増えていかないと。企業に出かけ、どんな仕事をしたいか、障がい者の活躍できる場所はないのか、マッチングを図る取り組みが必要ではないだろうか。市町村でも取り組まれているかもしれないが、さらに1歩踏み込んで開拓していく必要があると思う。このことは、共生社会の形成にもつながると思うが、障がい者が社会に受け入れられてもらうための変化に重視されていると思うが、世の中が、障がい者に近づいてくる取り組みも同時に展開していかねばならないと思う。	御意見の趣旨は、「Ⅲ-3-(1)生徒が希望する進路を実現できる支援の充実」に記載しておりますが、引き続き関係機関と連携しながら、共生社会の実現に向けた理解啓発も含め取り組んでまいります。
74	特別支援学校	進路実現に向けて	一般企業就労率の低さからして、やはり対策が必要です。就労現場で求められているものから逆算して小学部から必要とされる習慣が身につくよう、個別支援計画を立てる段階でそういった就労へのビジョンを盛り込んでください。	御意見の趣旨は、「Ⅲ-3-(2)地域と連携した、キャリア教育」に記載しておりますが、小中高一貫したキャリア教育を推進してまいります。
75	特別支援学校	進路実現に向けて	「全国平均と比べ就労率が低い」とあるが、長野県における人口の年齢構成や地域的配分の特徴、県内の産業構造等の条件における比較はなされたのだろうか。単純な比較による結論であるなら、慎重な再検討が必要である。	すべての生徒が希望する進路の実現のために、就労に向けた意欲やスキルを高め、社会的自立に向けた生徒や保護者の思いに寄り添い、全国の状況や動向について情報収集・分析を丁寧に取組んでまいります。
76	特別支援学校	進路実現に向けて	一般企業へ就労を希望する生徒の進路実現のための支援は必要ですが、一般企業への就労率や就労希望率を上げるための進路支援とならないよう気をつけなければならずと考えます。教育の目的は「人格の完成」であることを踏まえ、一人ひとりの願いや発達を大切にしながら教育をすすめることも、技能検定での取得や一般企業への就労ばかりを目的とした教育とならないようにしてください。	御意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
77	特別支援学校	進路実現に向けて	教育の目的は人格の完成であり、検定での級取得や一般企業への就労が目的の教育とならないことを求めます。	御意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
78	特別支援学校	進路実現に向けて	「一般企業への就労を希望する生徒」への施策であるが、それに該当しない、また、希望がかなわない生徒への対応は今後どのようにするのか、記述すべきである。	御意見の趣旨を踏まえ、「Ⅲ-3-(1)生徒が希望する進路を実現できる支援の充実」の一つ目の○を「すべての生徒が希望する進路を実現できるような支援を充実するとともに、卒業後も…」と修正しました。
79	特別支援学校	進路実現に向けて	企業側のプログラムによる特別支援学校技能検定については強い疑義があります。現在の高等部の教育課程においても、作業学習及び現場実習偏重の傾向が見られます。社会の中で人間らしく、自分らしく幸せに生活するために、就労は大切な分野ですが、ほかに大切な分野がたくさんあります。生徒一人一人に応じた、より望ましい教育課程づくりも重要な課題です。技能検定の導入により、生徒たちの豊かな発達を阻害し、教職員の教育実践力を劣化させることがないよう再検討をしてください。	技能検定は生徒の就労意欲とスキルを高めるために、長野県教育委員会が創設するものです。生徒の社会的自立を支援するため、検定種目を拡大し、全特別支援学校に拡大していきたいと考えております。

80	18	特別支援学校	進路実現に向けて	<p>就労コーディネーターを、各学校に最低1名は常設でお願いしたい。また、任期を最低3年としていただくこと、最後の1年は2名体制で、引継ぎを確実にできるよう行動を共にすること、心がけていただきたい。先生の変わり目でも大きく就労への進路が大きく変わってしまうためです。また、企業側にも就労コーディネーターの設置をお願いし、学校側とのパイプ役または就労後の良き相談役となっていいただく人材を設ける施策をお願いできないでしょうか。</p>	<p>就労コーディネーターを拡大し、特別支援学校と企業や事業所を結び役目として、特別支援学校の生徒が希望する進路を実現できるよう引き続き推進してまいります。</p>
81	17	特別支援学校	進路実現に向けて	<p>教育の目的は「人格の完成をめざす」ことにあり、就労率の向上のために教育内容を歪めるようなことなどあってはならないことです。そもそも「キャリア教育」について、卒業のゴールを定め、小中高段階的にゴールを目指していく姿になっていきますが、教育は人格の完成をめざし、可能性を最大限引き出すのが教育の果たすべき役割であるはずで、そうした観点から障害児こそ長い教育年限の保障をめざすべきと考え、全国的に少しずつ増えつつある「高等部専攻科」の設置をすすめることが今こそ重要だと考えます。就労に偏重しがちな高等部の教育を豊かな青年期の教育を保障する本来の教育の姿に改めるべきです。</p>	<p>就学期間の延長あるいは専攻科課程の設置は困難ですが、すべての生徒が希望する進路を実現できるよう、一人ひとりのニーズに応じた支援に努めてまいります。</p>
82	18	特別支援学校	高等部における教育活動の充実	<p>充実へ向けての検討課題として、就学期間の延長あるいは専攻科課程の設置を加えてはどうか。障害があるからこそ、より長い社会参加へ向けての橋渡し期間が必要ではないだろうか。学校の不足は新たな学校の設置で補うべきである。通常の小中高校ではそのようにしないのだろうか。特別支援学校なら設けずともよいとしたり、それは障害者差別に当たると。</p>	
83	18	特別支援学校	高等部における教育活動の充実	<p>どのようなものが世の中に必要で、そのためには養護学校で機材・設備を準備して生徒にその技術・技能を教える。多少不格好でも、個性があり芸術性があった一般客からも、味があつていいねと言われ購入してもらえ。世の中に必要な技術・技能をもつていれば、A型就労、一般就労につながっていくかもしれない。現在おこなわれている基本的な作業によって、仕事に対しての適応力・忍耐力などを見ていくことでは理解するが、学んだことが社会に出ても継続してできるようなことを経験させてあげたいと思う。</p>	<p>御意見の趣旨は、「Ⅲ-3-(3)高等部における教育活動の充実」に記載しておりますが、多様な高等部生徒の教育的ニーズに応じた教育活動を充実するため、高等部における活動や学習集団、生活づくりのあり方について研究をし、地域と連携した教育活動の充実を図ります。施策を進める中で御意見の趣旨を生かしていきたいと考えております。</p>
84	18	特別支援学校	高等部における教育活動の充実	<p>養護学校で社会に出るための実習は、木工、手芸、野菜、陶芸などがほとんどだと感じている。これから10年後も同じことをしていくのか？…同じことをしていくのがいけないというわけではないが、100円ショップに行けば、安く、それなりのものがたくさん売られている時代に、出来の悪いものが世の中に受け入れられるはずもないし、保護者が買っているだけではクロースした世界間での取り組みに過ぎない。</p>	

85	特別 支援 学校	生涯にわ たる学び	私の子供は高校生ですが就学前のレベルです。今の教育法では義務教育の年齢が決まっています。年齢ではなく個々の子供の知的レベルに合った教育を望んでいます。卒業してしまうと年齢適用外になってしまふのではなく、本人が望めば学べる環境整備をお願いしたい。	御意見の趣旨は、「Ⅲ-3-4生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実」に記載しておりますが、在学中から卒業後も続けられるようなスポーツや文化活動等を取り入れるとともに、関係機関との情報交換やネットワークづくりを推進します。
86	特別 支援 学校	支援 早期 支 援 の 充 実	盲学校やろう学校だけでなく、知的障害の特別支援学校にも幼稚部を設置し、早期からの適切な支援を提供できる体制を整えるべきと考えます。今回の県推進計画の作成にあたって立ち上げられた「長野県特別支援教育連携協議会」には、盲学校・ろう学校の関係者が委員として入っていませんでした。これは、障害者権利条約の根本精神である「Nothing About Us Without Us（私たちが私たちに小さくことを決めないで）」が欠けた状態であると言わざるを得ません。学校規模は小さくとも、盲学校・ろう学校が果たす役割は大きく、高度な専門性（超早期から就労、中途障害者の教育の場として）を提供する教育の場であるとともに、地域の小中学校に在籍する視覚障害や聴覚障害の児童への支援についても大きな役割を担っています。また、コミュニティーとして役割も果たしています。引き続き、盲学校・ろう学校ともに県内2校体制を維持し、全県をカバーできる専門機関としての役割を強化する方向が重要と考えます。	早期支援の重要性については、Ⅳ 地域連携・就学相談の中で述べているとおりです。特に、乳幼児期の視覚障がい児・聴覚障がい児に対して適切な支援を提供するため、医療・福祉等と連携し、支援体制の充実と啓発に努めます。盲学校・ろう学校の県内2校体制の考え方については、今後のあり方検討の中で参考にしていただきたいと思います。
87	特別 支援 学校	支援 早期 支 援 の 充 実	目が見えており、耳が聞こえていても、空間認知(文字の読み書き)や言語習得に困難がある子どもがいて、視覚障害・聴覚障害の専門性をもって幼少期から訓練することで伸びます。(米国では耳の聞こえない子どもに手話のようなものでもやりとりしながら学ぶことを学んでいます。)こうした空間認知や言語習得に困難があると予想される幼児(知的障がい児など)が視覚障害・聴覚障害支援学校幼稚部という資源にアクセスできるようにしてください。	御意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
88	特別 支援 学校	支援 早期 支 援 の 充 実	本人のみならず家族への心理的ケアをも担う場面もある相談員である。複数名がいらないと多くのニーズに対応しきれない。『取組の方向性と施策』の記述として、多岐に渡る相談に対応可能な幅広い知識と経験を持つ多数の人員を育成・確保する体制を設け、定数化による複数配置を検討するといった内容を盛り込むべきである。※この点は「P.21/2 就学相談・教育支援の機能強化支援」(1) 教育的ニーズに最も適した就学先の決定を支える取組」にも共通)	早期支援指導員の定数化による複数配置について計画に盛り込むことは困難ですが、重要な課題と考えておりますので引き続き検討してまいります。
89	地域 連 携 ・ 就 学 相 談	ライフ ス テ ー ジ に 応 じた 支 援	タイトルの修正案「生涯にわたって子どもたちを支える切れ目ない支援体制」⇒「生涯にわたって障がい児・者、家族を支える切れ目ない支援体制」に	子どもを支えることは家庭を支えることにつながると考えており、御意見の趣旨を含むものと考えておりますので、本案のままとさせていただきます。

90	20	地域・連携・就学相談	ライフステージに応じた支援	<p>【目指す姿】の修正案 2つ目の○に、追加修正(下線部) ○ 幼児教育から「個別の(教育)支援計画」や「個別の指導計画」が作成され、就学、進学、就労先へと必要とする支援情報が引き継がれ、切れ目なく適切な支援を受けられることができる。</p> <p>【現状と課題】の修正案 本来すべての子どもの発達を保障するためには、乳幼児健診については、①法定健診(1歳半、3歳)に加え、5歳児健診を加える(4歳半の発達の壁、発達障害を含め、発見漏れをカバーできる)②小児精神、整形等の専門医や心理職などの参加を必須とする③未受診児の訪問を100%実施することが必要です。また、2017年度からの厚労省補助事業、「母親の産後うつ予防」と、「乳幼児全戸訪問事業」などの既存事業をリンクさせ、母子を丸ごと支援する体制を整備することが求められています。</p> <p>2つ目の項目で、保護者が「困ったときに相談」だけでは、問題の多くは解決できません、後手に回ったり、こじらせたりすることが分かっています。また、計画の全体として、「すべての子どもへの専門的な療育及び就学前教育」の必要性が欠落しています。</p> <p>3～4つ目の項目で、「発達障がい等」で始まっていますが、ことさら発達障がいを強調することには違和感があります。また、学齢期も同じですがとりわけ成人後については、本人の人權を尊重する形で、支援計画が作成され、必要な情報を見直しながら引き継ぐことが重要です。保護者や本人が、障害者権利条約や国内法(差別解消法ほか)、障害者福祉サービス事業等を学び理解し、活用したり、保護者団体や障害別団体等に主体的に参加したりする視点が欠如しています。</p> <p>以上の観点から、文章の見直しをお願いします。</p>	<p>御意見を踏まえ、「必要とする支援情報」に修正します。</p> <p>御意見を踏まえ、「保護者が困ったときに相談」を「保護者がいつでもすぐに相談」に修正します。また、乳幼児期からの支援体制とその内容についての御意見等、いただいた御意見を参考にし、関係機関と連携を進める上で参考にさせていただきます。</p>
91	20	地域・連携・就学相談	ライフステージに応じた支援	<p>(1)(タイトルの修正)早期… ⇒ 「早期アセスメントの充実と発達の保障」に ○「障がいがい者プラン」「福祉保健計画」など見直しと関連させ、市町村が実施する早期アセスメント(子ども本人の障がいがいいや病気、家庭・保護者の生活・健康状況などの養育環境を含む)を充実させるとともに、すべての子どもに対し、同アセスメントを生かし、必要な療育や就学前教育を保障します。</p>	<p>県教育委員会としては、市町村が実施する早期アセスメントとその後療育支援との連携をさらに強化することが重要と考えておりますが、市町村等が実施主体として対応する課題であることから、計画に記載することは困難です。</p>
92	20	地域・連携・就学相談	ライフステージに応じた支援	<p>1(3) ○ それぞれの障がいがいいや病気に応じ、必要な専門職がチームを結成して、相談や早期アセスメント、早期療育等に当たるモデル事業を行います。また、地域の同じ障がいがいいや病気のある、保護者会や当事者会が、相談や早期アセスメントにかかわるシステムを構築します。</p>	
93	20	地域・連携・就学相談	ライフステージに応じた支援		

94	94	地域・連携・就学相談	ライフステージに応じた支援	1(4) (追加) 支援の内容を決める時や情報を他機関等に引き継ぐ際には、原則として、障害者本人、乳幼児期から学齢期(成人前)においては保護者の参画と了解のもと、人権への配慮を行います。	御意見をいただきました事項は、広く周知させていただいているものと考えておりますので、本案のままとさせていただきますが、御意見の趣旨については、施策推進に生かしてまいります。
95	95	地域・連携・就学相談	ライフステージに応じた支援	本来すべての子どもの発達を保障するためには、乳幼児健診については、①法定健診(1歳半、3歳)に加え、5歳児健診を加える②小児精神、整形等の専門医や心理職などの参画を必須とする③未受診児の訪問を100%実施するなどが必要と考えます。	御意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
96	96	地域・連携・就学相談	ライフステージに応じた支援	・「幼児教育の拠点となる『信州幼児教育支援センター(仮)』の設置に向けて、関係課と連携し特別支援教育に係る支援機能の充実を図ります」とあり、私たちが長年求めてきた早期療育体制の構築にむけて一歩踏み出す姿勢が見られ、この点について評価したいと思います。	御意見の趣旨は、「Ⅳ-1-(1)早期アセスメントを保育や教育に生かし、集団の中での育ちにつなげる取組」に記載していますが、施策を進める中で御意見の趣旨を生かしていきたいと考えております。
97	97	地域・連携・就学相談	就学相談・教育支援	22ページの中程ですが、参照先で(資料Ⅰ-7、Ⅳ-2参照)とありますが、「Ⅰ-2」ではないでしょうか?ご確認ください。	御意見を踏まえ、資料Ⅰ-2も加えます。
98	98	地域・連携・就学相談	就学相談・教育支援	階段の図ですが、私自身は通級担当者研修でこの図を示していただき、通級指導教室の一つの役割として理解できたつもりでしたが、別の機会にこの図を引用させていただき、通級の役割について説明したところ、「自閉障に入れる前に、通級に入ればよいってことか」と無責任な発言され先生がいりました。極端なところを方とすると、2ページの図もそのように読んでしまいう理解不足の教員がいるかもしれないません。私自身は前任が病弱特別支援学校だったので、ある研究会で示していただいた文部科学省の「義務教育段階の多様な学びの場の連続性」の図が当時の自分の職場や在籍する児童生徒との関係からも分かりやすかつ記憶があります。もし可能でしたら「矢印」などを省き再度関係を整理していただけたらと分かります。	この図は、学びの場は固定したものではなく、柔軟に見直すことの重要性をお示しているものであり、本案のままとさせていただきますが、いただいた御意見は、今後の参考にさせていただきます。適切に理解していただくよう努めてまいります。
99	99	地域・連携・就学相談	就学相談・教育支援	小学校へあがる際に障害のある子どもたちは支援判定を受ける必要がある。その判定の結果がどういう判定であろうか?例えば養護学校の判定が出たお子さんが地元の小学校へ通うなどなれば学校としても体制を整える必要がある。しかし、現状では教員の数を増やせる状態でもない。十分な知識を持った教員が対応できるわけでもない。支援員すら増やせる状態にない。普通学校支援級の判定が出ているお子さんが地元の小学校にあがることが決まった場合、市が責任を持って人員を増やすなり知識を持った人員を配置するなどの対応が必要ではないか?	御意見をいただきました事項は、今後の事業の実施段階で参考にさせていただきます。

100	22	地域 連携・ 就学 相談	就学相 談・教育 支援	<p>タイトルの修正「就学相談・教育支援の機能強化支援」 ⇒「教育のあり方の見直しと就学相談・教育支援機能の強化」に 私たちの認識としては、現在の教育は、子どもたちの全人格や才能及び精神的、 身体的な能力を可能な限り最大限に発達させるための教育を保障するものには なっていない。また、子どもたちの尊厳を守り、寛容な教育の姿勢も乏しくなっ ています。過度に競争的で非寛容な教育のあり方が、子どもたちの発達を阻害し、 いじめや引きこもり・不登校など様々な教育課題を引き起こしています。また、貧 困ほかによる、家庭での養育にかかわる困難さも重なり、愛着障害なども指摘さ れています。通常の中学校から特別支援学校高等部に入學してくる生徒の中に、 発達を阻害されたことによる二次的障害などの指摘もあります。</p> <p>【目指す姿】 追加修正 ○「学力テスト」体制など過度に競争的で不寛容な教育のあり方を見直し、すべて の子どもたちの全人格や才能及び精神的、身体的な能力を可能な限り最大限に 発達させるための教育の実現に向け、教育条件整備や教育内容の改善が始まっ ている。（以下は県計画案通りで）</p> <p>【現状と課題】修正案 ○ 教育の目的が人格の完成を目指すものであり、子どもたちの才能及び精神 的、身体的な能力を可能な限り最大限に発達させるための条件整備をする責務 が社会全体にあることを再認識し、通常の教育においては、過度に競争的で、不 寛容な現状を改善する必要がある。また、国家主義的な教育施策の強まりも懸念 される。特別支援教育においては、適応主義的及びキヤリア教育偏重の傾向が 強まっている。</p> <p>○（案三つ目）特別支援学級は法制度通りの設置がなされおらず、子どもたち の受教育権が侵害されている現状がある。児童生徒個々のニーズに応じ、障が い別に一名でも学級を設置し、必要な教職員数を配置することが緊急な課題と なっている。また、特別支援学校判定の児童生徒が入級を希望した場合、相応し い教育条件整備を進める必要がある。</p> <p>○ 入級後の児童生徒の発達に応じた学びの場の見直しや進学先の選定などに ついては、校内教育支援委員会を充実させ、本人・保護者の十分な理解と合意のも と進める必要がある。</p>	<p>現状と課題については、上位計画である「第3次長野 県教育振興基本計画」を踏まえ、特別支援教育連携協 議会等で検討を重ねて整理したものですので、修正案 の反映は困難であります。</p>
101	22	地域 連携・ 就学 相談	就学相 談・教育 支援	<p>取り組みの方向性と施策(案) (1) ○ 特別支援学級を法制度に従い、児童生徒個々のニーズに応じ、障がい別に 一名でも学級を設置し、必要な教職員数を配置します。また、特別支援学校判定 の児童生徒が入級を希望した場合、ニーズに応じた、学級定員の見直しや教職 員の配置を進めます。(最初に追加)</p>	
102	22	地域 連携・ 就学 相談	就学相 談・教育 支援		
103	22	地域 連携・ 就学 相談	就学相 談・教育 支援		<p>御意見の趣旨は、「IV-2-（2）学びのフォローアップ （柔軟な学びの場の見直し）の促進に記載しておりま す。</p>
104	22	地域 連携・ 就学 相談	就学相 談・教育 支援		<p>特別支援学級の県基準は、友と共に学ぶことを大事に 考え、1学級3名以上、8名以下を原則としています が、各学校の状況によって弾力的に運用しているところ です。学級定員(8名)の引き下げについては国の定数 改善が必要であり、現状では引き下げは困難でありま す。国には教員の定数改善に関わり、特別支援教育の 充実について要望しているところですが、引き続き教育 環境の施設整備について努力してまいります。</p>

105	22	地域 連携・ 就学 相談	就学相 談・教育 支援	(2) (一つ目の○、追加修正・下線部) 校内教育支援委員会で児童生徒の個々のニーズや発達に応じた柔軟な学びの場の整備及び見直し… (二つの○も二行目に同じ字句修正) 学びの場の整備及び見直し…	御意見の趣旨を踏まえ、「個々のニーズや発達に応じた」と修正します。
106	22	地域 連携・ 就学 相談	就学相 談・教育 支援	望ましい(適切な)就学先の決定に際して、早期からの、医療、福祉(相談支援センター等)、保育(幼保)等による本人・保護者へのトータルな支援態勢が必要です。保護者との合意形成を進めていく際に、トータルな教育的支援プロセスの枠組みに乗っているケースは、教育的ニーズに合致した合意形成がスムーズにすすむケースが多く、「就学支援」とは、その意味では「トータルな教育的支援のプロセス」そのものであるとの認識が必要です。子どもの「障害受容」、「特性理解」を支援する伴走者の役割を多職種専門家がそれぞれの専門性を発揮して担っていくことで、本人・保護者を支える態勢づくりがすすみ、保護者の適切な意思決定につながっていくと考えます。	御意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
107	23	地域 連携・ 就学 相談	理解啓発	IVの3 タイトルの修正「共生社会の実現に向けた理解啓発の促進」 ⇒「共生社会の実現に向け理解啓発や環境整備等の促進」に	御意見をいただきました目指す姿、現状認識、取組の方向性と施策(案)は、いずれも関係者の幅広い検討・合意が必要とされる事項であり、本計画への反映は困難です。なお、取組の方向性と施策(案)(2)二つ目の○については、実施段階で参考にさせていただきます。
108	23	地域 連携・ 就学 相談	理解啓発	【目指す姿】 私たちの認識では、国が示す、障害者(福祉)施策は、国連・障害者権利条約を批准し、その理念を掲げながら、一方で「日本型福祉」論により、障害者・家族の人權を狭くとらえ、過度に「家族依存」、自己責任の状況が放置され、「自立・自助」が困難な場合は、皆で支え合う「共助・互助」が強調され、公的な責任が後景に追いやられる傾向が強まり、結果として、憲法や障害者権利条約の理念及び諸規定から乖離してまいります。「共に生きる社会」の理解を明らかにするために、以下の文言を追加してください。 ○ 憲法及び国連の人權にかかわる諸条約の理念及び規定を基礎に、(以下、同文)	
109	23	地域 連携・ 就学 相談	理解啓発	【現状と課題】 子どもたちの教育課程の現状からも、全人的な発達を保障する内容と程遠く、社会に出てから、人間らしい豊かな生活を過ごせる社会環境にはありません。また、特別支援学校も通常の小・中・高等学校等においても、障がい者の活用を想定した施設・設備になっていません。理解啓発の促進や交流だけでは抜本的な解決となりません。	

110	23	地域 連携・ 就学 相談	理解啓発	<p>取り組みの方向性と施策(案)</p> <p>(1) 最後の○に追加・修正 ○ 特別支援学校の家庭及び体育館などの体育施設を整備し、次のように追加・修正し、○にも同様に追加・修正してください。 (2) 生涯に…つくる学習活動の充実と教育環境整備 ○ 特別支援学校の特別教室等の整備を行い、…地域の文化・芸術活動やスポーツ・レクリエーションなど生涯学習の… ○ 特別支援学校での文化・芸術活動やスポーツ・レクリエーションなど生涯学習に、卒業生や地域の障がい者及び地域の高齢者や子どもを含め地域住民が参加できる事業を進めます。</p> <p>(3) 教育施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進 (新設) ○ 特別支援学校に限らず、小・中・高等学校、県立大学等のユニバーサルデザイン・バリアフリー化を推進し、すべての県民が利用できるようにします。 ○ 県立大学に障がい者が学ぶことができる教育条件を整備します。 ○ 特別支援学校を災害時の福祉避難所として整備するとともに、すべての教育施設を災害時の避難所として活用できるように整備します。</p>	御意見の趣旨は、「IV-3-(1)地域とのつながりの中で互いを知り、「共に育つ」機械の促進」、「IV-2-(2)乳幼児期の特別支援教育等に関する相談・情報提供」に記載しておりますが、施策を推進する中で参考にしております。
111	23	地域 連携・ 就学 相談	理解啓発	<p>教職員の研修だけでなく障がいを持つ親も希望があれば研修に参加できるとありがたいし、親が専門的知識を持つことで自分の子に対する考え方の変化。特に、就学前は障がいへ親が向き合うことが困難です。また、研修を受けることにより学校に対して援助できることがあるはずで、共に援助できる体制を望みます。支援が必要なのは子供だけではなく親そして家族です。よろしく願います。</p>	生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくるスポーツや文化等に親しむ中で、基礎力も含め様々な力が培われるものと考えております。本計画案への反映は困難ですが、知事部局や関係機関と連携しながら、スポーツや文化等に親しむ学習活動を推進してまいります。
112	23	地域 連携・ 就学 相談	理解啓発	<p>教職員の研修だけでなく障がいを持つ親も希望があれば研修に参加できるとありがたいし、親が専門的知識を持つことで自分の子に対する考え方の変化。特に、就学前は障がいへ親が向き合うことが困難です。また、研修を受けることにより学校に対して援助できることがあるはずで、共に援助できる体制を望みます。支援が必要なのは子供だけではなく親そして家族です。よろしく願います。</p>	御意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
113	24	地域 連携・ 就学 相談	生涯にわたる学びや社会とのつながり..	<p>内容を少し変更…特別支援学校での学習活動を卒業後も続けられるように地域のスポーツや文化活動、生涯学習等の関係機関との間で情報交換やネットワーキングを行い、基礎力UP(知的ベースカUP)、を図りながらスポーツや文化に親しむ学習活動を推進します。</p>	御意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
114	—	—	—	<p>○II-1-(1)に“すべての教員…支援力の向上”とあるが、高校だけでなく、義務教育においても、普通学校の教員の理解はとも遅れていると感じる。免許更新講習ではもちろん、特別支援学校への体験実習を複数回行い、理屈ではなく、実感として学んでほしい。教員の感覚が変わらないと、その教員と関わる児童・生徒たちの感覚も変わっていくはずがなく、つまりそれが、社会全体の感覚をつくっていくため、大変重要な点。また、逆に特別支援学校について普通学校の先生方が感じる違和感があれば、それをお聞きし、特別支援学校も勉強させていただくとよい。</p>	御意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
115	—	—	—	<p>昨年度より差別解消法が施行され、障害者に合理的配慮が求められるようになってきたので、困っている人を支援することは特別なことではなく、当たり前のことになったと理解している。つまり、“特別支援教育”の“特別”という言葉に、障害の有無によりはきり分けたという意味が入ってしまうと感じてしまいます。まず、名称から“支援教育”ではいかがでしょうか？上記に併せて、現在、長野県では“養護学校”という名称が使われていますが、“支援学校”にすべきてはいないか。</p>	本県では、「特別支援教育」や「養護学校」という言葉は広く定着しており、本案のままさせていただきます。

116	—	「合理的配慮」とは障害者基本法に用いられた文言である。しかし、「配慮」の用語には「無いものを特別に用意する」というニュアンスが感じられ、そこには優生思想に基づく障害者の支配や管理の意識が潜んでいる。「特別支援教育」の用語も「教育的に特別なニーズを有する者へ通常に提供される支援」という本来あるべきニュアンスが伝わっていないのではないかと。本計画案でも共生社会の実現に向けた理解啓発の促進を各所で唱うものの、障害者の生活に関する社会的意識の刷新がなくては企画倒れになりかねない。「障害者が社会に暮らすのは自然なこと」を、この計画を進める根本的な理念として、もっと明確に述べていただけないだろうか。	本計画は、すべての子どもが共に学び、共に育つことができる教育の視点から策定したものであり、ご指摘の点は御意見として承りました。
117	—	小中学校に通った、通う予定だった子供たちが、障がいのある子ども達と同世代の友として将来にわたって関わり合いを育むことが期待されるけれども、普通の子供と障がいのある子どもでは小中学生時代は細くもつながりを作っていたとしても卒業後は就業施設などで働くことで接点はほとんど無くなっていくと感じている。障がい者と健常者とのつながりを作っていくためには互いに尊敬できる存在であることを認知できる必要があると思います。例えば、金沢翔子さんは“書”によって優れた芸術面で尊敬されることができている。例えば、金沢翔子さんは“書”に、草間さんのように、こだわり続けた芸術で世界的な芸術家になっている。スポーツにおいても活躍できるひともいるかもしれない。すべての障がい者がそうなる訳ではないが、1万人に1人でも尊敬される存在がいることにより障がいがあっても社会の潤滑油になって必要な存在であると感ぜてもらえる社会になってほしい。	御意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
118	意見募集方法について	「本ホームページのほか、行政情報センター(県庁西庁舎1階)、各地域振興局の行政情報コーナー、各教育事務所、長野県教育委員会事務局特別支援教育課でご覧いただけます」となっていますが、このことについては、当事者・家族、障害児教育に携わる方々にとって、今後5年間の長野県の特別支援教育の方向性に関わることであるにも関わらず、残念ながら周知が不足しています。事前のアナウンス不足に加え、意見の募集方法についても、本計画に記載されている「共生社会の実現に向けた理解啓発の促進」の理念とも矛盾するのではないのでしょうか。賛否はあると思いますが、障害者権利条約の基本理念である「当事者参加の原則」を計画策定の段階から貫くべきではないでしょうか。様々な障害のある方が主体的に計画づくりに参加できるよう、アクセシビリティの徹底を図るよう、ことと、パブリックコメントの期間が短いので、再度行い、各圏域ごとに積極的に意見を聞く会などを設けるべきではないでしょうか。	御意見いただきました事項は、今後の参考にしたいと思います。

第2次長野県特別支援教育推進計画 (案)

2018年(平成30年)3月

長野県教育委員会

目 次

1章 基本方向	… 1
---------	-----

2章 推進の方向

I 小・中学校における特別支援教育の充実

すべての児童生徒の学びと生活を支えるチーム支援体制の強化

1 多様性を包みこみ、すべての児童生徒が安心して学べる学級づくり	… 4
(1) 多様な児童生徒が力を発揮できるための通常の学級の充実	
(2) 特別支援教育支援員の効果的活用支援	
(3) 発達障がいに対する支援の充実（得意を伸ばし困難さを減らす支援の充実）	
(4) 交流及び共同学習の推進	
2 必要に応じて適切な支援が受けられる「連続性のある多様な学びの場」の整備	… 6
(1) LD等通級指導教室の拡充	
(2) 特別支援学級の充実	
(3) 校内教育支援委員会の機能向上	
(4) 入院児童生徒等への教育保障体制の充実	
3 学校全体がチームで支援していくための体制づくり	… 8
(1) 特別支援教育に関する「学校解決力」を高めるための体制づくり	
(2) 学校と地域の関係機関との連携の促進	

II 高等学校における特別支援教育の充実

多様な教育的ニーズに応える学びの保障

1 特別支援教育に係る専門性の向上	…10
(1) すべての教員の特別支援教育に係る理解と支援力の向上	
(2) 特別支援教育に関する「学校解決力」の向上	
2 多様な教育的ニーズに応じるための仕組の整備	…11
(1) 中学校から高等学校に進学する支援を必要とする生徒の情報と支援の確実な引継ぎ	
(2) 高等学校における「通級による指導」の着実な展開	
(3) 高等学校と特別支援学校分教室との互いの専門性を活用した教育活動の充実	
3 卒業後を見据えた進路先や外部機関との連携の強化	…13
(1) 卒業後の自立に向けた、在学中からの地域の相談・支援機関との連携	

Ⅲ 特別支援学校における教育の充実

インクルーシブな教育を支える特別支援教育の拠点としての機能の再構築

- | | |
|---|-----|
| 1 中長期ビジョンに基づく特別支援学校の整備 | …14 |
| (1) これからの特別支援学校のあり方検討 | |
| (2) 県のファシリティマネジメント基本計画に基づく、特別支援学校の中長期修繕・改修計画の策定 | |
| 2 多様な教育的ニーズに対応する専門性の強化 | …15 |
| (1) 自立活動等のさらなる充実と専門性の向上 | |
| (2) 外部人材（専門職や看護師等）の配置・活用 | |
| 3 卒業後の多様な自立につながるキャリア教育の充実 | …17 |
| (1) 生徒が希望する進路を実現できる支援の充実 | |
| (2) 地域と連携した、キャリア教育の充実 | |
| (3) 高等部における教育活動の充実 | |
| (4) 生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実 | |
| 4 インクルーシブな教育を支えるセンター的機能 | …19 |
| (1) 小・中・高等学校の「学校解決力」を高めるための機能の構築 | |
| (2) 早期支援の充実（視覚障がい・聴覚障がいを中心に） | |

Ⅳ 地域連携・教育支援の充実

生涯にわたって子どもたちを支える切れ目ない支援体制

- | | |
|--|-----|
| 1 ライフステージに応じた支援の充実 | …20 |
| (1) 早期アセスメントを保育や教育に生かし、集団の中での育ちにつなげる取組 | |
| (2) 乳幼児期の特別支援教育等に関する相談・情報提供 | |
| (3) 医療・保健・福祉・労働・教育等の関係機関の協働による支援体制の強化 | |
| (4) ライフステージ間の切れ目ない支援の強化 | |
| 2 就学相談・教育支援の機能強化支援 | …22 |
| (1) 教育的ニーズに最も適した就学先の決定を支える取組 | |
| (2) 学びのフォローアップ（柔軟な学びの場の見直し）の促進 | |
| 3 共生社会の実現に向けた理解啓発の促進 | …23 |
| (1) 地域とのつながりの中で互いを知り、「共に育つ」機会の促進 | |
| (2) 生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実 | |
| 資料 | …26 |

1章 基本方向

計画の位置づけ

1 この計画は、第3次長野県教育振興基本計画（2018年度～2022年度まで）の個別計画として策定する計画であり、およそ10年後を見据え、本県において目指すべき基本方向を示すものです。

第2次期長野県教育振興基本計画の基本理念『学び』の力で未来を拓き、夢を実現する人づくりの実現に向け、重点としては以下の二つとします。

重点施策1「信州に根ざし世界に通じる人材の育成」

…学び続ける信州人の基盤となる**幼児教育・保育の充実**

重点施策2「全ての子どもたちが良質で多様な学びを享受」

…「**多様性を包みこむ学校**」への進化

2 「しあわせ信州創造プラン2.0（長野県総合5か年計画）」をはじめ、「長野県障がい者プラン2018」等との整合性を図り、関係部局等と連携しながら取り組みます。

3 社会情勢や、国の動向等を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

第2次長野県特別支援教育推進計画と関連する計画等

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023						
長野県		長野県中期総合計画				長野県総合5か年計画				しあわせ信州創造プラン2.0													
県教育委員会		長野県教育振興基本計画				第2次長野県教育振興基本計画				第3次長野県教育振興基本計画				第2次長野県特別支援教育推進計画									
県の関係する計画	長野県障害者プラン後期計画				長野県障害者プラン2012				長野県障がい者プラン2018				子ども・若者支援総合計画										
特別支援教育に係る国の動向等	◆学校教育法の一部改正				◆障害者基本法改正				◆共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)中央教育審議会				◆障害者差別解消法公布(H28.4施行)										
特別支援学校学習指導要領												◆幼稚部・小学部・中学部改訂		◆幼稚部全面实施		◆小学部全面实施		◆中学部全面实施		◆高等部改訂		◆高等部年次進行で実施	

基本方向

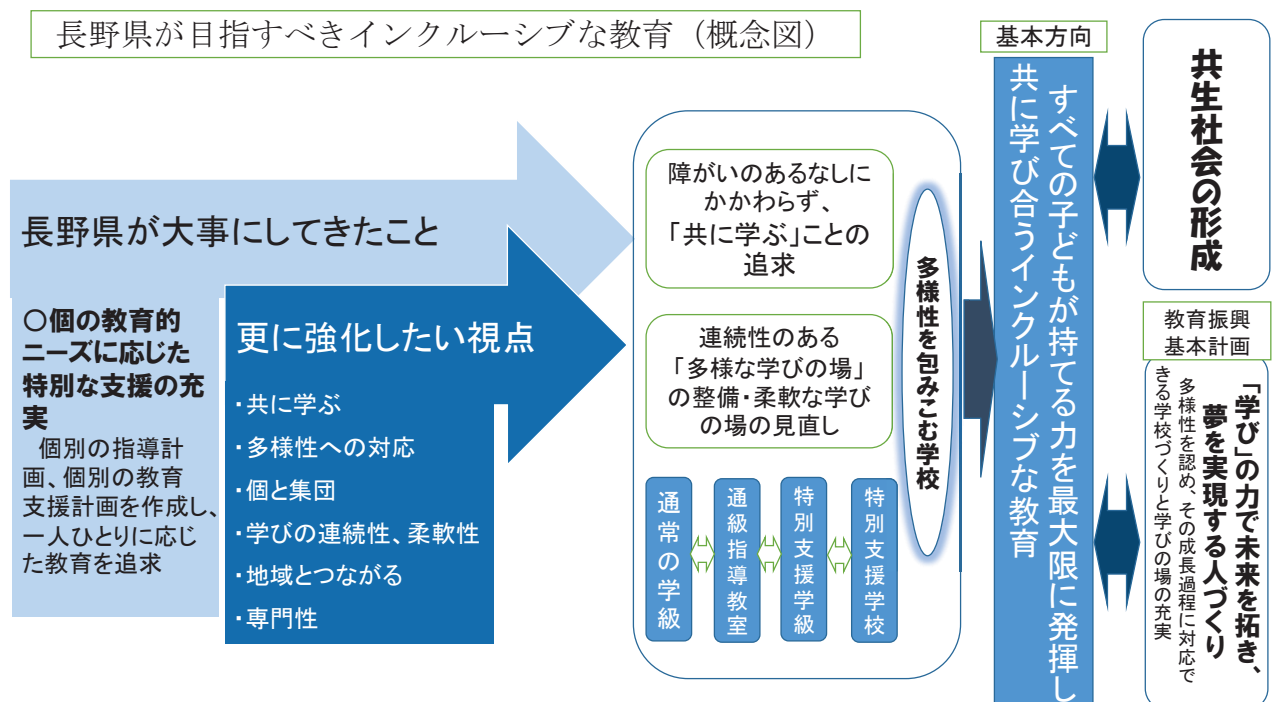
本県では、平成24年9月に策定した「長野県特別支援教育推進計画」に基づき、障がいのある子の自立や社会参加に向けて、持てる力を最大限に伸ばすために最も必要な教育を受けられるようにしていくこと、また、それはできる限り身近な地域で実現され、すべての子どもが共に学び共に育つことができる教育を目指すことを基本的な考え方として特別支援教育を推進してきました。

この方向をさらに推進していくためには、これまで大切にしてきた、障がいのある児童生徒一人ひとりへの支援の充実を図る視点に加え、すべての児童生徒にとって必要な教育としてとらえ、多様性が当たり前のもので大切にされ、障がいのあるなしにかかわらず「共に学ぶこと」の大切さや、多様性を認め合うこと、集団の中で個が育つといった視点を持つことが重要になります。

また、これからの変化の激しい社会を展望した時、多様な他者を理解し、多様な者同士がつながり合う力を育成することは、人権感覚を養い、共生社会の形成にもつながるものです。

そこで、目指す基本方向を「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育」とします。それは、障がいのある子が、自立と社会参加に向け、できる限り身近な地域で同世代の友と共に学ぶ中で持てる力を最大限伸ばすことができる教育であるとともに、障がいのない子も含めたすべての子が、仲間と出会い関わる中で多様性を認め合い、「多様な他者とつながる力」、「多様な価値観の中で問題を解決していく力」を育む教育です。

このインクルーシブな教育の実現のために、「共に学ぶ」ことを追求することと、連続性のある「多様な学びの場」を整備することを同時に推進し、学校が「多様性を包みこむ学びの場」としてさらに充実していくことを目指します。



特別支援教育推進計画概要

基本方向：すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育

Ⅰ 特別支援教育における 小・中学校における	1 多様性を包みこみ、すべての児童生徒が安心して学べる学級づくり	(1)多様な児童生徒が力を発揮できるための通常の学級の充実 (2)特別支援教育支援員の効果的活用支援 (3)発達障がいに対する支援の充実 (4)交流及び共同学習の推進
	2 必要に応じて適切な支援が受けられる「連続性のある多様な学びの場」の整備	(1)LD等通級指導教室の拡充 (2)特別支援学級の充実 (3)校内教育支援委員会の機能向上 (4)入院児童生徒等への教育保障体制の充実
	3 学校全体がチームで支援していくための体制づくり	(1)特別支援教育に関する「学校解決力」を高めるための体制づくり (2)学校と地域の関係機関との連携の促進
Ⅱ 特別支援教育における 高等学校における	1 特別支援教育に係る専門性の向上	(1)すべての教員の特別支援教育に係る理解と支援力の向上 (2)特別支援教育に関する「学校解決力」の向上
	2 多様な教育的ニーズに応じるための仕組の整備	(1)中学校から高等学校に進学する支援を必要とする生徒の情報と支援の確実な引継ぎ (2)高等学校における「通級による指導」の着実な展開 (3)高等学校と特別支援学校分教室との互いの専門性を活用した教育活動の充実
	3 卒業後を見据えた進路先や外部機関との連携の強化	(1)卒業後の自立に向けた、在学中からの地域の相談・支援機関との連携
Ⅲ 特別支援学校における 教育の充実	1 中長期ビジョンに基づく特別支援学校の整備	(1)これからの特別支援学校のあり方検討 (2)県のファミリーマネジメント基本計画に基づく、特別支援学校の中長期修繕・改修計画の策定
	2 多様な教育的ニーズに応じるための仕組の整備	(1)自立活動等のさらなる充実と担当教員の拡充・専門性の向上 (2)外部人材（療法士等の専門職や看護師等）の配置・活用
	3 卒業後の多様な自立につながるキャリア教育の充実	(1)生徒が希望する進路を実現できる支援の充実 (2)地域と連携した、キャリア教育の充実 (3)高等部における教育活動の充実 (4)生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実
	4 インクルーシブな教育を支えるセンター的機能	(1)小・中・高等学校の「学校解決力」を高めるための機能の構築 (2)早期支援の充実（視覚障がい・聴覚障がいを中心に）
Ⅳ 地域連携・教育支援の 充実	1 ライフステージに応じた支援の充実	(1)早期アセスメントを保育や教育に生かし、集団の中での育ちにつなげる取組 (2)乳幼児期の特別支援教育等に関する相談・情報提供 (3)医療・保健・福祉・労働・教育等の関係機関の協働による支援体制の強化 (4)ライフステージ間の切れ目ない支援の強化
	2 就学相談・教育支援の機能強化支援	(1)教育的ニーズに最も適した就学先の決定を支える取組 (2)学びのフォローアップ（柔軟な学びの場の見直し）の促進
	3 共生社会の実現に向けた理解啓発の促進	(1)地域とのつながりの中で互いを知り、「共に育つ」機会の促進 (2)生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実

2章 推進の方向

I 小・中学校における特別支援教育の充実

すべての児童生徒の学びと生活を支えるチーム支援体制の強化

1 多様性を包みこみ、すべての児童生徒が安心して学べる学級づくり

【目指す姿】

- すべての学校、学級において、多様な子どもたちが互いに認め合い、持てる力を十分発揮し、集団の中で安心して学ぶことができる。
- 児童生徒の障がいの状態や必要な支援について、校内で十分に理解され、必要な合理的配慮が提供されて学習活動に参加できている。

【現状と課題】

- 発達障がいの診断等のある児童生徒が増加しており、通常の学級の中にも支援を必要とする多様な児童生徒が在籍している。それらの児童生徒が通常の学級の中で持てる力を十分に発揮できるよう、すべての教員が児童生徒の特性に応じた支援を行う力量や、多様な実態の児童生徒が互いに認め合える集団づくりの力量を高める必要がある。
《発達障がいの診断等のある児童生徒数の推移（資料I-1参照）》
平成25年度 5,093人→平成26年度 5,664人→平成27年度 6,352人→平成28年度 6,907人
- 通常の学級に在籍している発達障がい等があり支援の必要な児童生徒に対する「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成をさらに推進していく必要がある。
《通常の学級における作成率（平成28年度）》
小学校「個別の指導計画」65.4% 「個別の教育支援計画」54.7%
中学校「個別の指導計画」45.5% 「個別の教育支援計画」49.1%
- 小学校低学年段階において、障がいに起因する読み書きの困難さがあるため、学習全般に対して苦手意識を持っている児童がおり、その実態を把握するとともに適切な指導を行う必要がある。
- 多様な児童生徒の学びを支援するため、市町村ごとに特別支援教育支援員の配置が拡大している。さらに効果的に活用するために、支援員の活用の好事例等を共有していく必要がある。
（資料I-3参照）
- 特別支援学校児童生徒と居住地小・中学校児童生徒との「交流及び共同学習」実施数や、「副次的な学籍（副学籍）※1」に取り組む市町村が増加してきている。（資料IV-3、4参照）

※1 特別支援学校に在籍する児童生徒と、居住地の小・中学校の児童生徒の交流及び共同学習の充実を図るために、居住地の小・中学校に副次的な学籍を置く仕組み。副次的であっても、居住地の小・中学校にも「籍」を位置付けることにより、同じ地域の仲間としての意識を高め、交流を継続的に進めるための仕組み。

取組の方向性と施策

(1) 多様な児童生徒が力を発揮できるための通常の学級の充実

- どの学校・学級でも多様な児童生徒が互いに認め合える学級づくりや、すべての児童生徒が力を発揮できる授業づくりを実践できるようにするため、「信州型ユニバーサルデザイン」※1による授業実践を進めるとともに、通常の学級における特別支援教育の実践力を備えた「マネジメントリーダー」の配置を検討し、すべての教員の指導力とチームとして課題解決する力の向上を図ります。
- 発達障がい等があり支援が必要なすべての児童生徒について、支援の方向を明確にし、必要な合理的配慮を提供できるようにするため、通常の学級における「個別の指導計画」※2「個別の教育支援計画」の様式や作成手順、活用方法について明示するとともに、特別支援学校の教員が助言・援助を行います。

【成果指標】

通常の学級(小学校)における「個別の指導計画」作成率 65.4%(2016年度)⇒100%(2022年度)

通常の学級(中学校)における「個別の指導計画」作成率 45.5%(2016年度)⇒100%(2022年度)

- 小学校低学年における読み書きの習得について、一人ひとりの実態を把握した上で効果的な指導ができるようにするため、読み書きについての実態把握のあり方や指導内容・方法について研究し、支援プログラムを整備して普及を図ります。

(2) 特別支援教育支援員の効果的活用支援

- 特別支援教育支援員と学級担任等が連携し、発達障がい等があり支援が必要な児童生徒に対して効果的に支援ができるようにするため、具体的な活用事例を掲載した「特別支援教育支援員の活用ハンドブック(仮)」を作成し、市町村教育委員会や各学校での活用を促進します。

(3) 発達障がいに対する支援の充実(得意を伸ばし困難さを減らす支援の充実)

- 最先端の情報を持つ外部の専門家と連携し、発達障がい等があり支援が必要な児童生徒の得意を伸ばし困難さを減らす支援のあり方について研修の機会を設け、教職員の指導力の向上に努めます。
- ICT機器を困難さを減らし得意が伸ばせるツールとして日常的に活用できるようにするため、先進的に取り組んでいる事例を紹介するとともに、特別支援学校のセンター的機能により活用に向けての支援を推進します。
- 医師や心理士等の専門職、発達障がいサポート・マネージャー※3等が、各地区の特別支援教育コーディネーター等連絡会へ参加するよう働きかけ、各学校への専門的な助言や援助ができるように体制を整備します。

※1 すべての子どもがわかる・できるための授業づくりや環境づくりのための共通基盤となる内容。

※2 学習指導要領解説(H21)には、「各教科や道徳など、学級等ごとに児童生徒に共通する指導目標や指導内容を定めて指導が行われる場合は、例えば、児童生徒一人一人に対する指導上の配慮事項を付記するなどして、学級等ごとに作成する指導計画を個別の指導計画として活用することなども考えられる」とある。形式にこだわらず、必要な情報を明文化し蓄積することから始めることとする。

※3 発達障がいのある人への支援に携わっている人に対し、相談に応じ、助言等を行う発達障がいの専門家。平成27年度より、県内10の圏域にそれぞれ1名ずつ配置されている。

(4) 交流及び共同学習の推進

- 小・中学校と特別支援学校の双方の児童生徒にとって有意義な「交流及び共同学習」がより多く実施されるために、引き続き、市町村教育委員会等に対し「副次的な学籍（副学籍）」についての周知・啓発を行い、「交流及び共同学習」の際の実践例や合理的配慮の具体例を発信します。また、「交流及び共同学習」に係る打合せや引率等を円滑に行うことができる体制を検討し、さらに「交流及び共同学習」を推進します。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒の通常の学級における「交流及び共同学習」の適切な推進について、研修会等において周知します。

2 必要に応じて適切な支援が受けられる「連続性のある多様な学びの場」の整備

【目指す姿】

- 連続性のある多様な学びの場が整備され、支援を必要とするすべての児童生徒が最もニーズに合った学びの場で自分の持っている力を十分に発揮して学んでいる。
- 校内教育支援委員会で、支援を必要とする児童生徒について柔軟に学びの場の見直しが行われ、その時点で最も効果的な支援を受けることができている。

【現状と課題】

- 通常の学級から特別支援学級へ在籍を移す児童生徒数が多く、学年を追うごとに在籍率が増加している。通常の学級において困難な状況が見られるようになってきた際、早期に通常の学級を基盤としつつ必要かつ適切な支援を受けられる体制（通級による指導）が必要であり、その拡充が必要である。（資料Ⅰ－２、７参照）
《LD等通級指導教室の推移》
平成25年度 15教室→平成26年度 18教室→平成27年度 28教室→平成29年度 39教室
- 本県は特別支援学級の在籍率が全国と比して高く、増加傾向が続いている。在籍する児童生徒の障がいの状態は幅広く多様であり、通級指導教室や特別支援学校との連続性も踏まえた、特別支援学級の運営について研究していく必要がある。（資料Ⅰ－４参照）
- 本県の中学校3学年の特別支援学級在籍率は全国の約1.8倍と多い。そのうち約7割は高等学校へ進学しており、高等学校への進学率は全国に比べて約1.9倍である。このように中学校までは、個に応じた支援が重視されていると言えるが、その後多くの生徒は高等学校での集団の中で学んでいる実情がある。将来の自立と社会参加に向けてさらに社会的技能の習得や人間関係の形成に関する学習や、より集団の中での学習を進めていくことが必要である。（資料Ⅰ－５、６、７参照） 《中学校特別支援学級卒業生の高等学校進学率 全国平均 39.1% (H28年度)》
- 特別支援学級の担任には多様な障がいによる困難さに対応する高い専門性が求められている。特別支援学校教員免許状を保有する教員の割合も高めていくことが望まれる。
《特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状 保有率（平成28年度）》
小学校 58.3% 中学校 34.7% 全体 50.3%
- 小・中学校における医療的ケア生が増えてきており（H29 25名）、看護師配置や医療・福祉等関係機関との連携が課題である。
- 長期入院児童生徒の学習については、「長期入院児童生徒訪問支援事業」を活用して病院や自宅に非常勤講師または訪問支援員を派遣し支援しているが、さらなる事業の周知や学習支援の充実が求められている。

(1) LD等通級指導教室の拡充

- 通級指導教室担当教員の基礎定数化を踏まえ、本県全域の地域ごとのバランスを見ながらLD等通級指導教室のさらなる設置を検討していきます。

【成果指標:小学校における通級による指導が必要と考えられる児童のうち、通級指導教室を利用している児童の割合 0.4%(2016年度)⇒1.0%(2022年度)】

- 本県の地理的特徴に対応しながら、通級による指導が必要なすべての児童生徒が通級指導教室を利用できるようにするため、巡回指導やサテライト型指導※1等を含めた効果的な通級指導教室の運用を進めます。
- 高い専門性を持った通級指導教室担当教員を継続的に配置するため、複数配置により指導方法や運営について引き継げるようにするなど、通級指導教室担当教員を育成します。
- 「地域の中核となるコーディネーター養成研修」等の研修会を開催し、LD等通級指導教室の担当教員や地域の特別支援教育を中心となって推進する専門性の高い教員を育成します。

(2) 特別支援学級の充実

- 在籍する児童生徒の障がいの状態は多様であることを踏まえて、特別支援学校や通級指導教室との連続性のある教育課程を柔軟に展開できるようにするため、総合教育センターを中心とした研修内容の充実を図るとともに、特別支援学校や通級指導教室の教員と実践を共有・検討し合う取組を推進します。
- 特別支援学校の対象となる児童生徒や医療的ケアの必要のある児童生徒等への専門的支援の充実を図るため、特別支援学校の自立活動担当教員※2等による巡回相談支援の機能を充実します。
- 特別支援教育に係る専門性を高めるために、教育職員免許法認定講習会を継続して開催するとともに、特別支援学校からの人事異動を推進するなどして、特別支援学校教諭免許状の保有率の向上を目指します。
- 各地区の特別支援教育コーディネーター等連絡会の機能を強化し、特別支援学級担任や特別支援教育に関わる教員を対象とした地区ごとの研修会や講習会のさらなる充実を図ります。

(3) 校内教育支援委員会の機能向上

- 校内教育支援委員会で児童生徒の育ちに応じた柔軟な学びの場の見直しができるようにするため、校内教育支援研修会等において、学びの場の見直しにおける校内教育支援委員会の役割や見直しの手続きを周知します。

※1 通級による指導において、児童生徒が設置校に通うのではなく、担当教員が在籍校に行って指導する巡回指導の形態。サテライト型は、担当教員が行く学校の児童生徒だけでなく、その近隣の学校からも児童生徒が通ってきて指導を受ける形態。

※2 特別支援学校において、一人ひとりの障がいの特性や教育的ニーズに応じ、自立活動（障がいによる困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能等を養う領域）を推進する教員。

(4) 入院児童生徒等への教育保障体制の充実

- 入院による学習の遅れに対する不安を解消するために、「長期入院児童生徒訪問支援事業」を周知するとともに、小・中学校の院内学級や、各教育事務所の訪問支援事業担当者と病弱特別支援学校が連携して、学習指導・支援が充実するよう努めます。

3 学校全体がチームで支援していくための体制づくり

【目指す姿】

- 学校長のリーダーシップのもと、すべての教員が特別支援教育に係る課題を共有し、特別支援教育コーディネーターを中心として学校全体で課題を解決できる。
- 医療や福祉、保育、就労等、外部の関係機関と連携するためのネットワークが各地区で整備されており、必要に応じて外部の専門家の助言や援助を得ることができている。

【現状と課題】

- 特別支援教育コーディネーターは特別支援学級担任等と兼務している場合が多く、多忙のため職務を果たしたくても十分に果たせない現状があり、職務に専念できるための手立てや効果的に職務を進めるための支援が必要である。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、発達障がい等があり支援の必要な児童生徒に対して精神面でサポートしているケースも多いことから、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任との連携体制をさらに強化する必要がある。
- 発達障がい等のある児童生徒の支援にあたって、地域の医療や福祉、保育等の関係機関と連携し、多角的に役割を分担して支援するための体制を地区ごとに整備する必要がある。
- 各地区での特別支援教育コーディネーター等連絡会が、特別支援教育コーディネーターの専門性を高める場となっており、さらに機能を強化する必要がある。

取組の方向性と施策

(1) 特別支援教育に関する「学校解決力※1」を高めるための体制づくり

- 校長のリーダーシップの下、校内体制の整備が推進できるようにするため、校長や教頭を対象とした特別支援教育に係る研修のさらなる充実を図ります。

※1 特別支援教育に係って困難な状況が生じた際の対応に留まらず予防的な対応も含め、必要に応じて外部の専門機関と連携しながら、学校全体がチームとして主体的に改善策や予防策を考え、実行していく力。

- 通常の学級において発達障がい等支援が必要な児童生徒を含むすべての児童生徒が力を発揮し、共に学ぶことができるよう、通常の学級における特別支援教育の実践力を備えた教員を「マネジメントリーダー」として配置することを検討し、学級担任を支援して授業づくり・学級づくりを推進するとともに、学校と関係機関との連携や学校のチームとしての課題解決力の向上を図ります。【再掲】
- 校内委員会を中心に教育相談コーディネーター※1 と共にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携を強化し、チームとして支援できる校内体制の整備を促進します。
- 学校全体としての支援力や予防的な実践力を高めるために、特別支援学校のセンター的機能の活用の仕方について研究し、研究成果を発信します。

(2) 学校と地域の関係機関との連携の促進

- 各地区の関係機関との連携の活性化を図るために、各地区の特別支援教育コーディネーター等連絡会の代表者が集まる「地区代表者連絡会」を組織し、情報共有や今日的な課題についての協議などを通して、各地区の連携の取組を支援します。
- 各地区の特別支援教育コーディネーター等連絡会の充実を図り、「マネジメントリーダー」とともに、療育コーディネーターや発達障がいサポート・マネージャー、医師、保健師、保育士等、医療や福祉、保育等の関係者が参画し、発達障がい等があり支援が必要な児童生徒が、早期から生涯にわたって多角的な支援が受けられるように連携を強化します。

※1 児童生徒の状況や学校外の関係機関との役割分担、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割を十分理解し、初動段階のアセスメントや関係者の情報伝達を行うコーディネーター役の教員。

II 高等学校における特別支援教育の充実

多様な教育的ニーズに応える学びの保障

1 特別支援教育に係る専門性の向上

【目指す姿】

- すべての高等学校教員が特別支援教育に関する基本的な考え方や知識・技能を身につけており、日々の教育活動全般の中で生徒が多様性を認められ、主体的に学んでいる。
- 学校がチームとして生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援を行い、発達障がい等があり支援が必要な生徒が持てる力を十分に発揮することができている。

【現状と課題】

- 発達障がいの診断等のある生徒が増加しており、ほぼすべての高等学校に発達障がい等があり支援が必要な生徒が在籍している。そうした生徒が持てる能力を最大限発揮するために、日常の授業等の中で適切な支援が求められている。(資料Ⅱ参照)
- 平成20年度よりすべての公立高等学校において特別支援教育コーディネーターの指名と校内委員会の設置がなされ、生徒の実態把握に基づいた特別支援教育に取り組んでいるが、特別支援教育を専門とする教員がいない高等学校においては、教員の特別支援教育に関する知識や支援体制は十分とはいえない。
- 高等学校教員の支援力向上や校内支援体制の充実が求められており、すべての教員が発達障がい等の支援に係る基礎的な知識とスキルを身につけるとともに、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上や高等学校における特別支援教育をリードする教員を育成していく必要がある。

取組の方向性と施策

(1) すべての教員の特別支援教育に係る理解と支援力の向上

- すべての教員が発達障がいの支援等に係る基礎的な知識とスキルを身につけ、日々の教育実践に生かすために、特別支援学校のセンター的機能や外部専門家を活用した実践的・体験的な校内研修を実施する等、教員を対象とする研修の充実を図ります。
- 発達障がい等があり支援が必要な生徒への具体的な支援を校内で検討する際に、より多角的、専門的視点から生徒を理解し支援の検討ができるように、地域の外部人材（特別支援学校教員、発達障がいサポート・マネージャー、療育コーディネーター、医療等）を活用して相談できる仕組みを検討します。

(2) 特別支援教育に関する「学校解決力」の向上

- 校内のすべての教員が特別支援教育の視点を共有し、チームとして支援を実行するために、特別支援教育コーディネーター及び教務、生徒指導、進路指導等、生徒支援の中核となる教員や管理職を対象とした特別支援教育に関する研修会を引き続き実施します。
- 高等学校において特別支援教育に関する高い資質・能力を有する教員を育成し、特別支援教育コーディネーター同士の連携を図りながら、地域全体の特別支援教育をリードして各学校の支援力を高めるために、特別支援教育に関する一定の経験や意欲のある教員等を対象としたスキルアップのための研修を創設し、地域における高等学校全体の特別支援教育の推進を図ります。
- 高等学校の教育活動に特別支援学校の有する専門的な知識やスキルを取り入れるために、高等学校と特別支援学校との人事交流のさらなる推進について検討します。

2 多様な教育的ニーズに応じるための仕組の整備

【目指す姿】

- 中学校における適切な進路指導や中学校からの支援情報の確実な引継ぎがなされ、生徒一人ひとりの実態に応じた支援がなされている。
- 発達障がい等があり支援が必要な生徒が、持てる力を十分に発揮して将来の自立に必要な力を身につけている。

【現状と課題】

- 本県の中学校特別支援学級で学ぶ生徒の割合は全国に比べて高く、約7割が高等学校へ進学している。中学校特別支援学級での少人数による授業に比べて、高等学校では一緒に授業を受ける人数が多くなることから、中学校までの支援を確実に引継ぎ、継続して情報交換をしながら高等学校での指導に生かすことが求められている。(資料I-5、6参照)
※中学校特別支援学級卒業生の高等学校進学率 全国平均 39.1% (H28年度)
- 平成28年12月に「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」等が公布され、平成30年度より高等学校における通級による指導が実施可能となった。本県では、平成26年度よりモデル研究校において通級による指導の具体的な指導や運用のあり方について実践を積み重ねており、成果が見られている。
- 特別支援学校高等部分教室は現在7教室で、そのうち高等学校に併設する分教室は4教室である。今後さらに、双方の生徒にとって併設している良さを生かした教育活動の充実が望まれる。

取組の方向性と施策

(1) 中学校から高等学校に進学する支援を必要とする生徒の情報と支援の確実な引継ぎ

- 発達障がい等があり支援が必要な生徒が、中学校から高等学校に進学する際に、適切な進路指導や切れ目のない支援を実施するために、中学校教員と高等学校教員が相互に情報交換する機会を設けるとともに、「プレ支援シート」や「個別の教育支援計画」等の様式の改善や作成・活用の啓発を進め、中学校・高等学校間の連携をより推進します。
- 発達障がい等があり支援が必要な生徒の高等学校入学者選抜における合理的配慮の提供について、個別の事情を踏まえた対応を継続するとともに、大学入試との関連性を考慮し必要な配慮のあり方について研究を行います。

(2) 高等学校における「通級による指導」の着実な展開

- 高等学校においても発達障がい等による学習上又は生活上の困難の改善・克服のため、生徒一人ひとりの状態に応じた自立活動※1を実施するために、学校の実情や地域バランスを十分に考慮して通級指導教室の設置を検討するとともに、定時制や通信制教育の学びのさらなる充実を図ります。

【成果指標:高等学校における「個別の指導計画」作成率 34.1%(2016年度)⇒50%(2022年度)】

- 通級指導教室において、より効果的な指導を実施するために、指導にあたる教員と特別支援学校の自立活動担当教員が連携して指導内容を検討する仕組みや、通級担当者同士が協力して研究を行う機会を設ける等、担当する教員の支援力を支える取組を推進します。

(3) 高等学校と特別支援学校分教室との互いの専門性を活用した教育活動の充実

- 高等学校と特別支援学校高等部分教室の生徒同士が関わり合う中で、互いに尊重し合い、力を育むことを目指して、生徒同士の協働的な活動や双方の学校の教育資源や教員の専門性を生かした学習・支援等をさらに充実するために、高等学校と特別支援学校の連携の強化を図ります。

※1 特別支援学校学習指導要領に示されている領域の一つで、障がいによる困難を主体的に改善・克服するために、必要な知識、技能等を養う領域。

3 卒業後を見据えた進路先や外部機関との連携の強化

【目指す姿】

- 在学中から本人を中心とした支援ネットワークができており、卒業後も必要に応じて相談や支援を受けることができ、進路先や地域社会で豊かに暮らしている。

【現状と課題】

- 高校においては、発達障がい等があり支援が必要な生徒への進路支援はこれまでも校内中心に取り組んでいるが、より生徒の自己理解が深まり、最新の情報や必要な経験をもとに進路実現を図るために、障がい者の就労支援の情報やノウハウを持つ関係機関との連携の強化が必要である。

取組の方向性と施策

(1) 卒業後の自立に向けた、在学中からの地域の相談・支援機関との連携

- 発達障がい等があり支援が必要な生徒の適切な進路選択や卒業後の自立を支えるため、高等学校と特別支援学校、その他の教育・医療・福祉・労働等の関係機関が情報交換する機会を設定する等、在学中からの支援会議等をとおして卒業後の支援ネットワークを広げ、進路先への支援情報の引き継ぎを促進します。

III 特別支援学校における教育の充実

インクルーシブな教育を支える特別支援教育の拠点としての機能の再構築

1 中長期ビジョンに基づく特別支援学校の整備

【目指す姿】

- 特別支援教育の拠点として特別支援学校が整備され、県内のどの地域に居住していても、できる限り身近な場所で専門性の高い教育が受けられる。
- 教室不足の解消が進むとともに必要な施設・設備が充実し、障がいの特性に応じた適切な環境で、教育を受けることができる。

【現状と課題】

- 視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・病弱特別支援学校の児童生徒数は、ほぼ横ばい。知的障がい特別支援学校児童生徒数は微増傾向であるが、学校によっては減少傾向の学校もある。(資料Ⅲ－1、2、8参照)
- 視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・病弱特別支援学校は県内に2校あるが、遠隔地で通学が困難な児童生徒は県内10圏域に設置されている知的障がい特別支援学校に在籍しているケースもあり、対応策を検討する必要がある。
- 保護者は「専門的な教育を受けさせたい」という思いと同時に「地域の学校に通わせたい」という願いを持っており、これらを実現できる仕組みが求められている。
- 特別支援学校児童生徒と居住地の小・中学校児童生徒との「交流及び共同学習」数が増え、また、「副次的な学籍(副学籍)」に取り組む市町村が増加してきている。(資料Ⅳ－3、4参照)
- 各特別支援学校の耐震化改修は完了しているが、特別教室等の教室不足解消や学習環境のさらなる整備が必要となっている。校舎の老朽化に加え、学校を取り巻く周辺的环境や社会生活に関する状況の変化を踏まえた、計画的な改築・改修が必要である。
- 寄宿舎に入舎する児童生徒は減少傾向にあるが、寄宿舎の老朽化対策・環境整備、児童生徒の多様化・重度化への対応等について検討する必要がある。(資料Ⅲ－10参照)

取組の方向性と施策

(1) これからの特別支援学校のあり方検討

- インクルーシブな教育を推進する観点、障がい種ごとのニーズや各校の児童生徒数の推移、地域の実情等を踏まえ、特別支援学校のあり方について引き続き検討します。
- これまで行ってきた知的障がい特別支援学校の小・中学部分教室、市町村立特別支援学校、特別支援学級への特別支援学校教員による巡回支援の取組等を踏まえ、より身近な地域で専門性の高い教育を受けられるための方策について検討します。

- 特別支援学校のあり方検討を踏まえ、寄宿舎設置の役割や運営の観点から、今後の寄宿舎の方向性について明らかにします。
- 特別支援学校へ通う児童生徒と地域の小・中学校に通う児童生徒が、同世代の友として将来にわたっての関わりを育むことが期待される「交流及び共同学習」や「副次的な学籍（副学籍）」の取組を推進します。また、「副次的な学籍（副学籍）」について、既に実施している市町村の取組を全県へ発信、啓発するとともに、課題に対する支援策を検討します。

【成果指標:副次的な学籍に取組む市町村 52%(2016年度)⇒70%(2022年度)】

(2) 県のファシリティマネジメント基本計画※1に基づく、特別支援学校の中長期修繕・改修計画の策定

- これからの特別支援学校のあり方検討を踏まえ、県のファシリティマネジメント基本計画（公共施設等総合管理計画）に基づき、2020年度までにすべての特別支援学校の中長期修繕・改修計画を策定します。
- 教育環境の整備・改善を早急に進めるとともに、特に老朽化が著しい松本養護学校と若槻養護学校については、校舎及び寄宿舎について長寿命化や改築等を含む具体的な対応策を検討します。

2 多様な教育的ニーズに対応する専門性の強化

【目指す姿】

- 教員や専門スタッフが増員され、一人ひとりの児童生徒の多様な教育的ニーズに応じた専門性の高い教育が受けられ、自立と社会参加に向けて必要な力を着実に育まれている。
- 特別支援教育に関する専門性向上のための研究・研修が充実し、専門性の高い人材が育成されている。

【現状と課題】

- 本県の特別支援学校の教職員数は、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（標準法）」等に定められた定数を大幅に下回っており、教育の充実を図るために早急な是正が必要な状況である。
- 特別支援学校に在籍する児童生徒は障がいの状態が多様化するとともに、重複障がいのある児童生徒や医療的ケア、心理的な支援の必要な児童生徒も増加しており、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援をするために自立活動の充実が喫緊の課題である。（資料Ⅲ－9参照）
- 多様な教育的ニーズに応じた支援を充実していくため、教職員の拡充のみでなく外部専門家や企業等の人材の有する様々な専門性や知識・技能を有効に活用する必要がある。
- 各特別支援学校の障がい領域ごとの専門性を担保していくことや、進路指導、生徒指導といった職務分野ごとに専門性の高い人材を育成していく必要がある。
- すべての特別支援学校にタブレット端末を導入し、児童生徒の障がい特性に応じた活用をすすめているが、さらにICTを活用した学習の開発や普及を推進していく必要がある。
- 特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率は、年々増加している。（資料Ⅲ－11参照）

※1 「県有財産の総量縮小」「県有財産の有効活用」「県有施設の長寿命化」「県有施設の省エネ化などによる維持管理の適正化」の4つの基本方針に基づき策定。

取組の方向性と施策

(1) 自立活動等のさらなる充実と専門性の向上

- 特別支援教育に関する高い資質・能力を有する教員を育成し、特別支援学校におけるすべての児童生徒の自立活動等を充実するため、「特別支援学校教員の専門性向上に向けた計画」を策定するとともに、小・中・高等学校に在籍している障がいのある児童生徒への支援の充実を図るため、各校を巡回指導する自立活動担当教員の拡充等、支援の充実を検討します。
- 多様な教育的ニーズに応じた、センター的機能、重度重複障がい指導、医療的ケア、生徒指導等、職務分野別の担当者が情報交換や研修会等を行う機会を設け、担当教員の専門性のさらなる向上を図ります。
- 障がい特性に応じたICT機器の活用を普及するため、具体的な活用事例の研究や、ICT機器を利用した遠隔教育相談等の研究を進め、小・中・高等学校へも発信します。
- 特別支援学校教諭免許状取得のための免許法認定講習について、日程の工夫等、受講しやすい環境づくりに努め、特別支援学校教諭免許状の免許状保有率の向上を図ります。

【成果指標:特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率

81%(2016年度)⇒100%(2022年度)】

- 特別支援教育の研究のため独立行政法人国立特別支援教育総合研究所や大学等へ派遣した教員を、教員の研修会等の講師として活用し、教員の指導力の向上を図るとともに、地域や学校の中核となる教員を育成します。

(2) 外部人材（専門職や看護師等）の配置・活用

- 児童生徒の多様な障がいの状態に適切に対応した指導や生活支援の充実を図るため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士等の専門職の活用や校内への位置づけを検討し、自立活動の指導の充実を図るとともに、その専門性を、小・中・高等学校に在籍する障がいのある児童生徒への支援に生かします。
- より安全安心な医療的ケアが実施できるように、引き続き特別支援学校における医療的ケア実施体制のあり方について研究を進め、指導医との連携や看護師の常勤配置等について検討します。

3 卒業後の多様な自立につながるキャリア教育の充実

【目指す姿】

- 生徒が希望する進路の実現に向け、一人ひとりの教育的ニーズに応じたキャリア教育や関係機関とのネットワークが充実している。
- 在学中から地域とつながる取組が進み、卒業後も得意なことや興味のある活動を地域の中で続けることができる。

【現状と課題】

- 高等部卒業生の進路先は、約7割が社会福祉施設等であり、一般就労をする生徒は約2割で推移しており、全国平均と比べ就労率が低い（H28 26.2%）。（資料Ⅲ－4、5参照）
- 特別支援学校に在籍する児童生徒の障がいの状態が多様化しているため、一人ひとりの生徒の多様な進路を実現するために、個に応じた関係機関とのネットワークをつくり生徒の支援情報を確実に接続していく必要がある。
- 在学中から福祉施設や企業等での職場体験や産業現場等における実習を行っているが、卒業後の自立と社会参加に向けて、小学部段階から自己理解を深め、社会性を育むキャリア教育を推進する必要がある。
- 各学校においてはこれまでも、地域の方々を文化祭に招待する、地域ボランティアの方に学習活動に参加していただくなどして地域との関わりを深めている。さらに地域とつながる機会を増やし関わりを深めていくためには、地域資源を活用する仕組みを考えていく必要がある。
- 高等部では、中学部からの入学者と中学校の特別支援学級からの入学者がおおよそ半々であり、生徒の障がいの状態が多様化している。発達障がいを併せ有する生徒を含め、自立に向けた多様な教育的ニーズに応じる高等部教育の充実が必要である。（資料Ⅲ－3参照）
- 高等部分教室は現在7教室あり、主に職業自立を目指す生徒に焦点を当てた教育活動を実践している（一般就労率は約8割）。それぞれの分教室の特色を生かした教育活動をさらに充実していく必要がある。（資料Ⅲ－6参照）
- 卒業後も地域とつながりながら生き甲斐を持って生活できるために、在学中から地域における活動に参加し、卒業後につながる学びや交流の場をつくっていく必要がある。

取組の方向性と施策

(1) 生徒が希望する進路を実現できる支援の充実

- すべての生徒が希望する進路を実現できるよう支援を充実するとともに、卒業後も関係機関（労働、教育、福祉、医療、地域等）による支援を継続するため、在学中から「個別の教育支援計画」を活用した関係機関との支援ネットワークづくりを推進し、丁寧な移行支援と定着支援を行える体制づくりを検討します。

- 一般企業への就労を希望する生徒の進路実現と、企業側の障がい者の理解や受け入れに向けた取組を促進するため、就労コーディネーター※1による企業への働きかけとマッチング支援、特別支援学校技能検定の実施、協力企業登録制度の実施等を総合的に推進します。

【成果指標：一般就労を希望する生徒の就労率 93.3% (2016 年度)⇒96% (2022 年度)

特別支援学校高等部卒業生の就労率 26.2% (2016 年度)⇒33.6% (2022 年度)】

(2) 地域と連携した、キャリア教育の充実

- 児童生徒一人ひとりに応じた将来の自立と社会参加の実現のため、地域資源を活用し、卒業後を見据えた小中高の一貫性のあるキャリア教育を推進します。
- 障がいのある児童生徒が生涯にわたって地域とつながり、学校と地域が協働して児童生徒の支援を行うために、信州型コミュニティスクール※2の取組を推進します。

(3) 高等部における教育活動の充実

- 多様な高等部生徒の教育的ニーズに応じた教育活動を実施するために、高等部における活動や学習集団、生活づくりのあり方について研究をし、地域と連携した教育活動の充実を図ります。
- 高等部分教室が、実情に応じた特色ある教育活動を実践し、主に一般企業等への就労を目指す生徒の教育的ニーズに応じた教育課程を提供してきた実績を踏まえ、必要に応じて現在高等部分教室がない地域への高等部分教室等の設置や充実について検討します。
- 高等学校と特別支援学校高等部分教室の生徒同士が、関わり合う中で互いに尊重し合い、これからの社会を生きるうえで必要な力を育むことを目指して、生徒同士の協働的な活動や、双方の学校の教育資源や教員の専門性を活かした学習・支援などをさらに充実するために、高等学校と特別支援学校の連携の強化を図ります。【再掲】

(4) 生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実

- 特別支援学校での学習活動に卒業後も続けられるような活動をさらに取り入れることができるよう、地域のスポーツや文化芸術活動、生涯学習等の関係機関との間で情報交換やネットワークづくりを行い、スポーツや文化芸術等、地域において生活を豊かにする様々な活動に親しむ学習活動を推進します。特に障がい者スポーツについては、取り組むきっかけとして様々な体験等の機会が持てるように、知事部局や関係機関と連携しつつ、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした障がい者スポーツの普及に取り組みます。

※1 企業での障がい者雇用や、職業紹介業務といった経験を持つ方のスキルを活用し、働きたい願いがある生徒の実習先を開拓する。

※2 ①学校運営参画②学校支援③学校評価機能を一体的・持続的に実施する仕組みを備えた、地域の特色を生かした実践を行う、学校と地域との協働活動を推進する学校。

4 インクルーシブな教育を支えるセンター的機能

【目指す姿】

- 幼保・小・中・高校が、特別支援学校の有する専門性を活用しながら、インクルーシブな教育を目指し、チームとして課題を解決している。
- 障がいのある幼児児童生徒がどの学びの場においても、特別支援学校の各障がい種に応じた相談支援を通して、必要な専門性が提供されている。

【現状と課題】

- 幼保、小・中・高校からの相談件数は増加し続けている。こうした相談・支援にあたっては、個別的な支援から学校全体としての「学校解決力」を高める支援へと転換していく必要がある。（資料Ⅲ－7参照）
- 特別支援学校の対象となる児童生徒や医療的ケアの必要な児童生徒が、地元の小・中学校に在籍しているケースも増えており、専門的支援が必要である。
- 視覚・聴覚障がいのある幼児は、学齢期前の段階において、見ることや聴くことの基本となる力を獲得することが、その後の情報活用能力の育ちに大きく影響するため、早期に専門的支援を提供する必要がある。

取組の方向性と施策

(1) 小・中・高等学校の「学校解決力」を高めるための機能の構築

- 小・中・高等学校への支援について、個別の課題解決支援にとどまらず、学校自らが課題を解決する力や予防的な実践力を高めるため、より効果的なセンター的機能を発揮するためのあり方について研究し、地域内の他の相談機関等とも連携した支援を推進します。
- 特に、特別支援学校の対象となる児童生徒や医療的ケアの必要な児童生徒が小・中学校に在籍している場合、専門性の高い教育が受けられるよう、必要に応じて巡回支援を行う等、特別支援学校が持つ専門性や研修の機会を提供します。

(2) 早期支援の充実（視覚障がい・聴覚障がいを中心に）

- 特に乳幼児期の視覚障がい児・聴覚障がい児に対して早期からの適切な支援を提供するため、医療や保健等と連携し、視覚障がい特別支援学校・聴覚障がい特別支援学校における、早期教育相談・支援体制の充実と、啓発に努めます。

IV 地域連携・教育支援の充実

生涯にわたって子どもたちを支える切れ目ない支援体制

1 ライフステージに応じた支援の充実

【目指す姿】

- どのライフステージにおいても、医療・保健・福祉・労働・教育等関係機関が保護者や本人の伴走者となり、相談や連携を通して支え続けている。
- 幼児教育から「個別の（教育）支援計画」や「個別の指導計画」が作成され、就学、進学、就労先へと必要とする支援情報が引き継がれ、切れ目なく適切な支援を受けることができる。

【現状と課題】

- 乳幼児健診では、早期アセスメントの導入により（平成 29 年 60/77 市町村）、発達障がい等の早期発見が進められ、保護者は保健師や臨床心理士との相談を早期から受けられるようになってきている。保育士等の専門職のスキルアップを図るとともに、それらの支援情報を幼児教育、さらには就学先へ引き継ぎ、共有しながら支援に生かしていく必要がある。
- 保護者がいつでもすぐに相談できるよう、保護者の思いに寄り添い、身近に相談できる窓口が必要であり、子どもも含めた家族の自立につながる支援が求められている。
- 発達障がい等支援が必要な子どもへの支援が効果的に行えるよう、医療、福祉、教育、労働等、関係する支援者が支援情報を共有し、それぞれの専門性を生かして支援していく必要がある。
- 発達障がい等支援の必要な子どもが、各ライフステージに渡って持てる力を十分発揮するためには、「個別の（教育）支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、乳幼児期から就学、進学、進路先へと支援情報が引き継がれていく必要がある。

取組の方向性と施策

(1) 早期アセスメントを保育や教育に生かし、集団の中での育ちにつなげる取組

- 市町村が実施する早期アセスメントやその後の療育支援が、保育や幼児教育等につながるようにするため、市町村体制整備研修会や特別支援教育推進員による市町村訪問等を通して、「わたしの成長・発達手帳（例）※1」の利用や幼稚園・保育所段階からの「個別の（教育）支援計画」「個別の指導計画」の作成の意義を伝え、保育や教育に支援情報を生かしていく取組の普及を図ります。

※1 障がい者である本人と家族とで、成長と発達を確かめながら暮らしていけるように、また、必要に応じて支援者と相談するときに役立てられるよう成長の情報を記録した手帳。

- 就学につながる幼児期から適切な支援を受けられるようにするため、保育専門相談員※1への支援、保育士等を対象とした特別支援教育に係る研修の機会の提供等を行い、多様性を認め合える保育や幼児教育の推進を支援します。
- 幼児教育の拠点となる「信州幼児教育支援センター（仮）」の設置に向けて、関係課と連携し特別支援教育に係る支援機能の充実を図ります。

(2) 乳幼児期の特別支援教育等に関する相談・情報提供

- 乳幼児から就学に向けて相談に関わるすべての支援者が、早期から保護者の思いに寄り添いつつ、保護者に就学先の決定や就学後の支援についての見通しを伝えることができるようにするため、就学相談のプロセスを示す就学相談リーフレットの配布と利用・相談窓口の周知等、情報提供を推進します。
- 「信州幼児教育支援センター（仮）」と連携し、教育相談の充実を図るとともに、相談内容と具体的な支援について市町村教育委員会や関係部署で共有する仕組みについて検討します。

(3) 医療・保健・福祉・労働・教育等の関係機関の協働による支援体制の強化

- 関係機関が地域の中で円滑に連絡し合えるようにするため、特別支援教育コーディネーターと「マネジメントリーダー」が連携し、特別支援教育コーディネーター連絡会を通して、身近な地域でのネットワークの構築を図り、活用を進めます。
- 圏域ごとの自立支援協議会療育部会等と特別支援教育コーディネーター連絡会との合同開催等、地域において、医療・保健・福祉・労働・教育等の関係機関の連携を進める体制づくりがさらに進むために、県自立支援協議会や特別支援教育連携協議会等においても地域における連携体制のあり方について検討します。

(4) ライフステージ間の切れ目ない支援の強化

- 乳幼児期から進路先まで切れ目ない支援の充実に向け、「個別の（教育）支援計画」や「個別の指導計画」等の様式や作成・活用方法を、教育課程手引書の内容に盛り込み周知する、市町村における情報管理一元化の先行事例について市町村教育委員会を対象とする研修会で紹介する等、切れ目なく支援情報を接続する取組について発信します。

※1 保育所訪問を通して保育士等の研修の機会を確保し、職員同士が主体的に学び合えるよう、保育士等に対する相談・助言を行う。

2 就学相談・教育支援の機能強化支援

【目指す姿】

- 障がいのある児童生徒の就学にあたって、どの市町村においても、保護者に十分な情報提供と相談がなされ、子どもの実態や教育的ニーズについて共通理解した上で、最も適切な学びの場と教育内容について合意形成し、安心して就学することができている。
- 小・中学校において、児童生徒の変容に応じて柔軟に学びの場の見直しが検討され、可能な限り障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に教育を受けられるよう配慮しつつ、その時点で最も適した学びの場で学ぶことができている。

【現状と課題】

- 保護者の願いを踏まえた本人の教育的ニーズに最も適した就学先を決定するため、就学相談を担当する者には、適切な情報提供、実態把握、相談、資料作成等に関する高い専門性が求められるが、就学相談件数が増加している中、専門性を有する担当者の確保が課題となっている。（資料IV-1参照）
- 特に小規模な市町村や中山間地等では専門家の確保が難しく、市町村教育支援委員会の運営を担当する職員の異動等により運営ノウハウへの支援が求められるケースがある。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒数は学年を追うごとに増加しており、在籍率は全国に比べても高い。特別支援学級に在籍後、成長に応じて通常の学級や通級指導教室への学びの場の見直しをさらに検討する必要がある。（資料I-2、7、IV-2参照）

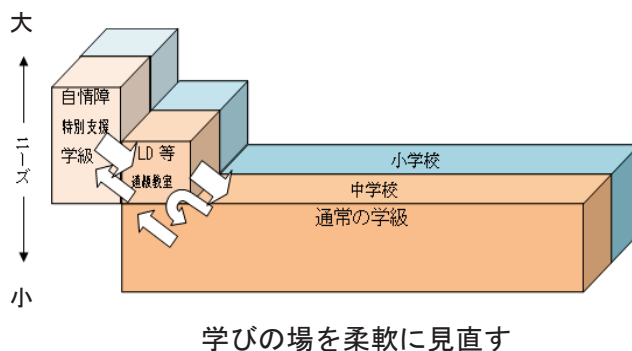
取組の方向性と施策

(1) 教育的ニーズに最も適した就学先の決定を支える取組

- 乳幼児から就学に向けて相談に関わるすべての支援者が、早期から保護者の思いに寄り添いつつ、保護者に就学の決定や就学後の支援についての見通しを伝えることができるようにするため、就学相談のプロセスを示す就学相談リーフレットの配布と利用・相談窓口の周知等、情報提供を推進します。【再掲】
- 就学相談に携わる人材確保や運営ノウハウに関して支援を必要としている市町村に対し、就学相談担当者を対象とした専門研修の実施や、特別支援教育推進員の定期的な訪問による助言・支援等により、就学相談・判断に必要な専門性の確保を支援します。

(2) 学びのフォローアップ（柔軟な学びの場の見直し）の促進

- 校内教育支援委員会で児童生徒の個々のニーズや発達に応じた柔軟な学びの場の見直しができるようにするため、校内教育支援研修会等において、学びの場の見直しにおける校内教育支援委員会の役割や見直しの手続きを周知します。



- 通級による指導や特別支援学級で学んでいる児童生徒の育ちや支援の状況を市町村教育委員会等が定期的に把握し、必要に応じて支援や学びの場の見直しにつなげていく取組について、特別支援教育推進員が市町村教育委員会と共に検討する、先行事例を発信する等して取組の普及を図ります。

3 共生社会の実現に向けた理解啓発の促進

【目指す姿】

- 障がいのある児童生徒への理解、多様な人々が共に生きる社会についての理解が促進され、生涯にわたって地域とのつながりが途切れることなく社会参加できている。

【現状と課題】

- すべての人たちが互いの個性を尊重し支え合い、多様な在り方を認め合える社会が必要であるという意識を、教員を含めたより多くの人々に広めていく必要がある。
- 特別支援学校の児童生徒で、「交流及び共同学習（居住地校交流）」を実施する児童生徒が増えている。（資料Ⅳ－3参照）
- 「副次的な学籍」の取組が進んでおり（H29 33/77 市町村）、それぞれの市町村の特色を生かした取組をさらに推進していく必要がある。（資料Ⅳ－4参照）
- 卒業後も地域とつながりながら生き甲斐を持って生活できるために、在学中から地域における活動に参加し、卒業後につながる学びや交流の場をつくっていく必要がある。

取組の方向性と施策

(1) 地域とのつながりの中で互いを知り、「共に育つ」機会の促進

- 本県の目指す「インクルーシブな教育」の重要性・必要性について、教員の資質向上にむけた「長野県教員育成指標」に位置付けるとともに、法定研修を含む様々な機会に周知します。
- 障がいのある児童生徒への理解、多様な人々が共に生きる社会の実現についての理解を深めるため、児童生徒、幼保小中高の職員、PTA、地域の公民館活動等を対象に、「発達障がい支援力アップ出前研修」や「手話伝達講座」、「発達障がい者サポーター養成講座※1」、「あいサポーター研修※2」等による研修の機会を提供し、理解啓発を推進します。
- 児童生徒の多様な在り方を認め合い、尊重し合える社会づくりのために、特別支援学校と小・中・高等学校との学校間や、特別支援学校へ通う子の居住地校との「交流及び共同学習」を推進します。

※1 発達障がいに関する基本的な知識を持ち、地域等において発達障がいのある人や家族を支える「発達障がい者サポーター」を養成する研修。

※2 障がいのある方が困っていることや障がいの特性に対して必要な配慮を理解し、日常生活の中でちょっとした配慮を実践する、「あいサポーター」になるための研修。

- 特別支援学校へ通う児童生徒も地域の小中学校に通う児童生徒も同世代の友として将来にわたっての関わりを育むことが期待される「副次的な学籍（副学籍）」について、既に実施している市町村の取組を全県へ発信するとともに、課題に対する支援策の検討を進めます。【再掲】
- 障がいのある児童生徒が生涯にわたって地域とつながり、学校と地域が協働して児童生徒の支援を行うために、信州型コミュニティスクールの取組を推進します。【再掲】
- 地域の人々と特別支援学校の児童生徒が障がい者スポーツを通して共に活動する機会の充実を目指し、知事部局や関係機関と連携しつつ、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした障がい者スポーツの普及に取り組みます。【再掲】

(2) 生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実

- 特別支援学校での学習活動に卒業後も続けられるような活動をさらに取り入れることができるよう、地域のスポーツや文化芸術活動、生涯学習等の関係機関との間で情報交換やネットワークづくりを行い、スポーツや文化芸術等、地域において生活を豊かにする様々な活動に親しむ学習活動を推進します。【再掲】

資 料

資料	特別支援教育の対象の概念図（義務教育段階）	・・・ 27
資料Ⅰ 小・中学校の状況		
1	発達障がい診断等のある児童生徒数	・・・ 28
2	LD等通級指導教室の利用率	・・・ 29
3	特別支援教育支援員の配置人数	・・・ 29
4	特別支援学級在籍児童生徒の推移	・・・ 30
5	平成28年度 中学校特別支援学級卒業生の進路状況	・・・ 31
6	中学校特別支援学級卒業生の進路状況	・・・ 32
7	特別支援学級在籍率の学年進行による推移（全国比較）	・・・ 32
資料Ⅱ 高等学校の状況		
1	高等学校における発達障がいに関する実態調査の結果	・・・ 33
資料Ⅲ 特別支援学校の状況		
1	特別支援学校児童生徒数の推移	・・・ 34
2	特別支援学校 各部の児童生徒数の推移	・・・ 34
3	高等部1年生の出身校種別生徒数の推移	・・・ 34
4	高等部卒業生（本科）の進路	・・・ 35
5	特別支援学校高等部卒業生の現場実習実施状況と就職率	・・・ 36
6	特別支援学校高等部分教室卒業生の進路状況	・・・ 36
7	特別支援学校への延べ相談件数	・・・ 36
8	特別支援学校 児童生徒の推移と今後の見込み	・・・ 37
9	特別支援学校において学校看護師による医療的ケアを受けている児童生徒数の推移	・・・ 38
10	特別支援学校における寄宿舎を利用している児童生徒数の推移	・・・ 38
11	特別支援学校における免許保有率	・・・ 39
資料Ⅳ 地域連携・就学相談の状況		
1	市町村教育支援委員会の判断件数の推移	・・・ 40
2	学びの場の見直し実施状況	・・・ 40
3	特別支援学校児童生徒の居住地校交流の実施状況	・・・ 41
4	副次的な学籍（副学籍）を実施している市町村	・・・ 41

特別支援教育の対象の概念図(H28)

〔義務教育段階〕

義務教育段階の全児童生徒数
999万人

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

0.71%
(約7万1千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

2.18%
(約21万8千人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 情緒障害
聴覚障害 自閉症
言語障害 学習障害(LD)
肢体不自由 注意欠陥多動性障害(ADHD)
病弱・身体虚弱

0.98%
(約9万8千人)

3.88%
(約38万7千人)

発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒 6.5%程度の在籍率(※)

※ この数値は、平成24年度に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

長野県の概況(H28)

〔義務教育段階〕

長野県義務教育段階の全児童生徒数
173,376人

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

0.78%
(1,357人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障がい
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

3.60%
(6,246人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 情緒障害
聴覚障害 自閉症
言語障害 学習障害(LD)
肢体不自由 注意欠陥多動性障害(ADHD)
病弱・身体虚弱

0.67%
(1,165人)

5.06%
(8,768人)

発達障がいの診断等(※)を受けている児童生徒 3.98%
(6,907人)

※ 医師の診断や臨床心理士、児童相談所等の専門機関の判定による

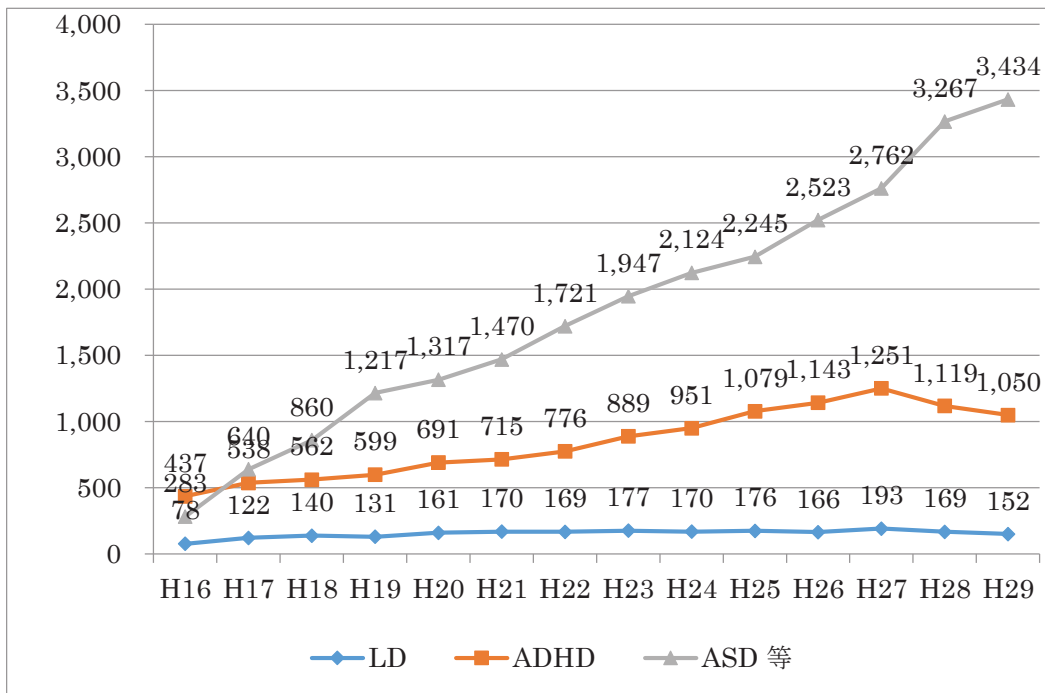
資料 I 小・中学校の状況

1 発達障がいのある児童生徒数

○発達障がいの診断等のある児童生徒は、年々増え続けている。平成 29 年度の発達障がいの診断等のある児童生徒の割合は 4.24%となっている。

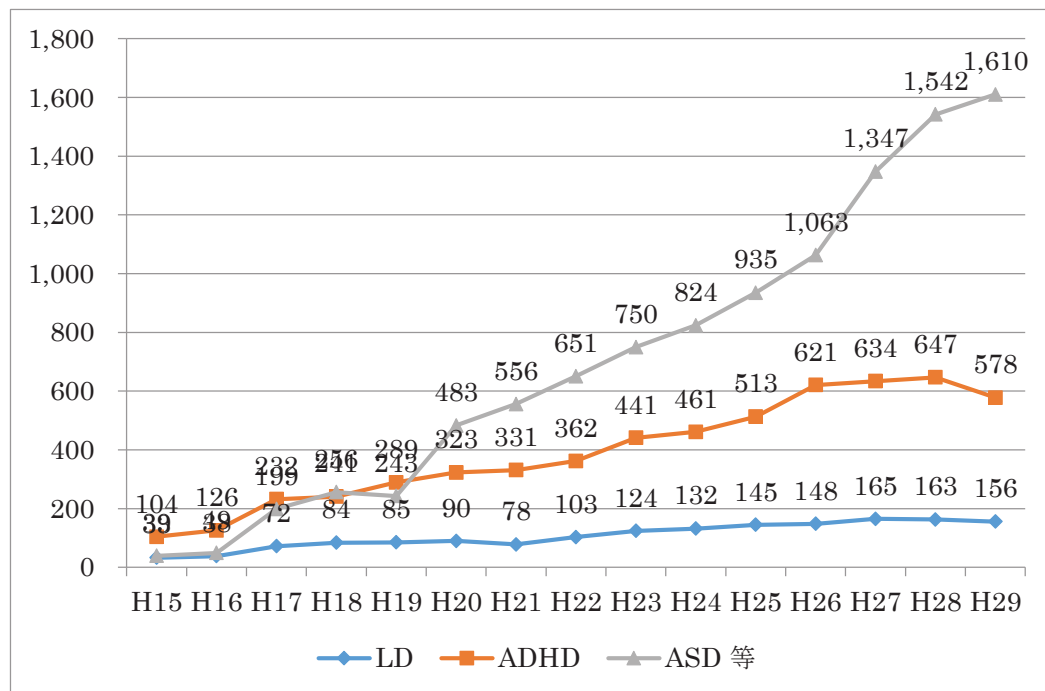
(人)

小学校



(人)

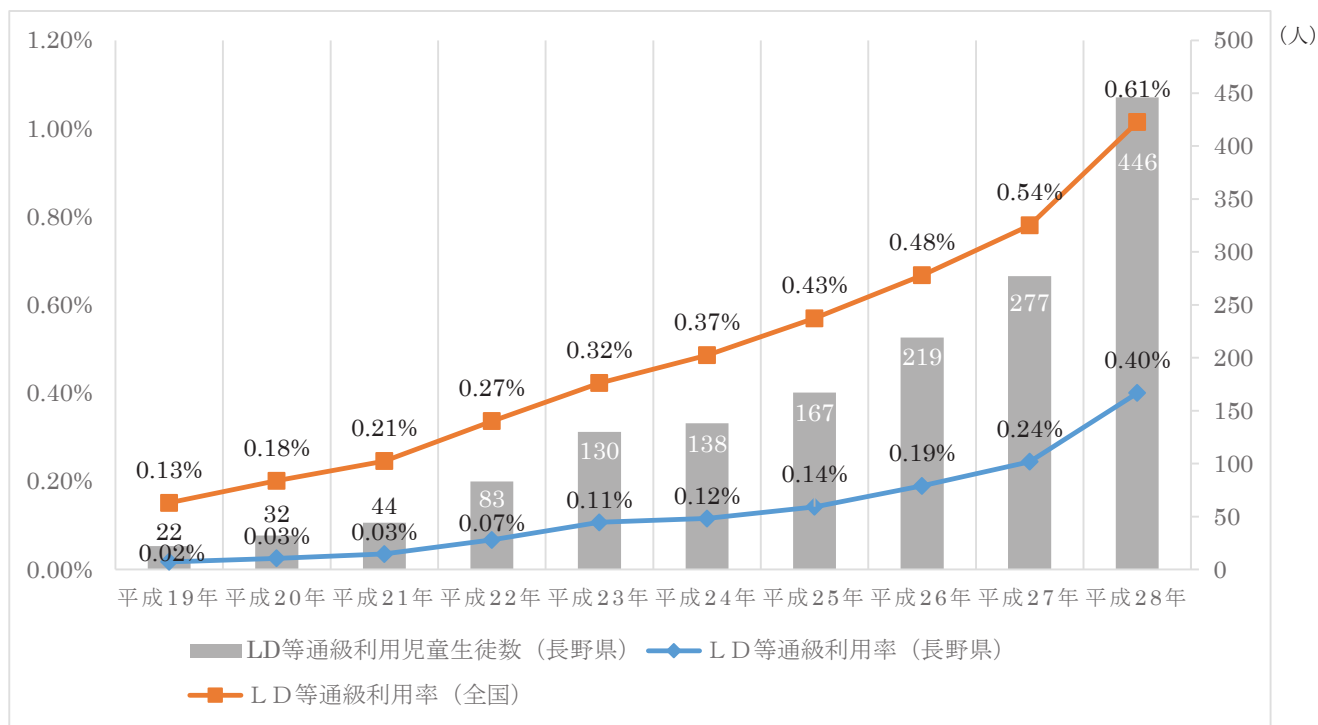
中学校



・学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症等（ASD等）の数値は、本県独自調査による。（ASD等には、広汎性発達障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群、反抗挑戦性障害、複数の診断等を含む。）

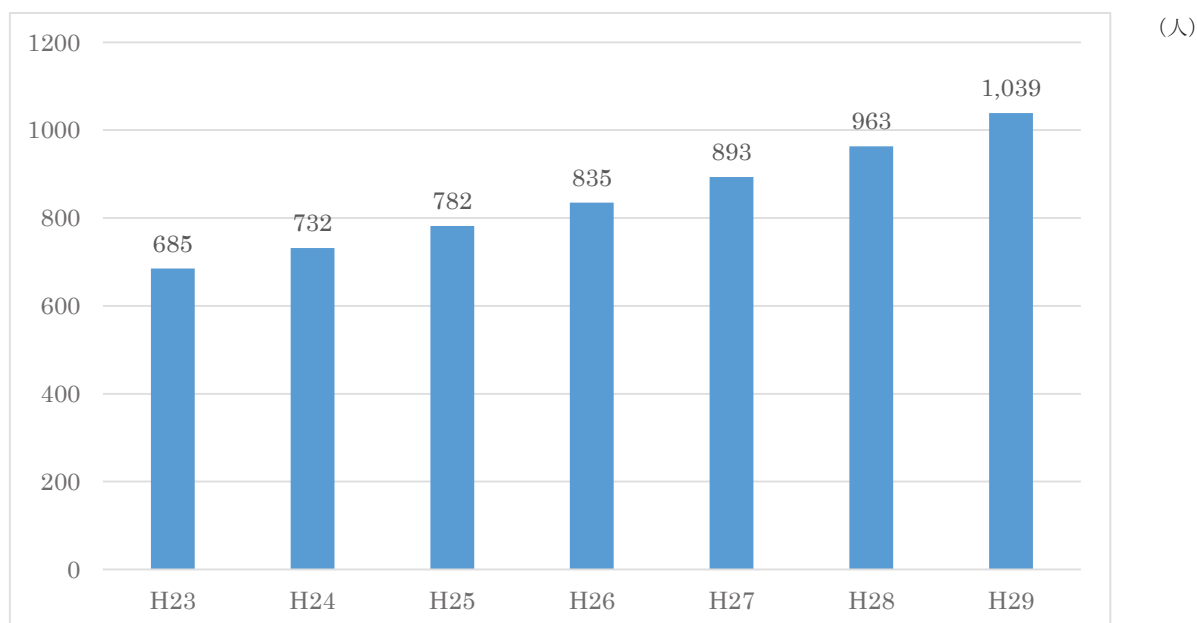
2 LD等通級指導教室の利用率

○年々、在籍率が増加しているものの、全国に比して利用率が低い。



3 特別支援教育支援員の配置人数

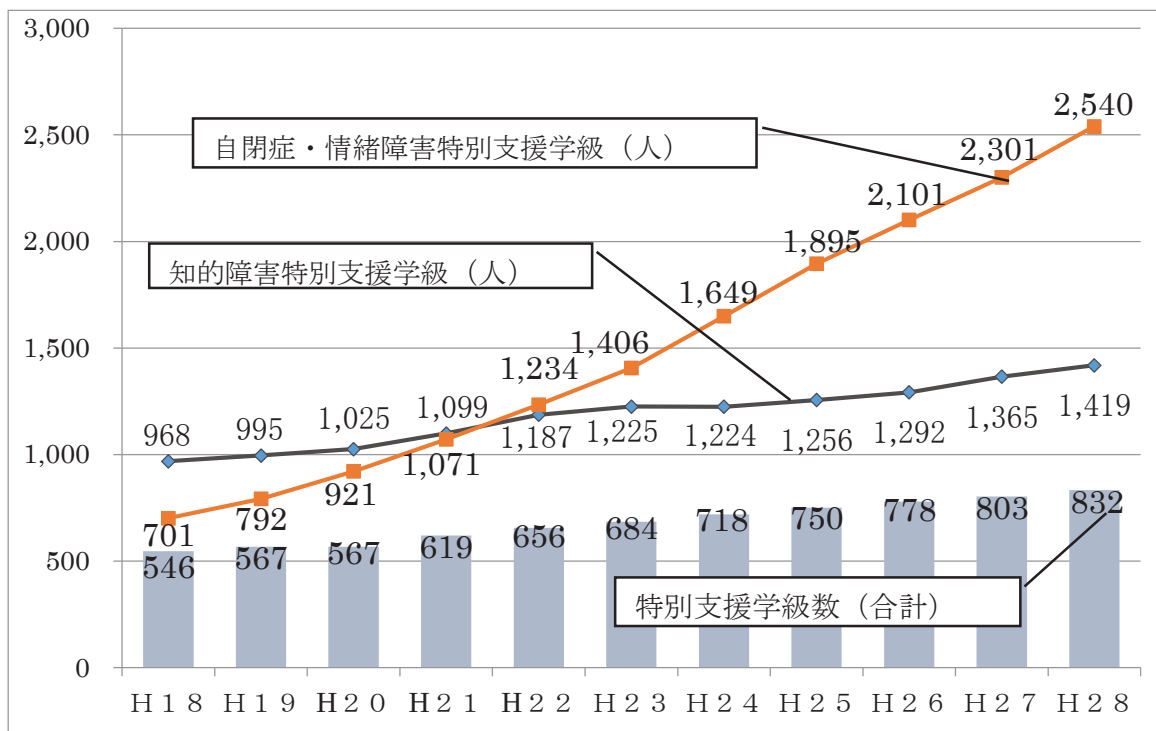
○市町村において、多くの特別支援教育支援員が配置されており、その数は年々増加している。



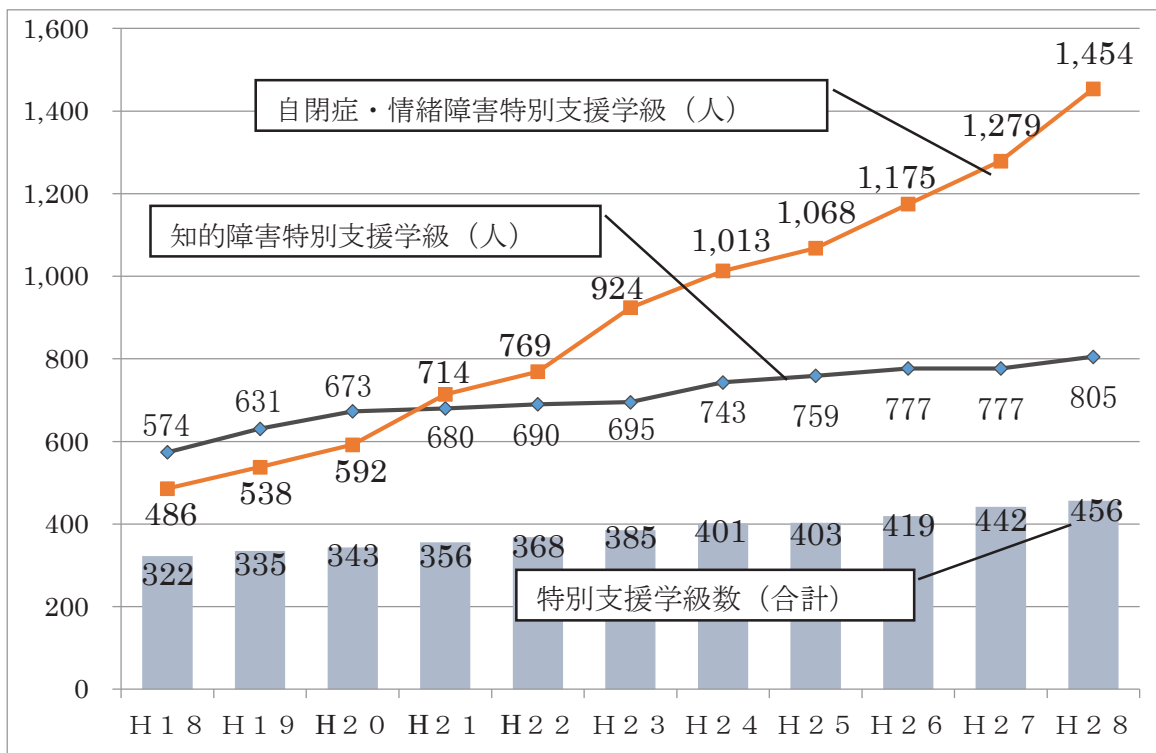
4 特別支援学級在籍児童生徒の推移

○特に「自閉症・情緒障害特別支援学級」に在籍する児童生徒が、年々増え続けており、小学校は全国2位、中学校は全国1位。(H29)

小学校

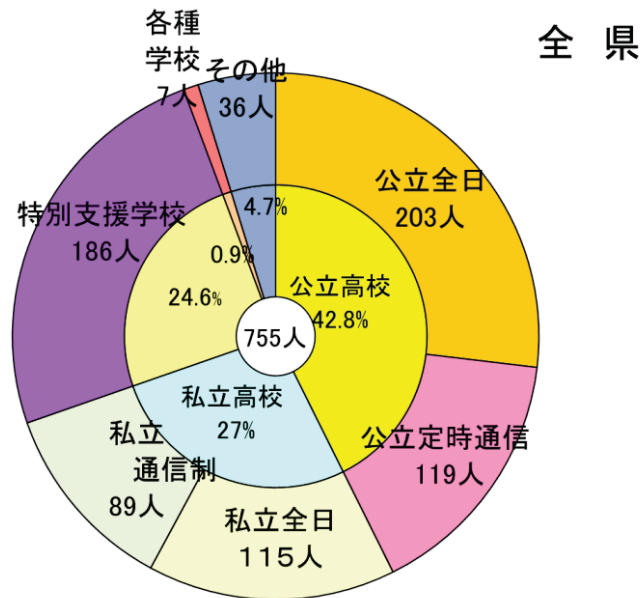


中学校

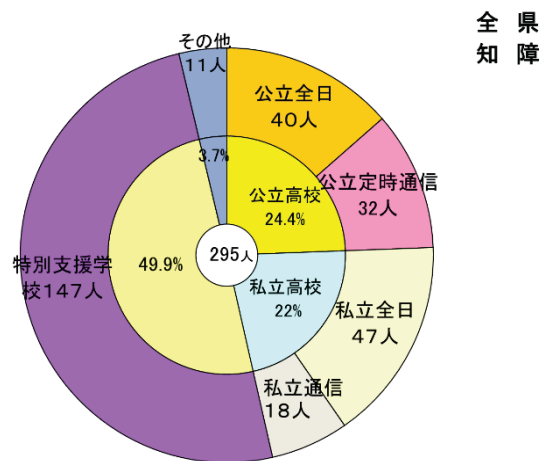


5 平成 28 年度 中学校特別支援学級卒業生の進路状況

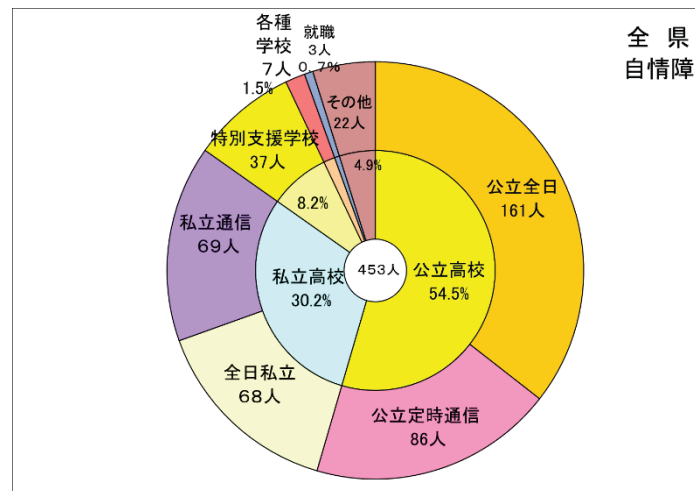
○特別支援学級を卒業後、高等学校へ進学する生徒が多い。(全国平均 H28 39.1% 全国 2位)



知的障害特別支援学級



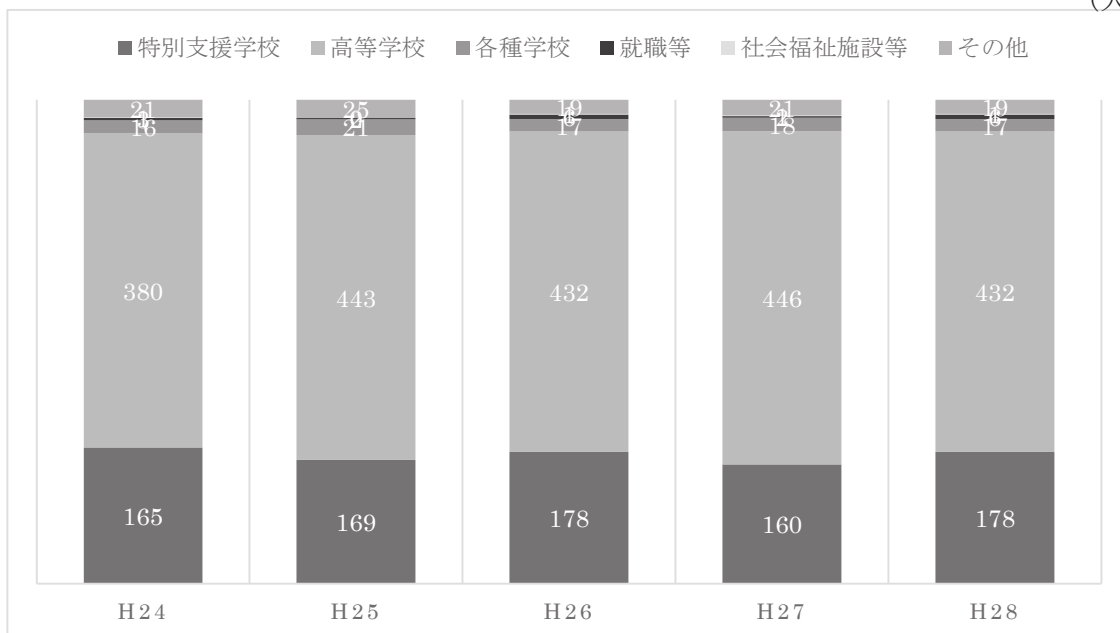
自閉症・
情緒障害特別支援学級



6 中学校特別支援学級卒業生の進路状況

○毎年、中学校特別支援学級卒業生の6割以上が高等学校に進学している。

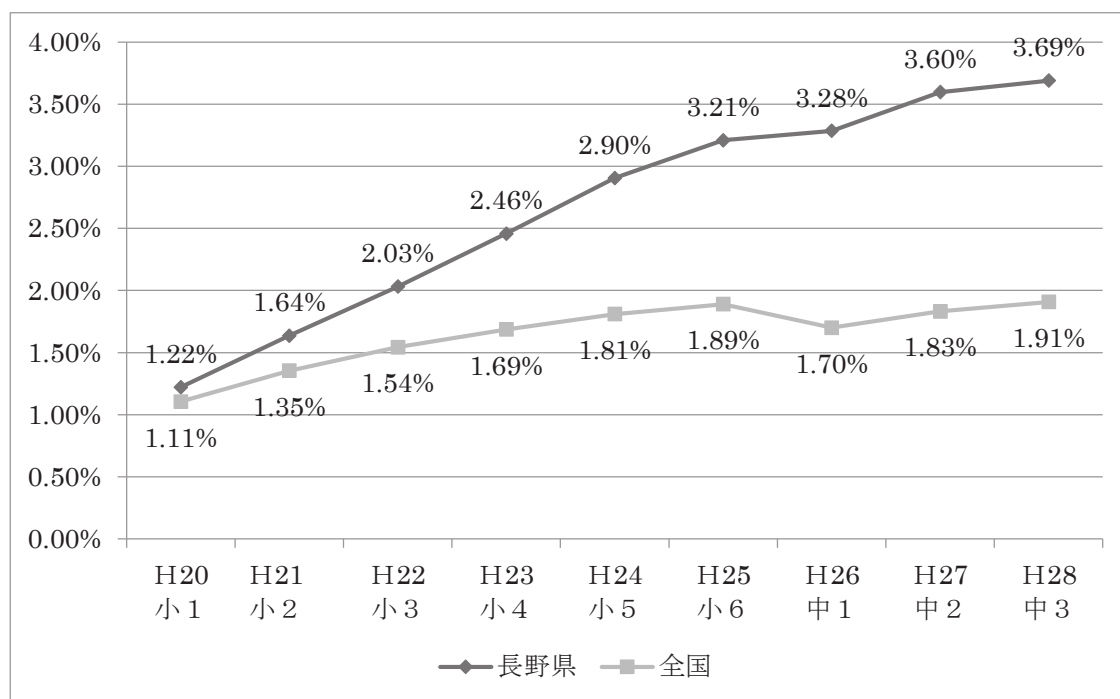
(人)



7 特別支援学級在籍率の学年進行による推移（全国比較）

[平成20年度に小学校に入学し、平成28年度に中学校を卒業した学年の年度ごとの在籍率の推移]

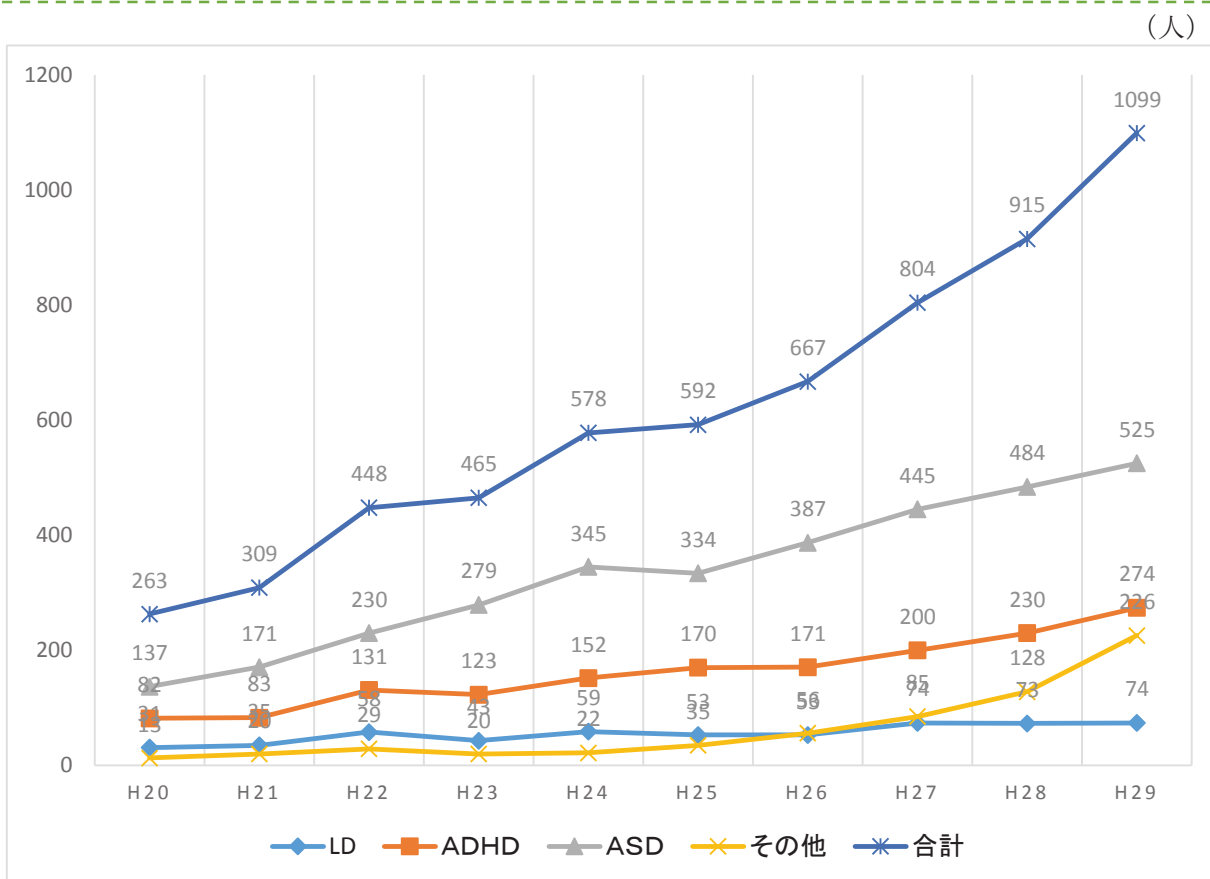
○H20年度の入学時は全国と同程度だが、その後、通常の学級から特別支援学級に移る率が全国に比して高く、学年を追うごとに差が開いている。



資料Ⅱ 高等学校の状況

1 高等学校における発達障がいに関する実態調査の結果

○高等学校においても、発達障がいの診断等がある生徒は増え続けており、医師による診談のある生徒は2.22%（H29）。すべての定時制、通信制高校に発達障がいの診断のある生徒が在籍している。



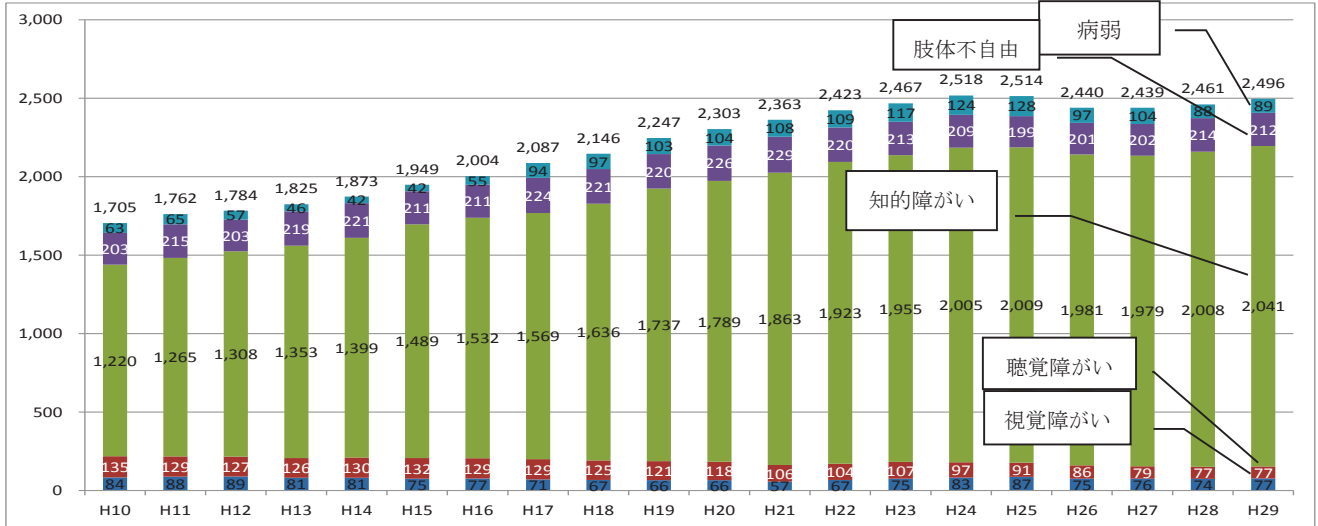
・学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症等（ASD等）の数値は、本県独自調査による。（ASD等には、広汎性発達障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群、反抗挑戦性障害、複数の診断等を含む。）

資料Ⅲ 特別支援学校の状況

1 特別支援学校児童生徒数の推移

○視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・病弱特別支援学校の児童生徒数は、ほぼ横ばい。知的障がい特別支援学校児童生徒は微増傾向。

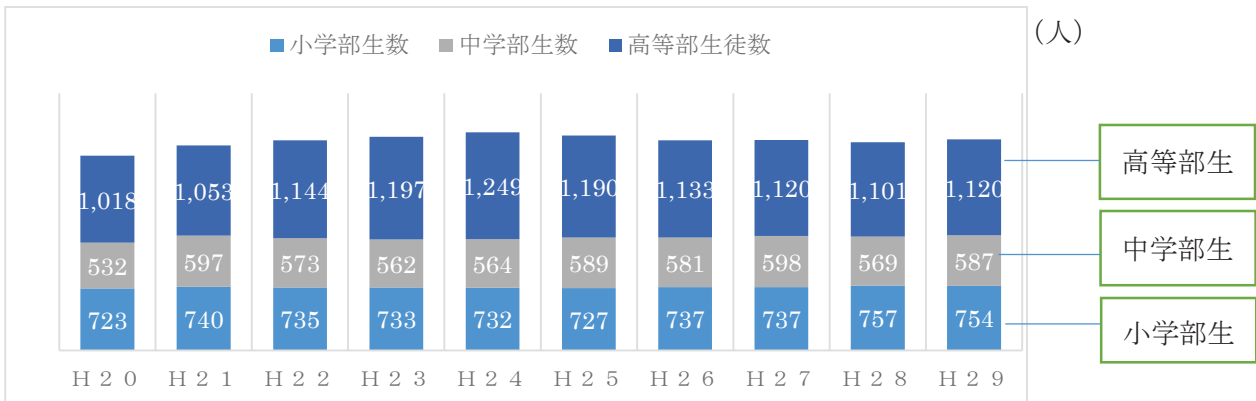
(人)



2 特別支援学校 各部の児童生徒数の推移

○高等部生が占める割合が高い。

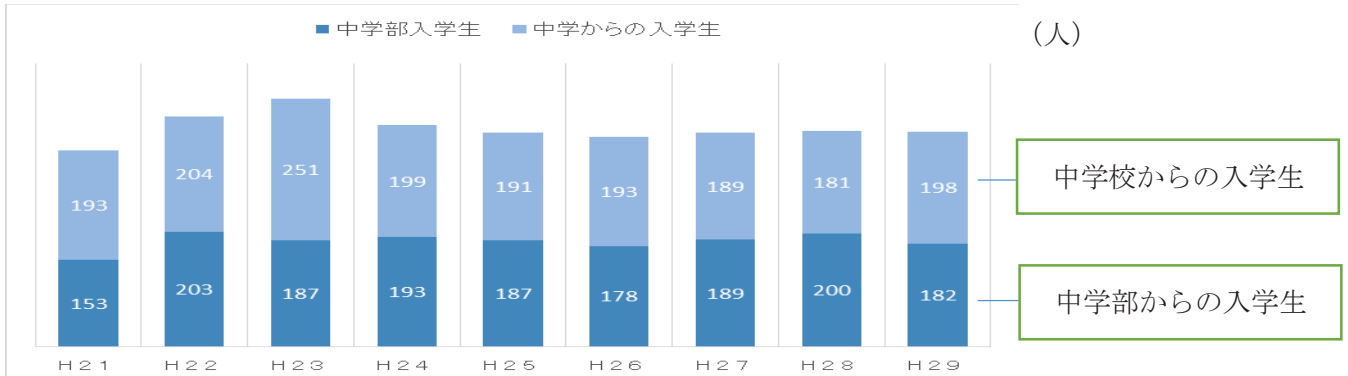
(人)



3 高等部1年生の出身校種別生徒数の推移

○高等部に入学する生徒の約半数が、中学校からの入学生である。

(人)



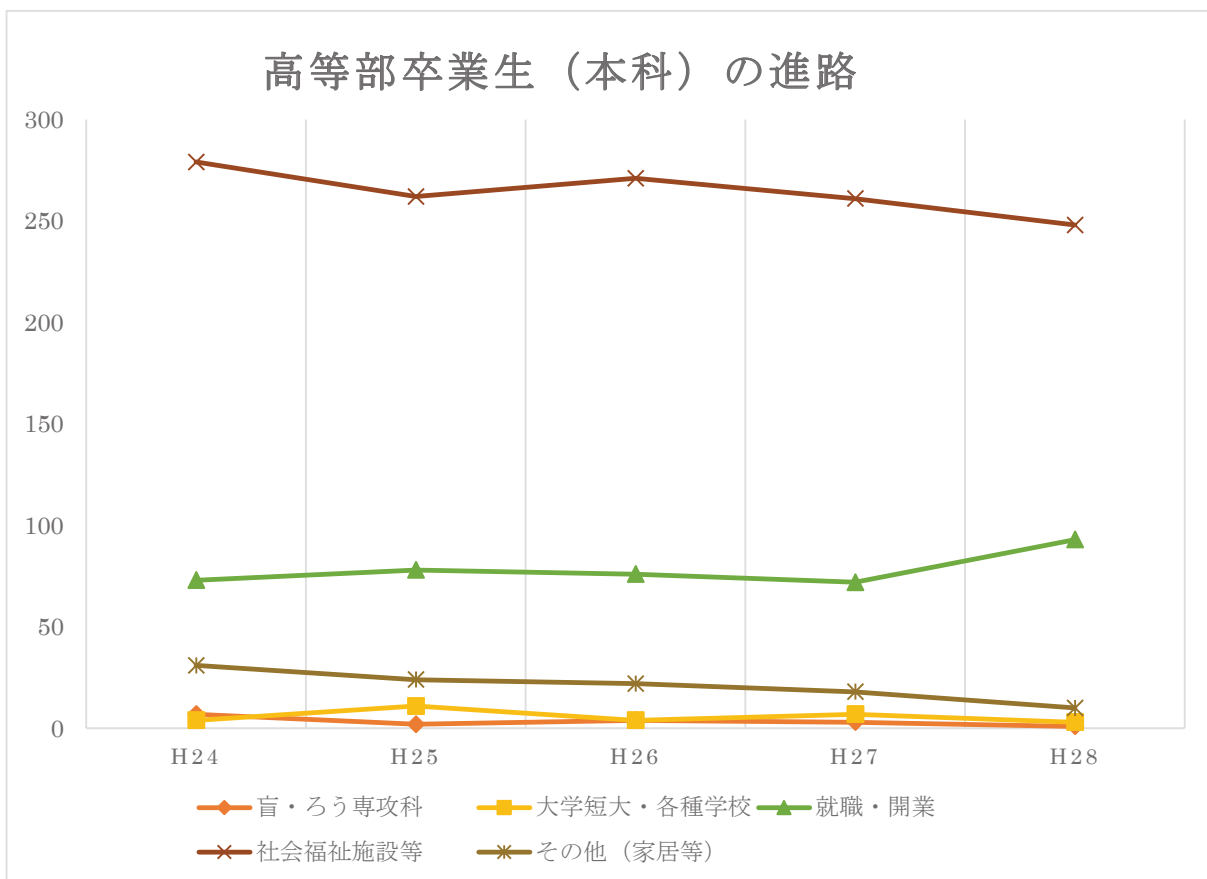
4 高等部卒業生（本科）の進路

○卒業生の約7割の進路先が社会福祉施設等である。一般就労をする生徒は約2割で推移している。

(人)

進路	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
盲・ろう専攻科	7 (1.8%)	2 (0.5%)	4 (1.0%)	3 (0.8%)	1 (0.3%)
大学短大・各種学校	4 (1.0%)	11 (2.9%)	4 (1.0%)	9 (2.5%)	3 (0.8%)
就職・開業	73 (18.5%)	78 (20.7%)	76 (20.2%)	72 (19.8%)	93 (26.2%)
社会福祉施設等	279 (70.8%)	262 (69.5%)	271 (71.9%)	261 (71.9%)	248 (69.9%)
その他 家居等	31 (7.9%)	24 (6.0%)	22 (5.9%)	18 (5.0%)	10 (2.8%)
計	394	377	377	363	355

(人)



5 特別支援学校高等部卒業生の現場実習実施状況と就職率

○就職率は全国平均を下回っている。現場実習での実習者数、一般就労者数ともほぼ横倍で推移。

		H24	H25	H26	H27	H28
長野県	卒業者数	394 人	377 人	377 人	363 人	355 人
	現場実習実施者数	128 人	134 人	126 人	116 人	120 人
	一般就労者数	73 人	78 人	76 人	72 人	93 人
	現場実習実施者の就職率	57.0%	58.2%	60.3%	62.0%	77.5%
	就職率	18.5%	20.7%	20.2%	19.8%	26.2%
全国	就職率	27.7%	28.4%	28.8%	29.4%	30.1%

6 特別支援学校高等部分教室卒業生の進路状況

○高等部分教室の一般就労率は高い。

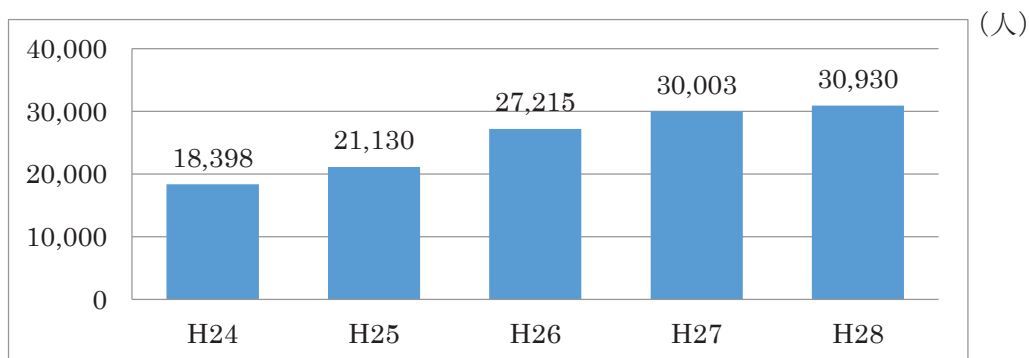
	H25	H26	H27	H28
卒業生	20 人	23 人	28 人	30 人
一般就労者数	14 人	19 人	21 人	25 人
就職率	70%	82.6%	75%	83.3%

※高等部分教室

学校名	分教室名	設置場所	設置
稲荷山養護学校	更級分教室	更級農業高等学校	H17
長野養護学校	朝陽教室	長野盲学校	H22
安曇養護学校	あづみ野分教室	南安曇農業高等学校	H22
伊那養護学校	中の原分教室	上伊那農業高等学校	H24
小諸養護学校	うすだ分教室	佐久平総合技術高等学校（臼田キャンパス）	H26
長野養護学校	すざか分教室	須坂創成高等学校（前須商キャンパス）	H28
松本養護学校	しなの木教室	松本盲学校	H28

7 特別支援学校への延べ相談件数

○就学相談（判断）件数は増加し続けている。

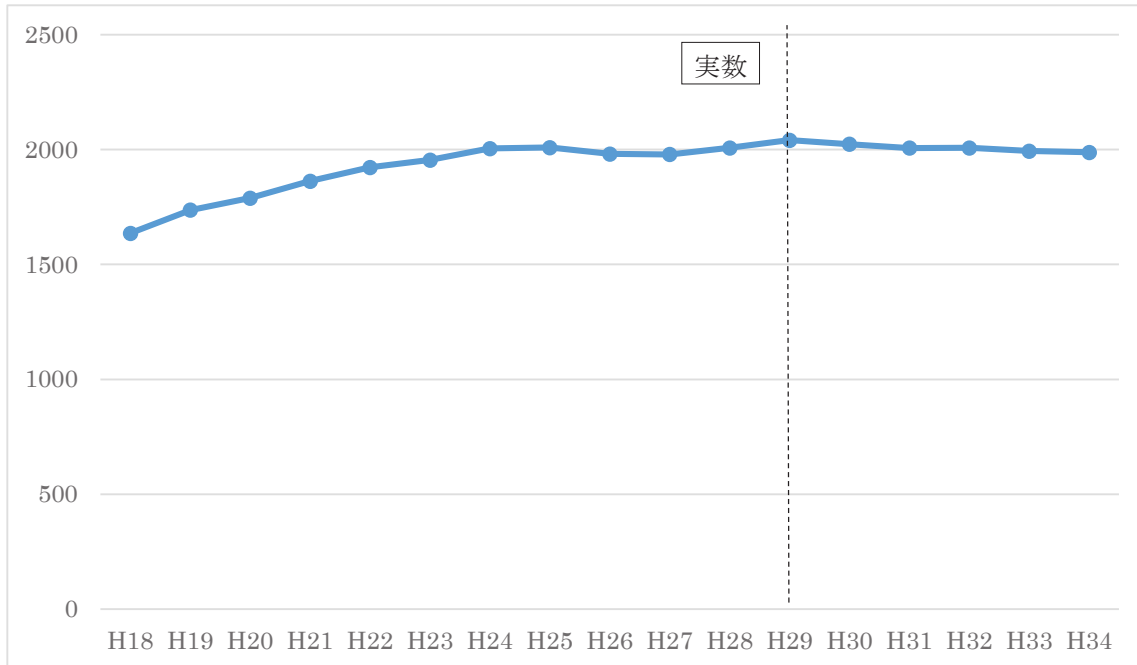


8 特別支援学校 児童生徒数の推移と今後の見込み

○視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱特別支援学校ともにほぼ横ばい傾向がある。

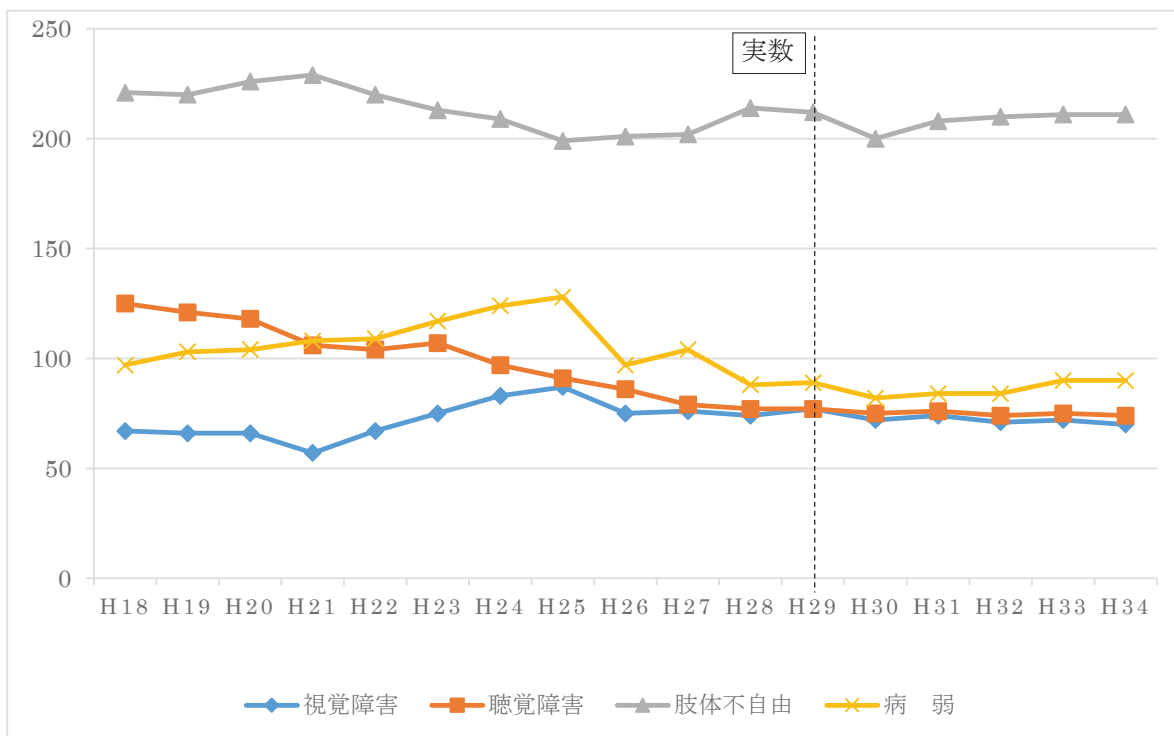
(1) 知的障がい特別支援学校

(人)



(2) 視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱の特別支援学校

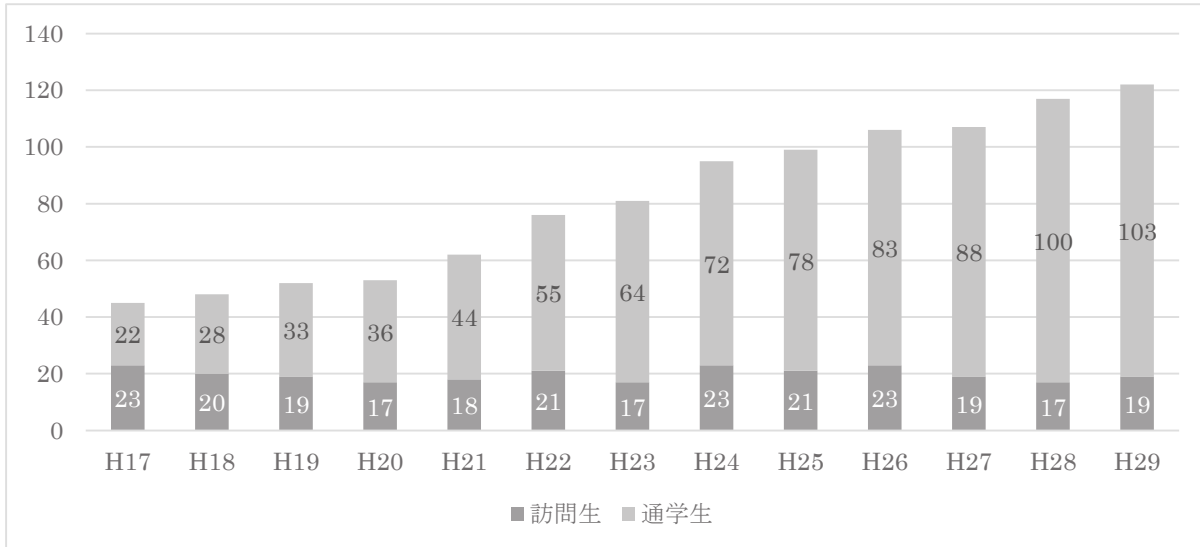
(人)



9 特別支援学校において学校看護師による医療的ケアを受けている児童生徒数の推移

○特別支援学校において学校看護師による医療的ケアを受けている児童生徒は年々増加しており、特に通学生が増加している。(H29 17校に在籍)

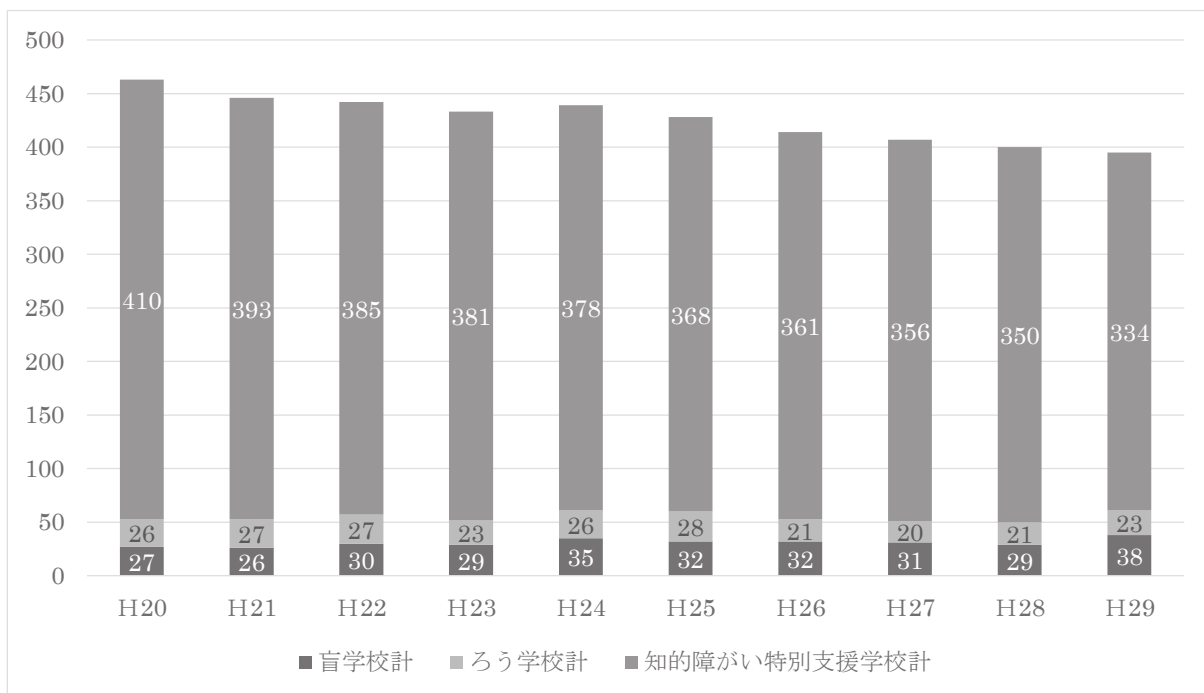
(人)



10 特別支援学校における寄宿舎を利用している児童生徒数の推移

○特別支援学校の寄宿舎は15校に設置されており、盲・ろう学校においては横ばい、知的障がい特別支援学校においては減少、全体としては年々減少している。

(人)

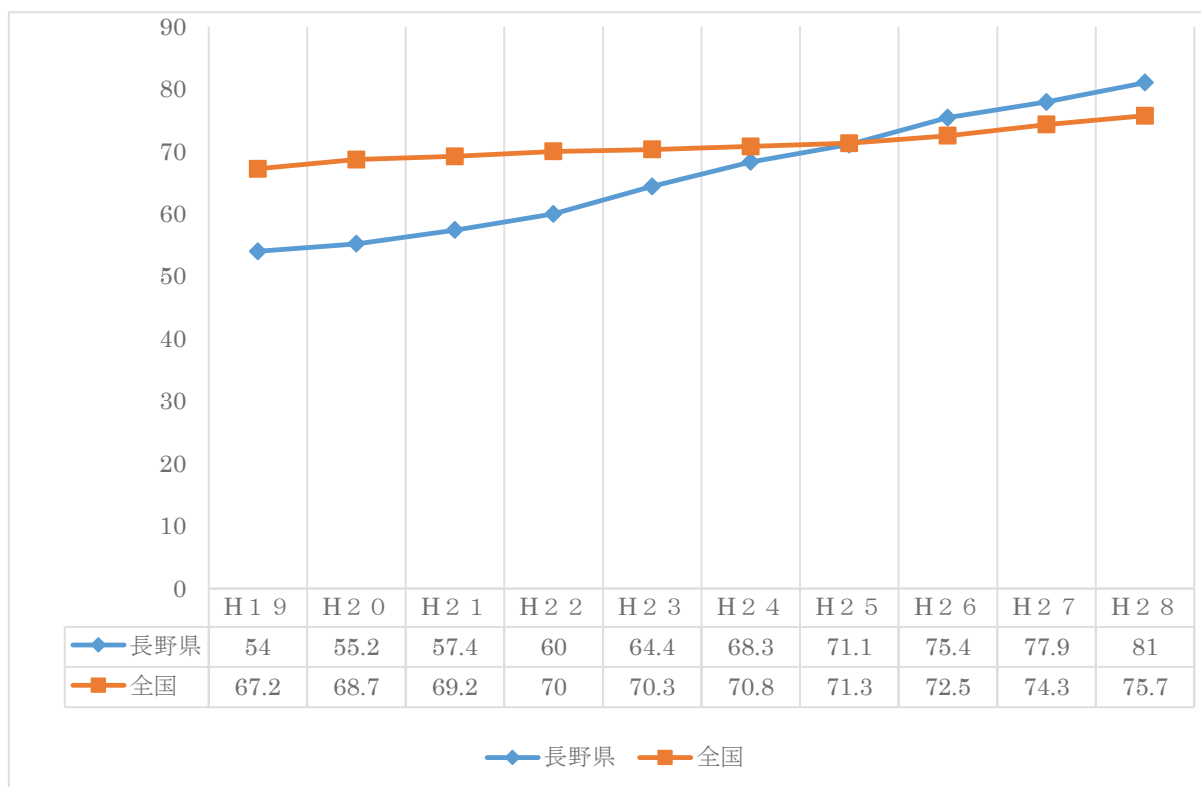


11 特別支援学校における免許保有率

○特別支援学校における特別支援学校教諭免許保有率は、年々増加している。

(国は、平成 32 年度末までの間に、おおむねすべての特別支援学校の教員が特別支援学校教諭の免許状を所持することを目指す方向性を示している)

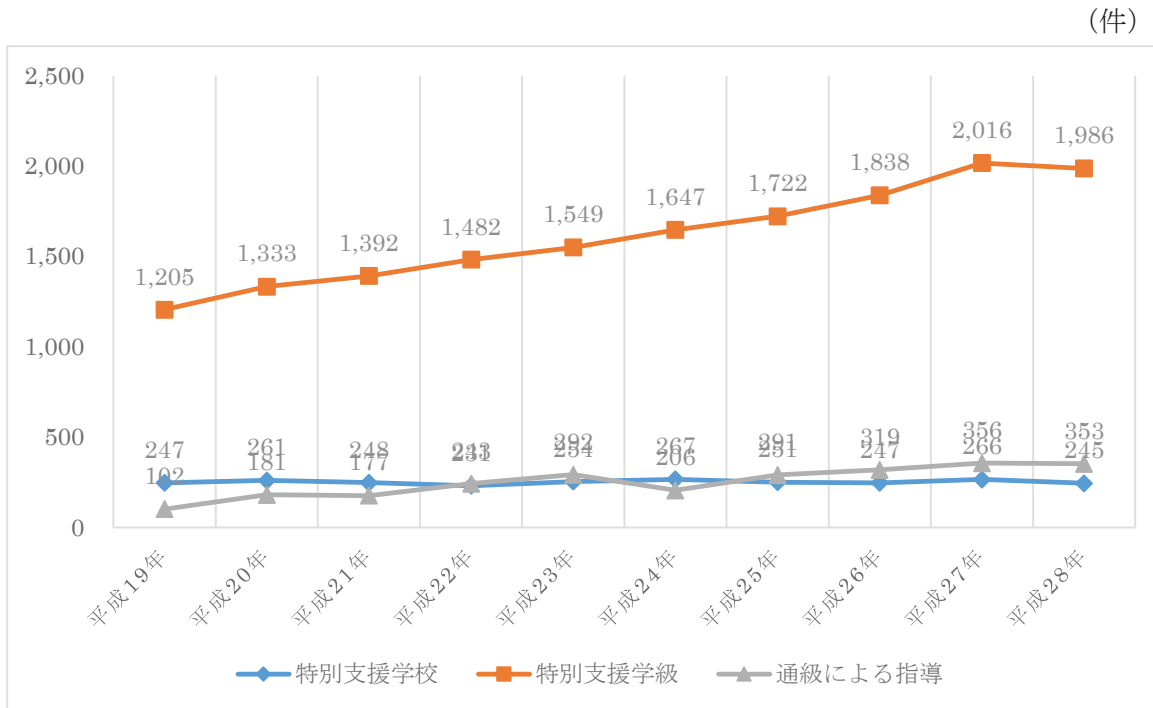
(%)



資料Ⅳ 地域連携・就学相談の状況

1 市町村教育支援委員会の判断件数の推移

○就学相談（判断）件数は増加傾向である。



2 学びの場の見直し実施状況

(自閉症・情緒障害特別支援学級から通常学級へ学びの場を変更した児童生徒数)

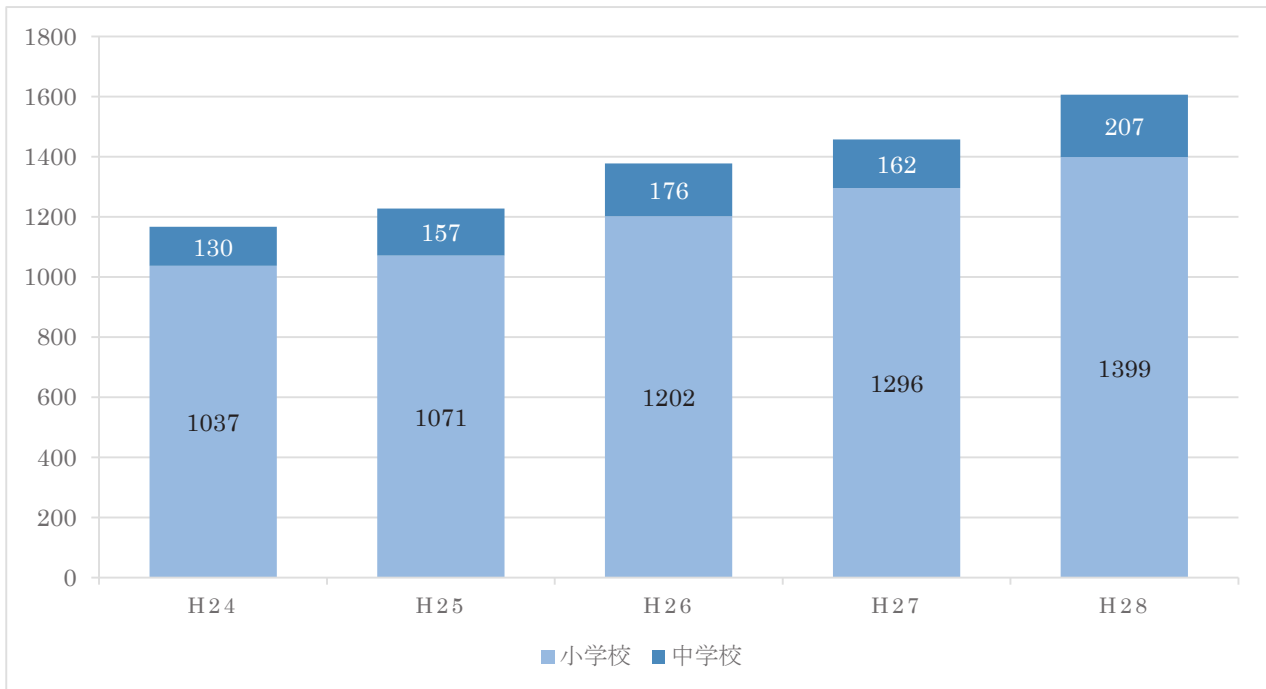
○学びの場の見直しが進んでいる。



3 特別支援学校児童生徒の居住地校交流の実施状況

○特別支援学校の児童生徒で、居住地校との交流及び共同学習を実施する児童生徒が増えている。

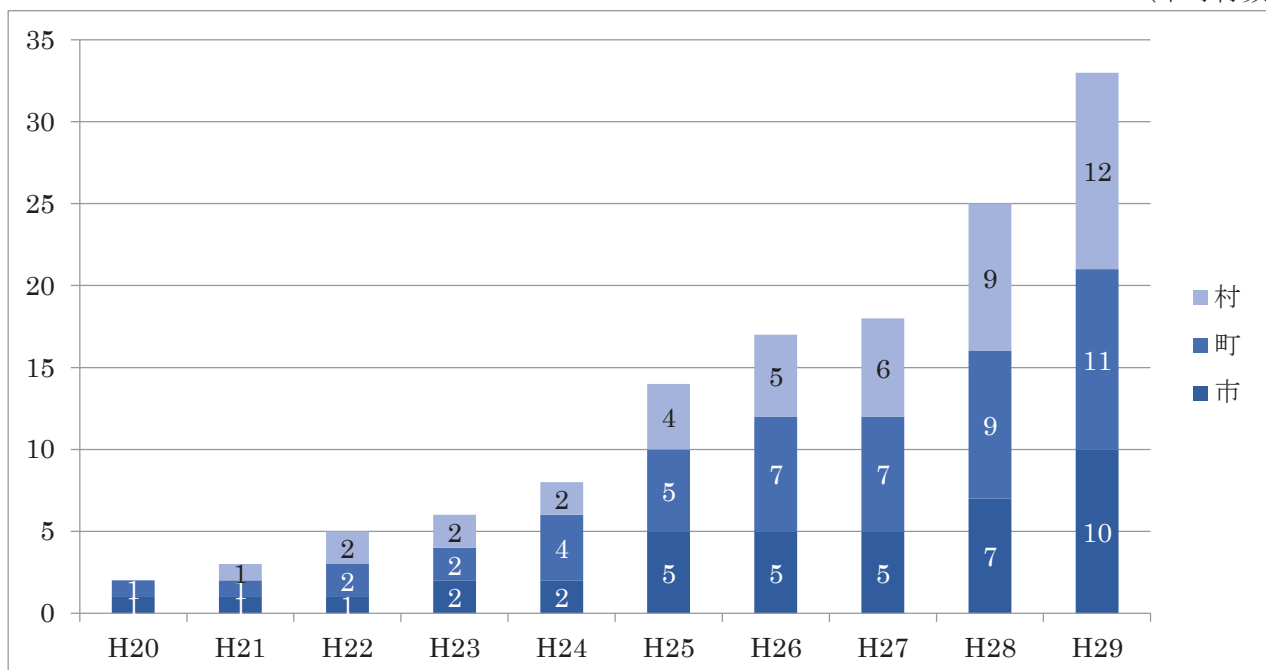
(回)



4 副次的な学籍（副学籍）を実施している市町村

○副次的な学籍に取り組む市町村が、年々増えている。

(市町村数)



参考資料

計画策定までの経過

【平成 28 年度】

- 長野県特別支援教育連携協議会
 - 第 1 回（9 月 1 日）
 - ・ 長野県特別支援教育推進計画（H24～H29）の現状と課題
 - 第 2 回（12 月 21 日）
 - ・ 長野県が目指すこれからの「インクルーシブな教育」について
 - ・ 長野県における特別支援教育の現状と課題について
- 専門家委員会
 - 第 1 回（9 月 29 日）
 - ・ 小・中学校における、通常の学級を基盤に連続性のある多様な教育対応を展開できるよ
うにするための方策について
 - 第 2 回（11 月 28 日）
 - ・ 長野県が目指すべき「インクルーシブな教育」について

【平成 29 年度】

- 長野県特別支援教育連携協議会
 - 第 1 回（5 月 25 日）
 - ・ 次期特別支援教育推進計画について
 - 第 2 回（7 月 20 日）
 - ・ 次期特別支援教育推進計画 骨子案について
 - 第 3 回（9 月 21 日）
 - ・ 次期特別支援教育推進計画原案について
 - 第 4 回（11 月 22 日）
 - ・ 次期特別支援教育推進計画（案）について
 - 第 5 回（3 月 12 日）
 - ・ 次期特別支援教育推進計画（案）について
 - 専門家委員会
 - 第 1 回（5 月 11 日）
 - ・ インクルーシブな教育に向かう中であって特別支援学校の果たす役割について
 - ・ 次期長野県特別支援教育推進計画の柱と論点について
 - 第 2 回（9 月 5 日）
 - ・ インクルーシブな教育の中における長野県の特別支援教育のあり方について
- ※ パブリックコメント（平成 30 年 1 月 22 日～2 月 20 日）

長野県特別支援教育連携協議会委員名簿

(五十音順 敬称略)

氏名	所属・職名
長田 芳子	長野県野沢南高等学校 校長
小沢 智子	松本市立菅野小学校 校長
沓掛 英明	青木村教育委員会 教育長（座長）
清水 閣成	南箕輪村教育委員会 教育長
庄司 和史	信州大学教職支援センター 教授
城田 真裕	高山村立高山中学校 校長
関 ひろみ	独立行政法人 国立病院機構 東長野病院 小児科医長
原 孝雄	長野県安曇養護学校 教諭（公募委員）
樋口 一宗	東北福祉大学教育学部 教授
平林 さとみ	諏訪市立四賀小学校 特別支援教育コーディネーター（H29）
福山 文子	長野県木曾養護学校 校長
布山 清保	長野大学社会福祉学部 教授
細田 千津	長野県長野養護学校 教諭（H28）
山賀 恵都子	上田市子育て・子育て支援課 課長（H29）
吉澤 恵子	上田市子育て・子育て支援課 課長補佐（H28）
吉本 洋子	長野県養護学校PTA連盟顧問（公募委員）
綿貫 好子	社会福祉法人 廣望会 アトリエ CoCo 施設長

長野県特別支援教育連携協議会作業部会（専門家委員会）委員名簿

(五十音順 敬称略)

氏名	所属・職名
櫻井 康博	埼玉大学教育学部 教授
永松 裕希	信州大学教育学部長
樋口 一宗	東北福祉大学教育学部 教授
小林 雅彦	オブザーバー 長野県市町村教育委員会連絡協議会 須坂市教育委員会 教育長

第2次長野県特別支援教育推進計画

2018年（平成30年）3月発行

編集 長野県教育委員会特別支援教育課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

TEL：026-235-4756

FAX：026-235-7459